

改正 令和 2 年 2 月 5 日 原規規発第 2002054 号-7 原子力規制委員会決定

令和 2 年 2 月 5 日

原子力規制委員会

研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈等の一部改正について

次の各号に掲げる規程の一部を、それぞれ当該各号に定める表により改正する。

- (1) 研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（原管 P 発第 1306193 号） 別表第 1
- (2) 研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準（原管 P 発第 1306196 号） 別表第 2
- (3) 試験研究の用に供する原子炉等における保安規定の審査基準（原規研発第 1311273 号） 別表第 3
- (4) 加工施設における保安規定の審査基準（原管研発第 1311274 号） 別表第 4
- (5) 使用済燃料貯蔵施設における保安規定の審査基準（原管廃発第 1311274 号） 別表第 5
- (6) 使用施設等における保安規定の審査基準（原規研発第 1311275 号） 別表第 6
- (7) 再処理施設における保安規定の審査基準（原管研発第 1311278 号） 別表第 7
- (8) 第二種廃棄物埋設事業に係る廃棄物埋設施設における保安規定の審査基準（原管廃発第 1311278 号） 別表第 8
- (9) 廃棄物管理施設における保安規定の審査基準（原管廃発第 13112712 号） 別表第 9
- (10) 廃止措置段階の試験研究用等原子炉施設における保安規定の審査基準（原管廃発第 13112714 号） 別表第 10

#### 附 則

この規程は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 15 号）第 3 条の規定の施行の日（令和 2 年 4 月 1 日）から施行する。

別表第1 研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第23条 (炉心等)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 第2項に規定する「その他の燃料体、減速材及び反射材並びに炉心支持構造物に加わる負荷」には、燃料体における核分裂生成物質の蓄積による燃料被覆管の内圧上昇及び熱応力等の荷重を含む。</p> <p>3 <u>第1項から第3項の燃料体の物理的性質、化学的性質及び強度等については「燃料体に関する要求事項 (別記-2)」によること。</u></p>	<p>第22条 (炉心等)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 第2項における「その他の燃料体、減速材及び反射材並びに炉心支持構造物に加わる負荷」には、燃料体における核分裂生成物質の蓄積による燃料被覆管の内圧上昇、熱応力等の荷重を含むものとする。</p> <p>(新設)</p>
<p>(別記-2として、別添の内容を加える。)</p>	

## 燃料体に関する要求事項

技術基準規則第22条第1項の規定に対応する燃料体に関する要求事項については、以下のとおりとする。この場合において、以下の規定は、法第43条の3の11第2項に定める使用前事業者検査の確認を行うまでの間適用する。

## 1. 二酸化ウラン燃料材

二酸化ウラン燃料材は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。

- (1) 高速増殖炉以外の発電用原子炉に用いる場合にあつては、次の表の上欄に掲げる元素を含有する場合における当該元素の含有量のウランの含有量に対する百分率の値は、それぞれ同表の下欄に掲げる値であること。

炭素	0.010 以下
ふっ素	0.0015 以下
水素	0.0002 以下
窒素	0.0075 以下

- (2) 高速増殖炉に用いる場合にあつては、当該燃料体に含まれる不純物の含有量の全重量に対する百分率の値は、実用上差し支えないものであること。
- (3) ウラン 235 の含有量のウランの含有量に対する百分率の値の偏差は、著しく大きくないこと。
- (4) ペレット型燃料多剤にあつては、ペレットが次に適合すること。
- ① 各部分の寸法の偏差は、著しく大きくないこと。
  - ② 密度の偏差は、著しく大きくないこと。
  - ③ 表面に割れ、傷等で有害なものがないこと。
  - ④ 表面に油脂、酸化物等で有害な付着物がないこと。
- (5) ガドリニウムを添加していないものにあつては次に適合すること
- ① ウランの含有量の全重量に対する百分率の値は、87.7 以上であること。
  - ② 酸素の原子数のウランの原子数に対する比率の値は、1.99 以上 2.02 以下であること。
- (6) ガドリニウムを添加したものにあつては、次に適合すること。
- ① ウランの含有量の全重量に対する百分率の値は、実用上差し支えないものであること。
  - ② 酸素の原子数のウランの原子数に対する比率の値は、実用上差し支えないものであること。
  - ③ ガドリニウムの含有量の全重量に対する百分率の値の偏差は、著しく大きくないこと。
  - ④ ガドリニウムの均一度は、実用上差し支えないものであること。

## 2. ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料材

ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料材は、次のいずれにも適合するものでなければならない。

- (1) 各元素の含有量の全重量に対する百分率の値の偏差は、著しく大きくないこと。
- (2) 酸素の原子数のウラン及びプルトニウムの原子数の合計に対する比率の値は、実用上差し支えないものであること。
- (3) ウラン 235、プルトニウム 239 及びプルトニウム 241 の含有量の合計のウラン及びプルトニウ

ムの含有量の合計に対する百分率の値の偏差は、著しく大きくないこと。

- (4) プルトニウムの均一度は、実用上差し支えがないものであること。
- (5) ペレット型燃料材にあつては、ペレットが次に適合すること。
  - ① 各部分の寸法の偏差は、著しく大きくないこと。
  - ② 密度の偏差は、著しく大きくないこと。
  - ③ 表面に割れ、傷等で有害なものがないこと。
  - ④ 表面に油脂、酸化物等で有害な付着物がないこと。

### 3. ジルコニウム合金燃料被覆材

ジルコニウム合金燃料被覆材は、次のいずれにも適合するものでなければならない。

- (1) 各部分の寸法の偏差は、著しく大きくないこと。
- (2) 被覆材の軸は、著しく湾曲していないこと。
- (3) 各元素の含有量の全重量に対する百分率の値は、日本産業規格 H4751 (2016)「ジルコニウム合金管」の「4 品質」の表 2 及び表 3 に規定する値であること。
- (4) 日本産業規格 H4751 (2016)「ジルコニウム合金管」の「附属書 3 水素化物方位試験方法」又はこれと同等の方法によって水素化物方位試験を行ったとき、水素化物方向性係数が 0.45 を超えないこと。
- (5) 日本産業規格 H4751 (2016)「ジルコニウム合金管」の「附属書 4 超音波探傷試験方法」又はこれと同等の方法によって超音波探傷試験を行ったとき、対比試験片の人工傷からの欠陥信号と同等以上の欠陥信号がないこと。
- (6) 表面に割れ、傷等で有害なものがないこと。
- (7) 表面に油脂、酸化物等で有害な付着物がないこと。
- (8) 表面の粗さの程度は、実用上差し支えがないものであること。
- (9) 日本産業規格 H4751 (2016)「ジルコニウム合金管」の「附属書 2 腐食試験方法」又はこれと同等の方法によって腐食試験を行ったとき、表面に著しい白色又は褐色の酸化物が付着せず、かつ、腐食質量増加が 3 日間で 22mg/dm 以下又は 14 日間で 38mg/dm<sup>2</sup> 以下であること。
- (10) 再結晶焼きなましを行ったものにあつては、次に適合すること。
  - ① 日本産業規格 H4751 (2016)「ジルコニウム合金管」の「附属書 1 結晶粒度試験方法」又はこれと同等の方法によって結晶粒度試験を行ったとき、結晶粒度が結晶粒度番号 7 同等又はそれより細かいこと。
  - ② 日本産業規格 Z2241 (2011)「金属材料引張試験方法」又はこれと同等の方法によって引張試験を行ったとき、引張強さ、耐力及び伸びが日本産業規格 H4751 (2016)「ジルコニウム合金管」の「4 品質」の表 4 に規定する値であること。
- (11) 応力除去焼きなましを行ったものにあつては、日本産業規格 Z2241 (2011)「金属材料引張試験方法」又はこれと同等の方法によって引張試験を行ったとき、引張強さ、耐力及び伸びが必要な値であること。

### 4. ステンレス鋼燃料被覆材

ステンレス鋼燃料被覆材は、次のいずれにも適合するものでなければならない。

- (1) 各部分の寸法の偏差は、著しく大きくないこと。
- (2) 被覆材の軸は、著しく湾曲していないこと。
- (3) 次の表の上欄に掲げる元素を含有する場合における当該元素の含有量の全重量に対する百分率の値は、それぞれ同表の下欄に掲げる値であること。

炭素	0.08 以下
けい素	1.00 以下
マンガン	2.00 以下
リン	0.040 以下
硫黄	0.030 以下
ニッケル	10.00 以上 14.00 以下
クロム	16.00 以上 18.00 以下
モリブデン	2.00 以上 3.00 以下

- (4) ニオブ、チタン及びホウ素の含有量の全重量に対する百分率の値は、それぞれ実用上差し支えないものであること。
- (5) 日本産業規格 Z2344 (1993)「金属材料のパルス反射法による超音波探傷試験方法通則」又はこれと同等の方法によって超音波探傷試験を行ったとき、対比試験片の人工傷からの欠陥信号と同等以上の欠陥信号がないこと。
- (6) 表面に割れ、傷等で有害なものがないこと。
- (7) 表面に油脂、酸化物等で有害な付着物がないこと。
- (8) 表面の粗さの程度は、実用上差し支えないものであること。
- (9) 結晶粒度は、実用上差し支えないものであること。
- (10) 日本産業規格 Z2241 (2011)「金属材料引張試験方法」又はこれと同等の方法によって引張試験を行ったとき、引張強さ、耐力及び伸びが必要な値であること。

#### 5. ジルコニウム合金端栓

- (1) 再結晶焼きなましを行ったジルコニウム合金端栓は、日本産業規格 Z2241 (2011)「金属材料引張試験方法」又はこれと同等の方法によって次の表の上欄に掲げるいずれかの試験温度において引張試験を行ったとき、引張強さ、耐力及び伸びが同欄に掲げる試験温度の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値であるものでなければならない。

温度	引張試験		
	引張強さ (N/mm <sup>2</sup> )	耐力 (N/mm <sup>2</sup> )	伸び (%)
10℃以上 35℃以下	415 以上	240 以上	14 以上
316℃	215 以上	105 以上	24 以上

- (2) 応力除去焼き鈍しを行ったジルコニウム合金端栓は、日本産業規格 Z2241 (2011)「金属材料引張試験方法」又はこれと同等の方法によって引張試験を行ったとき、引張強さ、耐力及び伸びが必要な値であること。
- (3) 前記 2. の規定はジルコニウム合金端栓に準用する。ただし、第六条第三号の日本産業規格 H4751(2016)「ジルコニウム合金管」の「4 品質」の表 3 に掲げるニオブ及びカルシウムを除く。

#### 6. ステンレス鋼端栓

前記 4. (2)、(5)、(8)及び(9)を除く。) の規定は、ステンレス鋼端栓に準用する。

#### 7. その他の部品

燃料材、燃料被覆材、端栓以外の燃料体の部品は、次のいずれにも適合するものでなければならない。

- (1) 各部分の寸法の偏差は、著しく大きくないこと。
- (2) 表面に割れ、傷等で有害なものがないこと。
- (3) 表面に油脂、酸化物等で有害な付着物がないこと。
- (4) 支持格子、上部支持板、下部支持板、ワイヤスペーサ、ラップ管、ハンドリングヘッド及びエントランスノズルにあつては、次に適合すること
  - ① 各元素の含有量の全重量に対する百分率の値の偏差は、著しく大きくないこと。
  - ② 日本産業規格 Z2241 (2011)「金属材料引張試験方法」又はこれと同等の方法によって引張試験を行ったとき、引張強さ、耐力及び伸びが必要な値であること。

#### 8. 燃料要素

燃料要素は、次のいずれにも適合するものでなければならない。

- (1) 各部分の寸法の偏差は、著しく大きくないこと。
- (2) 燃料要素の軸は、著しく湾曲していないこと。
- (3) 表面に割れ、傷等で有害なものがないこと。
- (4) 表面に油脂、酸化物等で有害な付着物がないこと。
- (5) 日本産業規格 Z4504(2008)「放射線表面汚染の測定方法－β線放出核種（最大エネルギー0.15MeV以上）及びα線放出核種」における間接測定法又はこれと同等の方法によって測定したとき、表面に付着している核燃料物質の量が  $0.00004\text{Bq}/\text{mm}^2$  を超えないこと。
- (6) ヘリウム漏えい試験を行ったとき、漏えい量が1億分の  $304\text{MPa}\cdot\text{mm}^3/\text{s}$  を超えないこと。
- (7) 溶接部にブローホール、アンダーカット等で有害なものがないこと。
- (8) 部品の欠如がないこと。

#### 9. 燃料体

燃料要素の集合体である燃料体は、次のいずれにも適合するものでなければならない。

- (1) 各部分の寸法の偏差は、著しく大きくないこと。
- (2) 表面に割れ、傷等で有害なものがないこと。
- (3) 表面に油脂、酸化物等で有害な付着物がないこと。
- (4) 部品の欠如がないこと。

別表第2 研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>発電用原子炉設置者は、核原料物質、核燃料物質及び<u>原子炉</u>の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の24第1項の規定に基づき、<u>工場又は事業所</u>ごとに保安規定を定め、<u>発電用原子炉施設の設置の工事に着手する前に原子力規制委員会</u>の認可を受けることが義務付けられている。</p> <p>これを受け、認可を受けようとする発電用原子炉設置者は、研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成12年総理府令第122号。以下「研開炉規則」という。）第87条第1項各号において規定されている<u>事項</u>について定め、申請書を提出することが求められている。</p> <p>申請書を受理した原子力規制委員会は、発電用原子炉設置者から申請された保安規定について、原子炉等規制法第43条の3の24第2項に定める認可要件である</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>原子炉等規制法第43条の3の5第1項若しくは第43条の3の8第1項の許可を受けたところ又は同条第3項若しくは第4項前段の規定により届け出たところによるものでないと認められないこと</u></li> <li>・<u>核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないものであると認められないこと</u></li> </ul>	<p>発電用原子炉設置者は、核原料物質、核燃料物質及び<u>発電用原子炉</u>の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の24第1項の規定に基づき、<u>事業所</u>ごとに保安規定を定め、<u>原子力規制委員会</u>の認可を受けることが義務付けられている。</p> <p>これを受け、認可を受けようとする発電用原子炉設置者は、研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成十二年総理府令第百二十二号。以下「研開炉規則」という。）第87条第1項において規定されている<u>各項目</u>について定め、申請書を提出することが求められている。</p> <p>申請書を受理した原子力規制委員会は、発電用原子炉設置者から申請された保安規定について、原子炉等規制法第43条の3の24第2項に定める認可要件である「<u>核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でない</u>と認められない」ことを確認するための審査を行うこととしている。</p>

を確認するための審査を行うこととしている。

したがって、保安規定の審査における基準を明確にする観点から、保安規定の認可の審査に当たって確認すべき事項を次のとおり定める。

ただし、研開炉規則第87条第1項各号において定められている事項の中には、設置の工事に着手する段階で定めることが困難であり、かつ、これらをその段階で定めていなくても災害の防止上支障がない事項が存在することから、核燃料物質を初めて工場若しくは事業所に搬入又は原子炉に装荷するまでの間において適用される保安規定の審査に当たっては、これらの事項を定める時期が設定されていること及びその時期までにこれらの事項を定めることにより、災害の防止上支障がないものと認められることを審査において確認することとする。

研開炉規則第87条第1項第1号 関係法令及び保安規定の遵守のための体制

1. 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。

2. (略)

したがって、保安規定の審査における基準を明確にする観点から、保安規定の認可の審査に当たって確認すべき事項を次のとおり定める。

(新設)

研開炉規則第87条第1項第1号 関係法令及び保安規定の遵守のための体制

○ 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき要領書、作業手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守し、その位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。

○ (略)



<p>(削る)</p>	<p><u>研開炉規則第87条第1項第2号</u> <u>安全文化醸成のための体制</u></p> <p>○ <u>安全文化を醸成するための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき要領書、作業手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、その位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。</u></p> <p>○ <u>保安の確保を最優先する価値観を組織の中で形成し、維持し、強化していく当該組織としての文化を継続的に醸成するための体制を確実に構築することが明確となっていること。</u></p>
<p><u>研開炉規則第87条第1項第2号</u> <u>品質マネジメントシステム</u></p> <p>1. <u>品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）については、原子炉等規制法第43条の3の5第1項又は第43条の3の8第1項の許可（以下単に「許可」という。）を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号）及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈（原規規発第1912257号-2（令和元年12月25日））を踏まえて定められていること。</u></p> <p>2. <u>具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位</u></p>	<p><u>研開炉規則第87条第1項第3号</u> <u>発電用原子炉施設の品質保証</u></p> <p>○ <u>「<u>「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第7条の3から第7条の3の7及び研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第26条の2から第26条の2の7の要求事項に対する社団法人日本電気協会電気技術規程「原子力発電所における安全のための品質保証規程（JEAC4111-2009）」の取扱いについて（内規）」（平成21・09・14原院第1号（平成21年10月16日原子力安全・保安院制定（NISA-165c-09-1、NISA-196c-09-3）））において認められたJEAC4111-2009又はそれと同等の規格に基づく品質保証計画が定められていること。</u></u></p> <p>○ <u>品質保証に関する記載内容については、「原子力発電所の保安規定における品質保証に関する記載について」（平成16・03・0</u></p>

置付けを含めて、発電用原子炉施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。

3. その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。

4. 手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。

(削る)

(削る)

4原院第3号(平成16年3月22日原子力安全・保安院制定(NISA-165a-04-3))を参考として記載していること。

(新設)

○ 作業手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、研開炉規則第71条に規定された要領書、作業手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といった品質保証に係る文書の階層的な体系の中で、その位置付けが明確にされていること。

○ 発電用原子炉施設の定期的な評価に関することについては、「実用発電用原子炉施設における定期安全レビューの実施について」(平成20・08・28原院第8号(平成20年8月29日原子力安全・保安院制定(NISA-167a-08-1)))を参考に、研開炉規則第72条に規定された発電用原子炉施設の定期的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的実施することが定められていること。

○ 発電用原子炉施設の定期的な評価に関することについては、研開

	<p><u>炉規則第72条第1項の規定に基づく措置を講じたときは、同項各号に掲げる評価の結果を踏まえて、発電用原子炉設置者及びその従業員が遵守すべき必要な措置（以下「保安活動」という。）の計画、実施、評価及び改善並びに品質保証計画の改善を行うことが定められていること。</u></p>
<p><u>研開炉規則第87条第1項第3号</u> 発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織</p> <p>1. <u>発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。</u> (削る)</p>	<p><u>研開炉規則第87条第1項第4号</u> 発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織</p> <p>○ <u>本店における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。</u></p> <p>○ <u>事業所における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。</u></p>
<p><u>研開炉規則第87条第1項第4号、第5号、第6号</u> 発電用原子炉主任技術者の職務の範囲等</p> <p>1. (略)</p> <p>2. <u>発電用原子炉主任技術者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、原子炉等規制法第43条の3の26第2項において準用する第42条第1項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容（<u>発電用原子炉</u>の運転に従事する者は、発電用原子炉主任技術者が保安のために行う指示に従うことを含む。）について適切に定められていること。また、発電用原子炉</u></p>	<p><u>研開炉規則第87条第1項第5号、6号、7号</u> 発電用原子炉主任技術者の職務の範囲等</p> <p>○ (略)</p> <p>○ <u>発電用原子炉主任技術者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、原子炉等規制法第43条の3の26第2項において準用する第42条第1項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容（<u>原子炉</u>の運転に従事する者は、発電用原子炉主任技術者が保安のために行う指示に従うことを含む。）について適切に定められていること。また、発電用原子炉</u></p>

<p>主任技術者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。</p> <p>3. 特に、発電用原子炉主任技術者が保安の監督に支障を来すことがないように、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも工場又は事業所の保安組織から発電用原子炉主任技術者が独立していることが求められるものではない。</p> <p>4. 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、電気事業法第43条第4項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容について適切に定められていること。また、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。</p> <p>5. 発電用原子炉主任技術者、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が相互の職務について情報を共有し、意思疎通を図ることが定められていること。</p>	<p>主任技術者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。</p> <p>○ 特に、発電用原子炉主任技術者が保安の監督に支障をきたすことがないように、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも事業所の保安組織から発電用原子炉主任技術者が、独立していることが当然に求められるものではない。</p> <p>○ 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が保安の監督の責務を十全に果たすことができるようにするため、電気事業法第43条第4項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容について適切に定められていること。また、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が監督を適切に行う上で必要な権限及び組織上の位置付けに関することが定められていること。</p> <p>○ 発電用原子炉主任技術者、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が相互の職務について情報を共有し、意思疎通が図られることが定められていること。</p>
<p><u>研開炉規則第87条第1項第7号</u> 保安教育</p> <p>1. 発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者（役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。）について、保安教育実施方針が定められていること。</p> <p>2. 従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。</p>	<p><u>研開炉規則第87条第1項第8号</u> 保安教育</p> <p>○ 従業員及び協力企業の従業員について、保安教育実施方針が定められていること。</p> <p>○ 従業員及び協力企業の従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施すること</p>

<p>3. <u>従業員</u>について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。</p> <p>4. <u>燃料取替</u>に関する業務の補助及び放射性廃棄物取扱設備に関する業務の補助を行う<u>従業員</u>については、<u>当該業務に係る</u>保安教育を実施することが定められていること。</p> <p>5. 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起さないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、<u>その見直しの頻度等</u>について明確に定められていること。</p>	<p>が定められていること。</p> <p>○ <u>従業員及び協力企業の従業員</u>について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。</p> <p>○ <u>協力企業の従業員のうち、燃料取替</u>に関する業務の補助及び放射性廃棄物取扱設備に関する業務の補助を行う<u>協力企業従業員</u>については、<u>従業員に準じて</u>保安教育を実施することが定められていること。</p> <p>○ 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起さないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容と<u>その見直しの頻度等</u>について明確に定められていること。</p>
<p><u>研開炉規則第87条第1項第8号イからハまで</u> 発電用原子炉施設の<u>運転に関する体制、確認すべき事項、異状があった場合の措置等</u></p> <p>1. (略)</p> <p>2. 発電用原子炉施設の運転管理に係る<u>組織内</u>規程類を作成することが定められていること。</p> <p>3. (略)</p> <p>4. 発電用原子炉の起動その他の発電用原子炉の運転に当たって確認すべき事項について定められていること。</p> <p>5. <u>地震、火災、有毒ガス</u>（予期せず発生するものを含む。）等の発生</p>	<p><u>研開炉規則第87条第1項第9号</u> 発電用原子炉施設の<u>運転</u></p> <p>○ (略)</p> <p>○ 発電用原子炉施設の運転管理に係る<u>社内</u>規程類を作成することが定められていること。</p> <p>○ (略)</p> <p>○ <u>原子炉起動前</u>に確認すべき事項について定められていること。</p> <p>○ <u>地震・火災・有毒ガス</u>（予期せず発生するものを含む。）<u>等発生</u></p>

時に講ずべき措置について定められていること。

6. (略)

7. 発電用原子炉施設の重要な機能に関して、安全機能を有する系統及び機器、重大事故等対処設備等について、運転状態に対応した運転上の制限 (Limiting Conditions for Operation。以下「LCO」という。)、LCOを逸脱していないことの確認 (以下「サーベイランス」という。) の実施方法及び頻度、LCOを逸脱した場合に要求される措置 (以下単に「要求される措置」という。) 並びに要求される措置の完了時間 (Allowed Outage Time。以下「AOT」という。) が定められていること。

なお、LCO等は、許可を受けたところによる安全解析の前提条件又はその他の設計条件を満足するように定められていること。

8. サーベイランスの実施方法については、確認する機能が必要となる事故時等の条件で必要な性能が発揮できるかどうかを確認 (以下「実条件性能確認」という。) するために十分な方法 (事故時等の条件を模擬できない場合等においては、実条件性能確認に相当する方法であることを検証した代替の方法を含む。) が定められていること。また、サーベイランス及び要求される措置を実施する時期の延長に関する考え方、サーベイランスの際のLCOの取扱い等が定められていること。

9. LCOを逸脱した場合について、事象発見からLCOに係る判断

時に講ずべき措置について定められていること。

○ (略)

○ 発電用原子炉施設の重要な機能に関して、安全機能を有する系統、機器及び重大事故等対処設備等について、運転状態に対応した運転上の制限 (以下「LCO」という。) を満足していることの確認の内容 (以下「サーベランス」という。)、LCOを満足していない場合に要求される措置 (以下「要求される措置」という。) 及び要求される措置の完了時間 (以下「AOT」という。) が定められていること。

なお、LCO等は、原子炉等規制法第43条の3の5による発電用原子炉施設設置許可及び同法第43条の3の8による発電用原子炉施設設置変更許可において行った安全解析の前提条件又はその他の設計条件を満足するように定められていること。

○ LCOの確認について、サーベランス実施方法、サーベランス及び要求される措置を実施する間隔の延長に関する考え方、確認の際のLCOの取扱い等が定められていること。

○ LCOを満足しない場合について、事象発見からLCOに係る判

までの対応目安時間等を組織内規程類に定めること及び要求される措置等の取扱方法が定められていること。

10. (略)

11. LCOを逸脱した場合のほか、緊急遮断等の異常発生時や監視項目が警報設定値を超過するなどの異状があった場合の基本的対応事項及び講ずべき措置並びに異常収束後の措置について定められていること。

12. LCOが設定されている設備等について、予防保全を目的とした保全作業をその機能が要求されている発電用原子炉の状態においてやむを得ず行う場合には、当該保全作業が限定され、原則としてAOT内に完了することとし、必要な安全措置を定め、確率論的リスク評価(PRA: Probabilistic Risk Assessment)等を用いて措置の有効性を検証することが定められていること。

(削る)

研開炉規則第87条第1項第8号二 発電用原子炉の運転期間

1. (略)

2. (略)

3. 発電用原子炉ごとに、説明書に記載された①発電用原子炉を停止

断までの対応目安時間等を社内規程類に定めること及び要求される措置等の扱い方法が定められていること。

○ (略)

○ 異常発生時の基本的対応事項及び採るべき措置並びに異常収束後の措置について定められていること。

○ 予防保全を目的とした保全作業について、やむを得ず保全作業を行う場合には、法令に基づく点検及び補修、事故又は故障の再発防止対策の水平展開として実施する点検及び補修等に限ることが定められていること。

○ 予防保全を目的とした保全作業の実施について、AOT内に完了することが定められていること。

なお、AOT内で完了しないことが予め想定される場合には、当該保全作業が限定され、必要な安全措置を定めて実施することが定められていること。

研開炉規則第87条第1項第10号 発電用原子炉の運転期間

○ (略)

○ (略)

(新設)

<p>して行う必要のある点検及び検査の間隔から定まる期間、②燃料交換の間隔から定まる期間（発電用原子炉起動から次回の定期事業者検査を開始するために発電用原子炉を停止するまでの期間）、のうちいずれか短い期間の範囲内で、研開炉規則第51条に定める定期事業者検査を実施すべき時期の区分を上限として、発電用原子炉の運転期間（定期事業者検査が終了した日から次回の定期事業者検査を開始するために発電用原子炉を停止するまでの期間）が記載されていること。なお、発電用原子炉の運転期間の設定に当たっては、発電用原子炉を起動してから定期事業者検査が終了するまでの期間も考慮していること。</p>	
<p>研開炉規則第77条第4項の見直しの結果の内容は、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」（原管P発第1306198号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定））を参考として記載していること。</p>	
<p>4. 特に、同結果において、発電用原子炉の運転期間の変更に伴う長期施設管理方針の変更の有無及びその理由が明らかとなっていること。</p>	(新設)
<p>5. 発電用原子炉の運転期間を延長する場合には、研開炉規則第51条に定める定期事業者検査を実施すべき時期の区分を上限として、段階的に延長することとなっていること。</p>	(新設)
<p>6. 運転期間が13月を超える延長の場合には、当該延長に伴う許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した影響評価の結果が説明書に記載されていること。</p>	(新設)



<p>7. 説明書に記載された燃料交換の間隔から定まる期間については、<u>期間を変更した後においても発電用原子炉の安全性について許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針を満たしていること。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>研開炉規則第87条第1項第8号ホ</u> 発電用原子炉施設の運転の安全審査</p> <p>1. (略)</p>	<p><u>研開炉規則第87条第1項第12号</u> 発電用原子炉施設の運転の安全審査</p> <p><input type="radio"/> (略)</p>
<p><u>研開炉規則第87条第1項第9号</u> 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等</p> <p>1. (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. <u>管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置</u>を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、<u>壁その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。</u></p> <p>4. (略)</p> <p>5. (略)</p> <p>6. <u>管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。</u></p> <p>7. <u>管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。</u></p>	<p><u>研開炉規則第87条第1項第12号</u> 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等</p> <p><input type="radio"/> (略)</p> <p><input type="radio"/> (略)</p> <p><input type="radio"/> <u>管理区域内において特別措置が必要な区域について採るべき措置</u>を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、<u>壁、その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。</u></p> <p><input type="radio"/> (略)</p> <p><input type="radio"/> (略)</p> <p><input type="radio"/> <u>管理区域へ出入りする所員に遵守させるべき事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。</u></p> <p><input type="radio"/> <u>管理区域から物品又は核燃料物質等を搬出及び運搬する際に講ずべき事項が定められていること。</u></p>

<p>8. (略)</p> <p>9. (略)</p> <p>10. 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。</p>	<p>○ (略)</p> <p>○ (略)</p> <p>○ 請負会社に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。</p>
<p><u>研開炉規則第87条第1項第10号</u> 排気監視設備及び排水監視設備</p> <p>1. <u>放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。</u> (削る)</p> <p>2. <u>これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、第18号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものの使用方法については、施設全体の管理方法の一部として、第12号における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。</u></p>	<p><u>研開炉規則第87条第1項第13号</u> 排気監視設備及び排水監視設備</p> <p>○ <u>放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</u></p> <p>○ <u>放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値を満たすための放出量管理方法、並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</u> (新設)</p>
<p><u>研開炉規則第87条第1項第11号</u> 線量、線量当量、汚染の除去等</p> <p>1. <u>放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置(個人線量計の管理の方法を含む。)</u>が定められていること。</p>	<p><u>研開炉規則第87条第1項第14号</u> 線量、線量当量、汚染の除去等</p> <p>○ <u>放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置が定められていること。</u></p>

<p>と。</p> <p>2. <u>国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（as low as reasonably achievable。以下「ALARA」という。）の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。</u></p> <p>3. <u>研開炉規則第73条に基づく床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。</u></p> <p>4. (略)</p> <p>5. (略)</p> <p>6. <u>核燃料物質等（新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。）の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）が定められていること。なお、この事項は、第13号又は第14号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</u></p> <p>7. <u>原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第14号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</u></p> <p>(削る)</p>	<p>(新設)</p> <p>○ 研開炉規則第73条に基づく、<u>床・壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。</u></p> <p>○ (略)</p> <p>○ (略)</p> <p>○ <u>核燃料物質等（新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。）の事業所外への運搬に関する事業所内の行為が定められていること。</u></p> <p>○ 原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、<u>同法第61条の2第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行うことが定められていること。</u></p> <p>○ <u>原子炉等規制法第61条の2第1項の確認を受けようとする物の</u></p>
--	--

<p>8. <u>放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1））を参考として定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物の仕分け等を明確にするため、第14号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</u></p> <p>9. （略）</p>	<p><u>取扱いに関することについては、「放射能濃度の測定及び評価の方法の認可について（内規）」（平成17・11・30原院第6号（平成18年1月30日原子力安全・保安院制定）及び平成23・06・20原院第4号（平成23年7月1日同院改正））を参考として記載していること。</u></p> <p><u>なお、原子炉等規制法第61条の2第2項による放射能濃度の測定及び評価方法の認可において記載された内容を満足するように定められていること。</u></p> <p>○ <u>放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1））を参考として記載していること。</u></p> <p>○ （略）</p>
<p><u>研開炉規則第87条第1項第12号</u> 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法</p> <p>1. <u>放射線測定器（放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。）の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法（測定及び評価の方法を含む。）が定められていること。</u> (削る)</p>	<p><u>研開炉規則第87条第1項第15号</u> 放射線測定器の管理</p> <p>○ <u>放出管理用計測器について、計測器の種類、所管箇所及び数量が定められていること。</u></p> <p>○ <u>放射線計測器について、計測器の種類、所管箇所及び数量が定め</u></p>

<p>2. <u>放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部等として、第18号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</u></p> <p>(削る)</p>	<p><u>られていること。</u></p> <p>(新設)</p>
<p><u>研開炉規則第87条第1項第13号</u> 核燃料物質の<u>受払い、運搬、貯蔵等</u></p> <p>1. <u>工場又は事業所内における新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して、臨界に達しないようにする措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること、貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。</u></p> <p>2. <u>新燃料及び使用済燃料の工場又は事業所の外への運搬に関する行為(工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。)に関することが定められていること。なお、この事項は、第11号又は第14号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</u></p> <p>(削る)</p>	<p><u>研開炉規則第87条第1項第16号</u> <u>発電用原子炉施設の巡視及び点検</u></p> <p>○ <u>日常の保安活動の評価を踏まえ、発電用原子炉施設の点検対象施設並びに設備の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置に関すること(巡視及び点検の頻度を含む。)</u> <u>について、適切な内容が定められていること。</u></p> <p><u>研開炉規則第87条第1項第17号</u> 核燃料物質の<u>受払、運搬、貯蔵等</u></p> <p>○ <u>事業所構内における新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して保安のために講ずべき措置として、運搬する場合に臨界に達しない措置を講ずること及び貯蔵施設等が定められていること。</u></p> <p>(新設)</p> <p>○ <u>燃料検査の際に保安のために講ずべき措置として、装荷予定の照</u></p>

<p>3. <u>燃料取替に際して、炉心の核的制限値及び熱的制限値の範囲内で運転するために取替炉心の安全性評価を許可を受けたところによる安全評価と同様に行った上で燃料装荷実施計画を定めること及び燃料移動手順に従うこと等が定められていること。なお、発電用原子炉の運転期間の設定に関する説明書において取替炉心ごとに管理するとして項目が、取替炉心の安全性評価項目等として定められていること。</u></p>	<p><u>射された燃料のうちから選定した燃料の健全性に異常のないことを確認すること及び燃料使用の可否を判断すること等が定められていること。</u></p> <p>○ <u>燃料取替に際して保安のために講ずべき措置として、燃料装荷実施計画（取替炉心の安全性評価を含む。）を定めること及び燃料移動手順に従うこと等が定められていること。</u></p> <p><u>なお、発電用原子炉の運転期間の設定に関する説明書において取替炉心ごとに管理するとして項目が、取替炉心の安全性評価項目等として定められていること。</u></p>
<p><u>研開炉規則第87条第1項第14号</u> 放射性廃棄物の廃棄</p> <p>1. (略)</p> <p>2. <u>放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の工場又は事業所の外への廃棄（放射性廃棄物の輸入を含む。）に関する行為の実施体制が定められていること。</u></p> <p>3. <u>放射性固体廃棄物の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、この事項は、第11号及び第13号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</u></p> <p>4. <u>放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄</u></p>	<p><u>研開炉規則第87条第1項第18号</u> 放射性廃棄物の廃棄</p> <p>○ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>○ <u>放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の</u></p>

<p>物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</p> <p>5. (略)</p> <p>6. <u>平常時の環境放射線モニタリングの実施体制（計画、実施、評価等）について定められていること。</u></p> <p>7. <u>ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p><u>研開炉規則第87条第1項第15号</u> 非常の場合に講ずべき処置</p> <p>1. (略)</p>	<p>放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</p> <p>○ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>○ <u>原子炉等規制法第61条の2第1項の確認を受けようとする物の取扱いに関することについては、「放射能濃度の測定及び評価の方法の認可について（内規）」（平成17・11・30原院第6号（平成18年1月30日原子力安全・保安院制定）及び平成23・06・20原院第4号（平成23年7月1日同院改正））を参考として記載していること。</u></p> <p><u>なお、原子炉等規制法第61条の2第2項による放射能濃度の測定及び評価方法の認可において記載された内容を満足するように定められていること。</u></p> <p>○ <u>放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1）））を参考として記載していること。</u></p> <p><u>研開炉規則第87条第1項第19号</u> 非常の場合に講ずべき処置</p> <p>○ (略)</p>
--	---

<p>2. 緊急時における<u>運転</u>に関する<u>組織内規程類</u>を作成することが定められていること。</p> <p>3. (略)</p> <p>4. 緊急事態の発生をもってその後の措置は、<u>原子力災害対策特別措置法</u>（平成11年法律第156号）第7条第1項の<u>原子力事業者防災業務計画</u>によることが定められていること。</p> <p>5. (略)</p> <p>6. <u>次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。</u></p> <p><u>(1)・(2)</u> (略)</p> <p><u>(3) 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。</u></p> <p>7. <u>放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）</u>、<u>緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。</u></p> <p>8. <u>事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。</u></p>	<p>○ 緊急時における<u>運転操作</u>に関する<u>社内規程類</u>を作成することが定められていること。</p> <p>○ (略)</p> <p>○ 緊急事態の発生をもってその後の措置は<u>防災業務計画</u>によることが定められていること。</p> <p>○ (略)</p> <p>○ <u>次の各号に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。</u></p> <p><u>1.・2.</u> (略)</p> <p><u>3. 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員及び協力企業の従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。</u></p> <p>○ <u>放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）及び緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。</u></p> <p>○ <u>事象が収束した場合は、緊急時体制を解除することが定められていること。</u></p>
--	--



9. (略)

研開炉規則第87条第1項第16号 設計想定事象等に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置

1. 許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。

(1) 発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項を含めること。

イ 火災

可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。

ロ 重大事故に至るおそれのある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）又は重大事故（以下「重大事故等」という。）

① 重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。

② 重大事故等発生時における原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること。

○ (略)

研開炉規則第87条第1項第20号 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備

○ 火災が発生した場合（以下「火災発生時」という。）における発電用原子炉施設の保全のための活動（消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含む。以下同じ。）を含む火災防護対策を行う体制の整備に関し、次の各号に掲げる措置を講じることが定められていること。

1. 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。

2. 火災の発生を消防官吏に確実に通報するために必要な設備を設置すること。

3. 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。

4. 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練に関すること。

5. 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な化学消防自動車、泡消火薬剤その他の資機材を備え付けること。

6. 持込物（可燃物）の管理に関すること。

7. その他、火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための

③ 重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。

④ 重大事故等発生時における原子炉停止時の燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。

⑤ 発生する有毒ガスからの運転員等の防護に関すること。

ハ 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）

① 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。

② 大規模損壊発生時における炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。

③ 大規模損壊発生時における原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること。

④ 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。

⑤ 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。

(2) 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。特に重大事故等又は大規模損壊の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、それぞれ毎年

活動を行うために必要な体制を整備すること。

8. 火災発生時におけるそれぞれの措置について、定期的に評価するとともにその結果を踏まえて必要な措置を講じること。

1回以上定期に実施すること。

(3) 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、化学消防自動車、泡消火薬剤、消火ホース、照明器具、無線機器、フィルターその他の資機材を備え付けること。

(4) その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。

(削る)

研開炉規則第87条第1項第21号

内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備

○ 発電用原子炉施設内における溢水が発生した場合（以下「内部溢水発生時」という。）における発電用原子炉施設の保全のための体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じることが定められていること。

1. 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うための必要な計画を策定すること。

2. 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。

3. 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練に関すること。

4. 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備

(削る)	<p style="text-align: center;"><u>え付けること</u></p> <p><u>5. その他、内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。</u></p> <p><u>6. 内部溢水発生時におけるそれぞれの措置について、定期的に評価するとともに、その結果を踏まえて必要な措置を講じること。</u></p> <p><u>研開炉規則第87条第1項第22号</u> <u>重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備</u></p> <p>○ <u>重大事故に至るおそれのある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）又は重大事故が発生した場合（以下「重大事故等発生時」という。）における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関しては、次に掲げる措置を講じることが定められていること。</u></p> <p><u>1. 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。</u></p> <p><u>2. 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員（以下「対策要員」という。）を配置すること。</u></p> <p><u>3. 対策要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的を実施すること。</u></p> <p><u>4. 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための</u></p>
------	--

	<p><u>活動を行うために必要な電源車、消防自動車、消火ホースその他の資機材を備え付けること。</u></p> <p>5. <u>重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項に関する社内規程類を定め、これを対策要員に守らせること。</u></p> <p>一 <u>重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</u></p> <p>二 <u>重大事故等発生時における原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること。</u></p> <p>三 <u>重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</u></p> <p>四 <u>重大事故等発生時における原子炉停止時における燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</u></p> <p>五 <u>発生する有毒ガスからの運転員等の防護に関すること。</u></p> <p>6. <u>その他、重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。</u></p> <p>7. <u>前各号の措置の内容について、定期的に評価するとともに、その結果を踏まえて必要な措置を講じること。</u></p> <p>○ <u>重大事故等発生時におけるそれぞれの措置について、法第43条の3の5第1項に基づく設置許可申請書及び同添付書類又は法第43条の3の6第1項に基づく原子炉設置変更許可申請書及び同添付書類に記載された有効性評価の前提条件その他の措置に関する基本的内容を満足するよう定められていること。</u></p>
--	---

(削る)

研開炉規則第 8 7 条第 1 項第 2 3 号 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備

○ 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合（以下「大規模損壊時」という。）における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じることが定められていること。

1. 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。
2. 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。
3. 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的に実施すること。
4. 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、消火ホースその他の資機材を備え付けること。
5. 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項に関する社内規程類を定め、これを要員に守らせること。
  - 一 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合に

	<p><u>おける消火活動に関すること。</u></p> <p><u>二 大規模損壊発生時における炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。</u></p> <p><u>三 大規模損壊発生時における原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること。</u></p> <p><u>四 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。</u></p> <p><u>五 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。</u></p> <p><u>6. その他、大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。</u></p> <p><u>7. 前各号の措置の内容について、定期的に評価するとともに、その結果を踏まえて必要な措置を講じること。</u></p> <p><u>○ 大規模損壊発生時におけるそれぞれの措置について、法第43条の3の5第1項に基づく設置許可申請書及び同添付書類又は法第43条の3の6第1項に基づく原子炉設置変更許可申請書及び同添付書類に記載された措置に関する内容を満足するよう定められていること。</u></p>
<p><u>研開炉規則第87条第1項第17号</u> 記録及び報告</p> <p><u>1. 発電用原子炉施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下</u></p>	<p><u>研開炉規則第87条第1項第24号</u> 記録及び報告</p> <p><u>○ 発電用原子炉施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその</u></p>

<p>位文書において、必要な記録を<u>適正</u>に作成し、管理するための措置が定められている<u>こと</u>。</p> <p>2. 研開炉規則第62条に定める記録について、その記録の<u>管理</u>に関する<u>こと</u>（計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。）が定められている<u>こと</u>。</p> <p>3. (略)</p> <p>4. (略)</p> <p>5. (略)</p>	<p>下位文書において、必要な記録を<u>適切</u>に作成し、管理するための措置が定められている<u>ことが求められる</u>。</p> <p>○ 研開炉規則第62条に定める記録について、その記録の<u>管理</u>が定められている<u>こと</u>。（計量管理規定で定めるものを除く。）</p> <p>○ (略)</p> <p>○ (略)</p> <p>○ (略)</p>
<p><u>研開炉規則第87条第1項第18号</u> 発電用原子炉施設の<u>施設管理</u></p> <p>1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」（原規規発第1912257号-7（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を参考として定めている<u>こと</u>。</p> <p>2. 発電用原子炉施設の経年劣化に係る技術的な評価に関する<u>こと</u>については、「<u>実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド</u>」を参考とし、研開炉規則第77条に規定された発電用原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的に実施することが定められている<u>こと</u>。</p> <p>3. 運転を開始した日以後30年を経過した発電用原子炉については、長期施設管理方針が定められている<u>こと</u>。</p>	<p><u>研開炉規則第87条第1項第25号</u> 発電用原子炉施設の<u>保守管理</u></p> <p>○ <u>日常の保安活動の評価を踏まえ、発電用原子炉施設の保守管理に関すること</u>について、適切な内容が定められている<u>こと</u>。</p> <p>○ 予防保全を目的とした保全作業について、やむを得ず保全作業を行う場合には、法令に基づく点検及び補修、事故又は故障の再発防止対策の水平展開として実施する点検及び補修等に限ることが定められている<u>こと</u>。</p> <p>○ 予防保全を目的とした保全作業の実施について、AOT内に完了することが定められている<u>こと</u>。</p>



<p>4. <u>研開炉規則第87条第1項第18号に掲げる発電用原子炉施設の施設管理に関することを変更しようとする場合（研開炉規則第77条第1項から第3項までの規定により長期施設管理方針を策定し、又は同条第4項の規定により長期施設管理方針を変更しようとする場合に限る。）は、申請書に研開炉規則第77条第1項、第2項若しくは第3項の評価の結果又は第4項の見直しの結果を記載した書類（以下「技術評価書」という。）が添付されていること。</u></p> <p>5. <u>長期施設管理方針及び技術評価書の内容は、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」を参考として記載されていること。</u></p> <p>6. <u>使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。</u></p> <p>7. <u>燃料体に関する定期事業者検査として、装荷予定の照射された燃料のうちから選定したものの健全性に異常のないことを確認すること、燃料使用の可否を判断すること等が定められていること。</u></p> <p><u>研開炉規則第87条第1項第19号</u> 技術情報の共有</p>	<p><u>なお、AOT内で完了しないことがあらかじめ想定される場合には、当該保全作業が限定され、必要な安全措置を定めて実施することが定められていること。</u></p> <p>○ <u>「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第11条第1項及び研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第30条第1項に掲げる保守管理について（内規）」（平成20・12・22原院第3号（平成20年12月26日原子力安全・保安院制定））において認められたJ E A C 4 2 0 9 - 2 0 0 7又はそれと同等の規格に基づく保守管理計画が定められていること。</u></p> <p>○ <u>保全計画は、施設定期検査申請書又は使用前検査申請書の添付資料と同一のものであり、「発電用原子炉施設の使用前検査、施設定期検査及び定期事業者検査に係る実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則のガイド」（原規技発第13061923号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定））を参考として記載していること。</u></p> <p>○ <u>溶接事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。</u></p> <p>（新設）</p> <p><u>研開炉規則第87条第1項第26号</u> 技術情報の共有</p>
---	--

<p>1. プラントメーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報を他の事業者の情報共有の場を活用し、他の発電用原子炉設置者と共有し、自らの発電用原子炉施設の保安を向上させるための措置が定められていること。</p>	<p>○ プラントメーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報を他の事業者の情報共有の場を活用し、他の発電用原子炉設置者と共有し、自らの発電用原子炉施設の保安を向上させるための措置が定められていること。</p>
<p><u>研開炉規則第87条第1項第20号</u> 不適合発生時の情報の公開</p> <p>1. (略)</p> <p>2. <u>情報の公開に関し、原子力施設情報公開ライブラリーへの登録等に必要な事項が定められていること。</u></p>	<p><u>研開炉規則第87条第1項第27号</u> 不適合発生時の情報の公開</p> <p>○ (略)</p> <p>(新設)</p>
<p><u>研開炉規則第87条第1項第21号</u> その他必要な事項</p> <p>1. <u>日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、発電用原子炉施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。</u></p> <p>2. <u>保安規定を定める「目的」が、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止を図るものとして定められていること。</u></p> <p>(削る)</p>	<p><u>研開炉規則第87条第1項第28号</u> その他必要な事項</p> <p>○ <u>日常の品質保証活動の結果を踏まえ、必要に応じ、発電用原子炉施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。</u></p> <p>○ <u>発電用原子炉設置者が、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害を防止するため、保安活動を原子炉等規制法第43条の3の24第1項の規定に基づき保安規定として定めることが「目的」として定められていること。</u></p> <p>○ <u>安全文化を基礎とし、国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（ALARA: as low as reasonably achievable)の精神にのっとり、原子炉による災害防止のために適切な品質保証活動のもと保安活動を実施することを「基本方針」として定められていること。</u></p>

別表第3 試験研究の用に供する原子炉等における保安規定の審査基準 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>はじめに</p> <p>試験研究用等原子炉設置者は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第37条第1項の規定に基づき、<u>工場又は事業所（船舶にあっては、その船舶。以下「事業所」という。）</u>ごとに保安規定を定め、<u>試験研究用等原子炉施設の設置の工事に着手する前に原子力規制委員会の認可を受けることが義務付けられている。</u></p> <p>これを受け、認可を受けようとする試験研究用等原子炉設置者は、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和32年総理府令第83号。以下「試験炉規則」という。）第15条第1項各号において規定されている<u>事項</u>について定め、申請書を提出することが求められている。</p> <p>申請書を受理した原子力規制委員会は、試験研究用等原子炉設置者から申請された保安規定について、原子炉等規制法第37条第2項に定める認可要件である</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>原子炉等規制法第23条第1項若しくは第26条第1項の許可を受けたところ又は同条第2項の規定により届け出たところによるものでないと認められないこと</u></li> <li>・<u>核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は試</u></li> </ul>	<p>はじめに</p> <p>試験研究用等原子炉設置者は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第37条第1項の規定に基づき、<u>事業所</u>ごとに保安規定を定め、<u>原子力規制委員会の認可を受けることが義務付けられている。</u></p> <p>これを受け、認可を受けようとする試験研究用等原子炉設置者は、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和32年総理府令第83号。以下「試験炉規則」という。）第15条第1項において規定されている<u>各項目</u>について定め、申請書を提出することが求められている。</p> <p>申請書を受理した原子力規制委員会は、試験研究用等原子炉設置者から申請された保安規定について、原子炉等規制法第37条第2項に定める認可要件である<u>「核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害の防止上十分でない」と認められない</u>ことを確認するための審査を行うこととしている。</p>

験研究用等原子炉による災害の防止上十分でないものである  
と認められないこと

を確認するための審査を行うこととしている。

したがって、保安規定の審査における基準を明確にする観点から、保安規定の認可の審査に当たって確認すべき事項を次のとおり定める。

ただし、試験炉規則第15条第1項各号において定められている事項の中には、設置の工事に着手する段階で定めることが困難であり、かつ、これらをその段階で定めていなくても災害の防止上支障がない事項が存在することから、核燃料物質を初めて事業所に搬入又は原子炉に装荷するまでの間において適用される保安規定の審査に当たっては、これらの事項を定める時期が設定されていること及びその時期までにこれらの事項を定めることにより、災害の防止上支障がないものと認められることを審査において確認することとする。

(削る)

したがって、保安規定の審査における基準を明確にする観点から、保安規定の認可の審査に当たって確認すべき事項を次のとおり定める。

(新設)

各号共通事項

- 試験炉規則第15条第1項第1号(試験研究用等原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織に関すること。)に定められたところにより、保安規定に明記された職務及び組織に従ってそれぞれの事項に関する責任者が明記されていること。
- 試験炉規則第15条第1項第18号(品質保証(保安のために必要な措置を体系的に実施することにより、原子力の安全を確

<p><u>試験炉規則第15条第1項第1号</u> <u>関係法令及び保安規定の遵守のための体制</u></p> <p>1. <u>関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関する</u>ことについては、<u>保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。</u></p> <p>2. <u>保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実にを行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。</u></p>	<p><u>保することをいう。）に関すること。）に定められたところにより、保安規定に明記された品質保証を行う者の職務及び組織に従ってそれぞれの事項に関する責任者が明記されていること及び品質保証計画に基づき品質保証活動を実施することが明記されていること。</u></p> <p>(新設)</p>
<p><u>試験炉規則第15条第1項第2号</u> <u>品質マネジメントシステム</u></p> <p>1. <u>品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）については、原子炉等規制法第23条第1項又は第26条第1項の許可（以下単に「許可」という。）を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体</u></p>	<p>(新設)</p>

制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。）及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈（原規規発第1912257号-2（令和元年12月25日原子力規制委員会決定）を踏まえて定められていること。

2. 具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、試験研究用等原子炉施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。

3. その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。

4. 手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。

5. 内部監査の仕組みについては、品質管理基準規則第46条第1項及び品質管理基準規則解釈第46条1の規定に基づき、内部監査

の対象に關与していない要員に実施させることとしてもよい。

試験炉規則第15条第1項第3号 試験研究用等原子炉施設の運  
転及び管理を行う者の職務及  
び組織

(削る)

1. 試験研究用等原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必  
要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。

試験炉規則第15条第1項第1号 試験研究用等原子炉施設の運  
転及び管理を行う者の職務及  
び組織

○ 本事項の記載においては、試験研究用等原子炉施設の運転及び  
管理は、設置許可申請書又は設置変更許可申請書（以下、申請  
書等という。）の記載内容及び試験炉規則に定める措置義務を  
確実に履行することはもとより、核燃料物質若しくは核燃料物  
質によって汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害  
を防止するため、保安規定を定め、自らの保安活動を確実に実  
施する旨が明記された上で、以下について明記されているこ  
と。

1. 試験研究用等原子炉施設の運転及び管理に係る保安のため  
の職務（工場又は事業所内の保安の監督に関する責任者及び  
各職務）及び責任範囲並びに組織に関すること。

ここで、本項において明記された各職務等については、試験  
炉規則第15条第1項第2号から第19号に掲げる各事項に  
おいて、その関わりが明記されていること。

また、試験炉規則第15条第1項第18号（品質保証（保安  
のために必要な措置を体系的に実施することにより、原子力  
の安全を確保することをいう。）に関すること。）に定められた  
ところにより、保安規定に明記された品質保証を行う者の職

<p>(削る)</p> <p>(削る)</p>	<p><u>務及び組織に従って本事項に関する責任者が明記されていること及び品質保証計画に基づき品質保証活動を実施することが明記されていること。</u></p> <p><u>2. 会議体に関すること。</u>  <u>会議体を設ける場合は、その役割、位置付け、審議事項及び構成員に関すること。</u></p> <p><u>3. 原子炉主任技術者の選任に関すること。</u>  <u>ここで、法第40条第1項に定められたところにより、試験研究用等原子炉の運転に関して保安の監督を行わせるため、法第41条第1項に定められた原子炉主任技術者免状を有する者のうちから、原子炉主任技術者を選任すること。</u>  <u>また、法第40条第2項に定められたところにより、原子炉主任技術者を選任又は解任したときは、その日から30日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出ること。</u></p>
<p><u>試験炉規則第15条第1項第4号</u> <u>試験研究用等原子炉主任技術者の職務の範囲等</u></p> <p><u>1. 試験研究用等原子炉の運転に関し、保安の監督を行う試験研究用等原子炉主任技術者の選任について定められていること。</u></p> <p><u>2. 試験研究用等原子炉主任技術者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、原子炉等規制法第42条第1項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容(試験研究用等原子炉の運転に従事する者は、試験研究用等原子</u></p>	<p>(新設)</p>



炉主任技術者が保安のために行う指示に従うことを含む。）について適切に定められていること。また、試験研究用等原子炉主任技術者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。

3. 特に、試験研究用等原子炉主任技術者が保安の監督に支障を来すことがないように、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも事業所の保安組織から試験研究用等原子炉主任技術者が独立していることが求められるものではない。

試験炉規則第15条第1項第5号 保安教育

(削る)

1. 試験研究用等原子炉施設の運転及び管理を行う者その他試験研究用等原子炉施設を利用する者（役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員等」という。）について、保安教育実施方針が定められていること。

2. 保安教育の内容に関して、以下の事項が定められていること。

(削る)

(1) 関係法令及び保安規定の遵守に関すること。

試験炉規則第15条第1項第2号 試験研究用等原子炉施設の運転及び管理を行う者その他の試験研究用等原子炉を利用する者に対する保安教育

○ 本事項については、以下の事項が明記されていること。

(新設)

1. 保安教育の内容に関すること。

ここで、保安教育の内容については、以下の事項が明記されていること。

(1) 関係法令及び保安規定に関すること。



<p>(削る)</p> <p>3. <u>従業員等について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。</u></p> <p>4. <u>従業員等について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。</u></p> <p>5. <u>保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起こさないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。</u></p> <p><u>試験炉規則第15条第1項第6号イからハまで</u> 試験研究用等原子炉施設の<u>運転に関する体制、確認すべき事項、異状があった場合の措置等</u></p> <p>1. <u>試験研究用等原子炉の運転に必要な運転員の確保について定められていること。</u></p>	<p><u>ここで、非常時の訓練は年1回以上行うことが明記されていること。</u></p> <p>6. <u>教育実施計画及び実施結果の記録の作成に関すること。</u>  <u>ここで、教育実施計画の策定に当たっては、保安の監督に関する責任者が、その内容を精査することが明記されていること。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>試験炉規則第15条第1項第3号</u> 試験研究用等原子炉施設の<u>運転</u></p> <p>(新設)</p>
--	---

<p>2. <u>試験研究用等原子炉施設の運転管理に係る組織内規程類を作成することが定められていること。</u></p> <p>3. <u>運転員の引継時に実施すべき事項について定められていること。</u></p> <p>4. <u>試験研究用等原子炉の起動その他の試験研究用等原子炉の運転に当たって確認すべき事項及び運転の操作に必要な事項として、以下の事項が定められていること。</u>  <u>(1) ～ (3) (略)</u>  <u>(4) 試験研究用等原子炉の運転上の制限に関すること。</u>  <u>(5) 試験研究用等原子炉の運転上の条件に関すること。</u></p> <p>5. <u>臨界実験装置については、以下の事項が定められていること。</u>  <u>・燃料体、減速材、反射材等の配置及び配置替えに伴う炉心特性の算定及びその結果の承認に関すること。</u></p> <p>6. <u>地震、火災等の発生時に講ずべき措置について定められていること。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>○ <u>本事項については、以下の事項が明記されていること。</u></p> <p><u>1. ～ 3. (略)</u></p> <p><u>4. 試験研究用等原子炉運転上の制限に関すること。</u></p> <p><u>5. 試験研究用等原子炉運転上の条件に関すること。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p><u>試験炉規則第15条第1項第6号二</u> 試験研究用等原子炉施設の運転及び利用の安全審査</p> <p>1. <u>試験研究用等原子炉施設の保安に関する重要事項及び試験研究用等原子炉施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められていること。</u></p>	<p><u>試験炉規則第15条第1項第4号</u> 試験研究用等原子炉施設の運転及び利用の安全審査</p> <p>○ <u>本事項については、以下の事項が明記されていること。</u></p> <p><u>1. 試験研究用等原子炉施設の運転及び利用に係る会議体に関すること。</u>  <u>ここで、会議体に関することとは、会議体の審議事項、構成員をいう。</u></p>

<p>(削る)</p> <p><u>試験炉規則第15条第1項第7号</u> 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の<u>設定等</u></p> <p><u>1. 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。</u></p> <p><u>2. 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びこれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。</u></p> <p><u>3. 管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措</u></p>	<p><u>2. 会議体の審議結果の尊重に関すること。</u></p> <p><u>試験炉規則第15条第1項第5号</u> <u>試験研究用等原子炉（臨界実験装置に限る。）内における燃料体、減速材、反射材等の配置及び配置替えの手続き</u></p> <p>○ <u>本事項については、以下の事項が明記されていること。</u></p> <p><u>1. 燃料体、減速材、反射材等（以下「燃料体等」という。）の配置及び配置替えに伴う炉心特性の算定及びその結果の承認に関すること。</u></p> <p><u>2. 燃料体等の運搬及び仮置きに関すること。</u></p> <p><u>3. 燃料体等の受け払い及び検査に関すること。</u></p> <p><u>試験炉規則第15条第1項第6号</u> 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の<u>設定並びにこれらの区域に係る立入制限</u></p> <p>○ <u>本事項については、以下の事項が明記されていること。</u></p> <p><u>1. 管理区域の設定及び措置並びに立入制限等に関すること。</u> <u>ここで、措置とは、試験炉規則第7条第1号に掲げられた措置をいう。</u></p> <p><u>2. 保全区域の設定及び措置並びに立入制限等に関すること。</u> <u>ここで、措置とは、試験炉規則第7条第2号に掲げられた措置をいう。</u></p>
---	--

- 置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁その他の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。
4. 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。
5. 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。
6. 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。
7. 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。
8. 保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められていること。
9. 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。
10. 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。

試験炉規則第15条第1項第8号 排気監視設備及び排水監視設備

1. 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。

3. 周辺監視区域の設定及び措置並びに立入制限等に関すること。

ここで、措置とは、試験炉規則第7条第3号に掲げられた措置をいう。

試験炉規則第15条第1項第7号 排気監視設備及び排水監視設備

- 本事項については、以下の事項が明記されていること。
1. 排気監視設備及び排水監視設備の管理に関すること。
- ここで、排気監視設備及び排水監視設備とは、申請書等に

<p>2. これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、第17号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものの使用方法については、施設全体の管理方法の一部として、第10号における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	<p>記載されたものをいう。また、管理とは、点検内容及び点検頻度をいう。</p> <p>2. 排気監視設備及び排水監視設備の点検により異常を認めた場合の処置に関すること。</p>
<p><u>試験炉規則第15条第1項第9号</u> 線量、線量当量、<u>汚染の除去等</u></p> <p>1. 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置（個人線量計の管理の方法を含む。）が定められていること。</p> <p>2. 国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（as low as reasonably achievable。以下「ALARA」という。）の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。</p> <p>3. 試験炉規則第7条に基づく床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。</p> <p>4. 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測</p>	<p><u>試験炉規則第15条第1項第8号</u> 線量、線量当量、<u>放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去</u></p> <p>○ 本事項については、以下の事項が明記されていること。</p> <p>1. 放射線業務従事者の線量及び放射線業務従事者が呼吸する空気中の放射性物質の濃度の監視に関すること。</p> <p>2. 管理区域内の放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度、管理区域からの人の退去、又は持ち出し物品等の表面の放射性物質の密度の監視に関すること。</p> <p>3. 管理区域内の床、壁、その他人の触れるおそれのある物であって放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度が原子力規制委員会の定めた密度を超えた場合等の措置に関すること。</p>

定に関する事項が定められていること。

5. 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。

6. 核燃料物質等（新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。）の事業所の外への運搬に関する行為（事業所の外での運搬中に関するものを除く。）が定められていること。なお、この事項は、第12号又は第13号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。

7. 原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第13号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。

8. 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1））を参考として定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第13号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。



9. 汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。

試験炉規則第15条第1項第10号 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法

1. 放射線測定器（放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。）の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法（測定及び評価の方法を含む。）が定められていること。

2. 放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部等として、第17号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。

(削る)

試験炉規則第15条第1項第9号 放射線測定器の管理

○ 本事項については、以下の事項が明記されていること。

1. 放射線測定機器の管理に関すること。  
ここで、管理とは、点検内容及び点検頻度をいう。
2. 測定器の種類、測定頻度、測定箇所等に関すること。

試験炉規則第15条第1項第10号 試験研究用等原子炉施設の巡視及び点検

○ 本事項については、以下の事項が明記されていること。

1. 巡視及び点検の頻度並びに対象とする試験研究用等原子炉施設に関すること。
2. 試験研究用等原子炉施設の巡視及び点検の状況並びにその担当者の氏名の記録に関すること。
3. 巡視及び点検の結果の記録並びに異常を認めた場合の処置に関すること。

<p>(削る)</p>	<p><u>試験炉規則第15条第1項第11号</u> 試験研究用等原子炉施設の 施設定期自主検査（保安上 特に管理を必要とする設備 の特定を含む。）</p> <p>○ <u>本事項については、以下の事項が明記されていること。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>施設定期自主検査の対象及び検査の頻度に関すること。</u></li> <li>2. <u>施設定期自主検査の実施計画に関すること。</u></li> <li>3. <u>保安上特に管理を必要とする設備の特定に関すること。</u></li> </ol>
<p><u>試験炉規則第15条第1項第11号</u> 放射線利用に係る保安</p> <p>1. <u>試験研究用等原子炉施設における放射線の利用に係る保安に関 して、利用の目的、方法等の事項が定められていること。</u></p>	<p><u>試験炉規則第15条第1項第12号</u> 放射線利用に係る保安</p> <p>○ <u>本事項については、以下の事項が明記されていること。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>記録事項、記録すべき場合及び記録の保存期間に関すること。</u></li> <li>2. <u>記録に当たっての留意事項</u></li> </ol>
<p><u>試験炉規則第15条第1項第12号</u> 核燃料物質の受払い、運搬、 貯蔵等</p> <p>1. <u>事業所内における新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運 搬及び貯蔵に際して、臨界に達しないようにする措置その他の保 安のために講ずべき措置を講ずること、貯蔵施設における貯蔵の 条件等が定められていること。</u></p> <p>2. <u>新燃料及び使用済燃料の事業所の外への運搬に関する行為（事 業所の外での運搬中に関するものを除く。）に関することが定め られていること。なお、この事項は、第9号又は第13号におけ</u></p>	<p><u>試験炉規則第15条第1項第13号</u> 核燃料物質の受払い、運搬、 貯蔵その他の取扱い</p> <p>○ <u>本事項については、以下の事項が明記されていること。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>核燃料物質の受払い及びその措置に関すること。</u></li> <li>2. <u>核燃料物質の工場又は事業所内及び工場又は事業所の外にお ける運搬に関すること。</u></li> <li>3. <u>貯蔵する核燃料物質の種類及び数量並びに貯蔵施設の管理そ の他の取扱いに関すること。</u></li> </ol> <p><u>ここで、貯蔵する核燃料物質の種類及び数量については、許</u></p>

る運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。

**試験炉規則第15条第1項第13号** 放射性廃棄物の廃棄

1. 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。
2. 放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の事業所の外への廃棄（放射性廃棄物の輸入を含む。）に関する行為の実施体制が定められていること。
3. 放射性固体廃棄物の事業所の外への運搬に関する行為（事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、この事項は、第9号又は第12号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。
4. 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。
5. 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。
6. 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制（計画、実施、評価等）について定められていること。

可された量を超えないようにすることが明記されていること。

**試験炉規則第15条第1項第14号** 放射性廃棄物の廃棄

- 本事項については、以下の事項が明記されていること。
1. 放射性気体廃棄物を廃棄する場合の排気中の放射性物質の濃度の監視に関すること。
  2. 放射性液体廃棄物を廃棄する場合の排水中の放射性物質の濃度の監視に関すること。
  3. 放射性固体廃棄物を廃棄する場合の放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量等に関すること。

<p>7. ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。</p>	
<p><u>試験炉規則第15条第1項第14号</u> 非常の場合に講ずべき処置 (削る)</p> <p>1. 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。</p> <p>2. 緊急時における運転に関する組織内規程類を作成することが定められていること。</p> <p>3. 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報すること(工場等内の見学者、外部研究者等に対する避難指示等を含む。)が定められていること。</p> <p>4. 緊急事態の発生をもってその後の措置は、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第7条第1項の原子力事業者防災業務計画によることが定められていること。</p> <p>5. 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。</p> <p>6. 次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。</p> <p><u>(1)・(2)</u> (略)</p> <p><u>(3)</u> 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業</p>	<p><u>試験炉規則第15条第1項第15号</u> 非常の場合に採るべき処置</p> <p>○ <u>本事項については、以下の事項が明記されていること。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>1. <u>非常時の組織及び要員に関すること。なお、緊急作業に係る要員については、次の各号に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定すること。</u></p> <p><u>(1)・(2)</u> (略)</p> <p><u>(3)</u> 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作</p>

<p>に従事する従業員等は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>7. <u>放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）</u>、<u>緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。</u></p> <p>(削る)</p> <p>8. <u>事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。</u></p> <p>9. <u>防災訓練の実施頻度について定められていること。</u></p> <p><u>試験炉規則第15条第1項第15号</u> 設計想定事象等に係る試験研究用等原子炉施設の保全に関する措置</p>	<p>業に従事する従業員及び協力企業の従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。</p> <p>2. <u>非常時対応資機材の整備及び管理に関すること。</u></p> <p>3. <u>非常時の通報連絡系統に関すること（工場等内の見学者、外部研究者等に対する避難指示等を含む。）。</u></p> <p>4. <u>非常時の措置（発令、活動及び解除を含む。）に関すること。</u></p> <p>5. <u>放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）及び緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に採るべき処置に関すること。</u></p> <p>6. <u>発生頻度が設計基準事故より低い事故であって、試験研究用等原子炉施設から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合に採るべき処置に関すること。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
--	--

1. 許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。

(1) 試験研究用等原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項を含めること。

イ 火災

可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。

ロ 発生頻度が設計基準事故より低い事故であって、試験研究用等原子炉施設から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるもの（以下「多量の放射性物質等を放出する事故」という。）

当該事故の拡大を防止するために必要な措置に関すること。

(2) 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。特に多量の放射性物質等を放出する事故の発生時における試験研究用等原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、毎年1回以上定期に実施すること。

(3) 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な照明

器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。

(4) 其他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。

試験炉規則第15条第1項第16号 記録及び報告

(削る)

1. 試験研究用等原子炉施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。

2. 試験炉規則第6条に定める記録について、その記録の管理に関すること（計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。）が定められていること。

3. 事業所長及び試験研究用等原子炉主任技術者に報告すべき事項が定められていること。

4. 特に、試験炉規則第16条の14各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が定められていること。

5. 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に

試験炉規則第15条第1項第16号 試験研究用等原子炉施設に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する記録

○ 本事項については、以下の事項が明記されていること。

1. 試験研究用等原子炉施設の保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが明確に記載されていること。記録事項とは、主として試験研究用等原子炉施設の検査記録、燃料体の記録、放射線管理記録、保守記録等試験炉規則第6条に掲げる記録をいう。

(新設)

2. 事故故障等の報告に関すること。

(新設)

(新設)

明記されていること。

試験炉規則第15条第1項第17号 試験研究用等原子炉施設の  
施設管理

(新設)

1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」(原規規発第1912257号-7(令和元年12月25日原子力規制委員会決定))を参考として定められていること。
2. 試験研究用等原子炉施設の経年劣化に係る技術的な評価に関することについては、「試験研究用等原子炉施設の定期的な評価に関する運用ガイド」(原規規発第1911131号(令和元年11月13日原子力規制委員会決定))を参考とし、試験炉規則第9条の2に規定された試験研究用等原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的に実施することが定められていること。
3. 運転を開始した日以後30年を経過した試験研究用等原子炉については、長期施設管理方針が定められていること。
4. 試験炉規則第15条第1項第17号に掲げる試験研究用等原子炉施設の施設管理に関することを変更しようとする場合(試験炉規則第9条の2第1項若しくは第2項の規定により長期施設管理方針を策定し、又は同条第3項の規定により長期施設管理方針を変更しようとする場合に限る。)は、申請書に試験炉規則第9



条の2第1項若しくは第2項の評価の結果又は第3項の見直しの結果を記載した書類（以下「技術評価書」という。）が添付されていること。

5. 使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。

なお、品質管理基準規則第48条第5項及び品質管理基準規則解釈第48条2の規定に基づき、当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に関与していない要員に検査を実施させることとしてもよい。

試験炉規則第15条第1項第18号 試験研究用等原子炉施設の定期的な評価

（削る）

1. 試験研究用等原子炉施設の定期的な評価について、「試験研究用等原子炉施設の定期的な評価に関する運用ガイド」を参考に、試験炉規則第14条の2に規定された試験研究用等原子炉施設の定期的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的に実施することが定められていること。
2. 試験研究用等原子炉施設の定期的な評価に関することについては、試験炉規則第14条の2の規定に基づく措置を講じたときは、同条に掲げる評価の結果を踏まえて、保安活動の計画、実施、評価及び改善並びにQMSの改善を行うことが定められていること。

試験炉規則第15条第1項第17号 試験研究用等原子炉施設の定期的な評価

○ 本事項については、以下の事項が明記されていること。

1. 「試験研究用等原子炉施設の定期的な評価に関する運用ガイド」（原規規発第1911131号（令和元年11月13日原子力規制委員会決定））を参考に、試験炉規則第14条の2に規定された試験研究用等原子炉施設の定期的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的に実施すること。
2. 試験炉規則第14条の2の規定に基づく措置を講じたときは、同条各項に掲げる評価の結果を踏まえて、保安活動の計画、実施、評価及び改善並びに品質保証計画の改善を行うこと。

<p><u>試験炉規則第15条第1項第19号</u> 技術情報の共有</p> <p>1. メーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報を事業者の情報共有の場を活用し、他の試験研究用等原子炉設置者と共有し、自らの試験研究用等原子炉施設の保安を向上させるための措置が定められていること。</p>	<p>(新設)</p>
<p><u>試験炉規則第15条第1項第20号</u> 不適合発生時の情報の公開</p> <p>1. 試験研究用等原子炉施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること。</p> <p>2. 情報の公開に関し、自ら管理するウェブサイトへの登録等に必要事項が定められていること。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(削る)</p>	<p><u>試験炉規則第15条第1項第18号</u> 品質保証（保安のために必要な措置を体系的に実施することにより、原子力の安全を確保することをいう。）</p> <p>○ <u>本事項については、品質保証を導入して保安のために必要な措置を体系的に実施する旨を明記した上で、以下の事項が明記されていること。</u></p> <p>1. <u>品質保証計画の策定に関すること。</u></p> <p>(1) <u>品質保証を行うため、トップマネジメントが、品質保証計画を策定すること。</u></p>

	<p><u>(2) 品質保証計画は、品質保証活動を実施するために必要な文書の発行、レビュー等に関して定める手続きに従って管理を行うこと。</u></p> <p><u>2. 品質保証を行う者の組織及び職務に関すること。</u></p> <p><u>(1) 組織の範囲</u>  <u>保安管理組織のうち、品質保証に係る組織（品質保証を行う者（監査に係る組織を含む。））に関すること。なお、品質保証に係る組織は、保安管理組織の組織図中において、その範囲が明記されていること。</u></p> <p><u>(2) トップマネジメント</u>  <u>試験研究用等原子炉設置者、工場又は事業所の長が、品質保証に係る組織のトップマネジメントとして、品質保証計画の策定、品質保証活動の実施、評価及び継続的な改善を総括することが明記されていること。ここで、総括とは、自ら又は品質保証の総括を行う者を通じて、品質保証に係る事項の全体を見渡し、まとめること等をいう。</u></p> <p><u>(3) 品質保証責任者の選任</u>  <u>品質保証計画の策定、品質保証活動の実施、評価及び品質保証計画の継続的な改善に関し、以下に例示する事項を実施する責任者（以下「品質保証責任者」という。）を、管理層の中から選任すること。</u></p> <p><u>① 品質保証に必要なプロセスを確立すること。</u></p> <p><u>② 実施及び維持を確実に実施すること。</u></p>
--	--

	<p>③ <u>品質保証活動の実施状況及び改善の必要性の有無について、トップマネジメントに報告すること。</u></p> <p>④ <u>組織全体にわたって原子力の安全確保に対する認識を高めることを確実にすること。</u></p> <p>(4) <u>品質保証に係る組織の職務</u>  <u>品質保証に係る組織については、以下に例示する職務が明記されていること。なお、保安に関する組織において明記されているものは除く。</u></p> <p>① <u>保安教育の責任者</u>  ② <u>監査の責任者</u>  ③ <u>不適合管理の責任者</u>  ④ <u>是正処置、予防処置の責任者</u>  ⑤ <u>マネジメントレビューの責任者</u>  ⑥ <u>文書管理、記録管理の責任者</u></p> <p>3. <u>品質保証計画に基づく品質保証活動の実施（保安に関し必要な個々の事項の計画、実施、評価及び継続的な改善を含む。）、評価（監査を含む。）及び品質保証計画の継続的な改善に関する事項</u></p> <p>(1) <u>品質保証活動に係る教育</u>  <u>品質保証活動を実施するに当たっては、以下の事項を含む取り決め及び手順の概略を明確にして教育を実施すること。</u></p> <p>① <u>品質保証責任者及び監査員が職務遂行のために必要な教育、品質保証に係る組織に属する者が保安に関し必要な</u></p>
--	---

	<p><u>個々の事項の職務遂行のために必要な教育及び継続的な改善の結果必要とされた教育を実施すること。</u></p> <p>② <u>教育・訓練その他の処理の有効性を評価すること。</u></p> <p>③ <u>教育、訓練、技能及び経験に関する記録を維持すること。</u></p> <p>(2) <u>保安に関し必要な個々の事項の計画、実施、評価及び継続的な改善</u></p> <p><u>保安に関し必要な以下の事項の計画、実施、評価及び継続的な改善を実施するに当たり、以下の事項の取り決め及び手順を定め管理を行うこと。</u></p> <p>① <u>保安教育に関すること。</u></p> <p>② <u>試験研究用等原子炉施設の運転に関すること。</u></p> <p>③ <u>試験研究用等原子炉施設の運転及び利用の安全審査に関すること。</u></p> <p>④ <u>試験研究用等原子炉（臨界実験装置に限る。）内の燃料体等の配置等の手続きに関すること。</u></p> <p>⑤ <u>管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関すること。</u></p> <p>⑥ <u>排気監視設備及び排水監視設備に関すること。</u></p> <p>⑦ <u>線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること。</u></p> <p>⑧ <u>放射線測定器の管理に関すること。</u></p> <p>⑨ <u>試験研究用等原子炉施設の巡視及び点検並びにこれら</u></p>
--	---

	<p><u>に伴う処置に関すること。</u></p> <p>⑩ <u>試験研究用等原子炉施設の施設定期自主検査に関する こと（保安上特に管理を必要とする設備の特定を含む。）。</u></p> <p>⑪ <u>放射線の利用に係る保安に関すること。</u></p> <p>⑫ <u>核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱いに関する こと。</u></p> <p>⑬ <u>放射性廃棄物の廃棄に関すること。</u></p> <p>⑭ <u>非常の場合に採るべき処置に関すること。</u></p> <p>⑮ <u>試験研究用等原子炉施設に係る保安に関する記録に関 すること。</u></p> <p>⑯ <u>試験研究用等原子炉施設の定期的な評価に関すること。</u></p> <p>⑰ <u>その他試験研究用等原子炉施設に係る保安に関し必要 な事項に関すること。</u></p> <p>(3) <u>品質保証活動の評価</u></p> <p>① <u>監査</u> 以下の事項を含む取り決め及び手順に関すること。</p> <p>ア) <u>監査は、原則、定期的を実施すること。</u></p> <p>イ) <u>監査に先立ち、必要な計画（年度計画、実施計画等） を定めること。</u></p> <p>ウ) <u>監査の結果、明らかになった事項については、不適合 管理、是正処置予防処置へ展開すること。</u></p> <p>② <u>不適合管理</u> 以下の事項を含む取り決め及び手順に関すること。</p>
--	--

	<p> <u>ア) 不適合が放置されることを防ぐための管理に関する</u>  <u>こと。</u> </p> <p> <u>イ) 不適合の性質の記録、不適合に対してとられた特別</u>  <u>採用を含む処置の記録の維持に関すること。</u> </p> <p> <u>ウ) 不適合の修正を施した場合に、要求事項への適合性</u>  <u>を実証するための再検証に関すること。</u> </p> <p> <u>(4) 品質保証計画の継続的な改善</u> </p> <p> <u>① 是正処置</u> </p> <p> <u>以下の事項を含む取り決め及び手順に関すること。</u> </p> <p> <u>ア) 不適合の内容確認に関すること。</u> </p> <p> <u>イ) 不適合の原因特定に関すること。</u> </p> <p> <u>ウ) 不適合の再発防止を確実にするための処置の必要性</u>  <u>の評価に関すること。</u> </p> <p> <u>エ) 必要な処置の決定及び実施に関すること。</u> </p> <p> <u>オ) 採った処置の結果の記録に関すること。</u> </p> <p> <u>カ) 是正処置において実施した活動のレビューに関する</u>  <u>こと。</u> </p> <p> <u>② 予防処置</u> </p> <p> <u>以下の事項を含む取り決め及び手順に関すること。</u> </p> <p> <u>ア) 起こり得る不適合及びその原因の特定に関するこ</u>  <u>と。</u> </p> <p> <u>イ) 不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価</u>  <u>に関すること。</u> </p>
--	--

	<p> <u>ウ) 必要な処置の決定及び実施に関すること。</u>  <u>エ) 採った処置の結果の記録に関すること。</u>  <u>カ) 予防処置において実施した活動のレビューに関する</u>  <u>こと。</u> </p> <p> <u>③ マネジメントレビュー</u>  <u>以下の事項を含む取り決め及び手順に関すること。</u> </p> <p> <u>ア) トップマネジメントによるマネジメントレビューに</u>  <u>関すること。</u> </p> <p> <u>イ) マネジメントレビューは、原則、定期的に実施する</u>  <u>こと。</u> </p> <p> <u>ウ) マネジメントレビューの結果、明らかになった事項</u>  <u>については、不適合の管理、是正処置、予防処置へと</u>  <u>展開すること。</u> </p> <p> <u>4. 品質保証活動に関する文書及び記録に関すること。</u> </p> <p> <u>(1) 品質保証活動に関する文書の管理</u> </p> <p> <u>① 品質保証活動を実施するために必要な文書の発行、レビ</u>  <u>ュー、改定、識別、配布（提供）及び外部文書、廃止文書</u>  <u>に関して必要な管理に関すること。</u> </p> <p> <u>② 品質保証活動を実施するために必要な文書の明確化に</u>  <u>関すること。</u> </p> <p> <u>(2) 品質保証活動に関する記録の管理</u> </p> <p> <u>① 品質保証活動を実施するために必要な記録の識別、保</u>  <u>管、保護、検索、保管期間及び廃棄に関して必要な管理に</u> </p>
--	--



<p><u>試験炉規則第15条第1項第21号</u> その他必要な事項</p> <p>1. <u>日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、試験研究用等原子炉施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。</u></p> <p>2. <u>保安規定を定める「目的」が、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害の防止を図るものとして定められていること。</u></p> <p>(削る)</p>	<p><u>関すること。</u></p> <p>② <u>品質保証計画における品質保証活動を実施するために必要な記録の明確化に関すること。</u></p> <p><u>試験炉規則第15条第1項第19号</u> その他必要な事項</p> <p>○ <u>日常の品質保証活動の結果を踏まえ、必要に応じ、試験研究用等原子炉施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。</u></p> <p>○ <u>試験研究用等原子炉設置者が、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害を防止するため、保安活動を原子炉等規制法第37条第1項の規定に基づき保安規定として定めることが「目的」として定められていること。</u></p> <p>○ <u>安全文化を基礎とし、国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（ALARA：as low as reasonably achievable）の精神にのっとり、試験研究用等原子炉による災害防止のために適切な品質保証活動のもと保安活動を実施することが「基本方針」として定められていること。</u></p>
---	---

別表第4 加工施設における保安規定の審査基準 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>加工事業者は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第22条第1項の規定に基づき、<u>工場又は事業所ごとに保安規定を定め、加工施設の設置の工事に着手する前に原子力規制委員会の認可を受けることが義務付けられている。</u></p> <p>これを受け、認可を受けようとする加工事業者は、核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和41年総理府令第37号。以下「加工規則」という。）第8条第1項各号において規定されている<u>事項</u>について定め、申請書を提出することが求められている。</p> <p>申請書を受理した原子力規制委員会は、加工事業者から申請された保安規定について、原子炉等規制法第22条第2項に定める<u>認可要件である</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>原子炉等規制法第13条第1項若しくは第16条第1項の許可を受けたところ又は同条第2項の規定により届け出たところによるものでないと認められないこと</u></li> <li>・<u>核燃料物質による災害の防止上十分でないことと認められないこと</u></li> </ul> <p>を確認するための審査を行うこととしている。</p> <p>したがって、保安規定の審査における基準を明確にする観点から、保安規定の認可の審査に当たって確認すべき事項を次のとおり定める。</p>	<p>加工事業者は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第22条第1項の規定に基づき、<u>事業所ごとに保安規定を定め、原子力規制委員会の認可を受けることが義務付けられている。</u></p> <p>これを受け、認可を受けようとする加工事業者は、核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和41年総理府令第37号。以下「加工規則」という。）第8条第1項において規定されている<u>各項目</u>について定め、申請書を提出することが求められている。</p> <p>申請書を受理した原子力規制委員会は、加工事業者から申請された保安規定について、原子炉等規制法第22条第2項に定める<u>認可要件「核燃料物質による災害の防止上十分でないことと認められない」こと</u>を確認するための審査を行うこととしている。</p> <p>したがって、保安規定の審査における基準を明確にする観点から、保安規定の認可の審査に当たって確認すべき事項を次のとおり定める。</p>

ただし、加工規則第8条第1項各号において定められている事項の中には、設置の工事に着手する段階で定めることが困難であり、かつ、これらをその段階で定めていなくても災害の防止上支障がない事項が存在することから、核燃料物質を初めて工場又は事業所に搬入するまでの間において適用される保安規定の審査に当たっては、これらの事項を定める時期が設定されていること及びその時期までにこれらの事項を定めることにより、災害の防止上支障がないものと認められることを審査において確認することとする。

加工規則第8条第1項第1号 関係法令及び保安規定の遵守のための体制

1. 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。

2. (略)

(削る)

(新設)

加工規則第8条第1項第1号 関係法令及び保安規定の遵守のための体制

○ 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき要領書、作業手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守し、その位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。

○ (略)

加工規則第8条第1項第2号 安全文化醸成のための体制

○ 安全文化を醸成するための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき要領書、作業手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、そ

加工規則第8条第1項第2号 品質マネジメントシステム

1. 品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）については、原子炉等規制法第13条第1項又は第16条第1項の許可（以下単に「許可」という。）を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。）及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈（原規規発第1912257号-2（令和元年12月25日原子力規制委員会決定）。以下「品質管理基準規則解釈」という。）を踏まえて定められていること。
2. 具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、加工施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現

の位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。

- 保安の確保を最優先する価値観を組織の中で形成し、維持し、強化していく当該組織としての文化を継続的に醸成するための体制を確実に構築することが明確となっていること。

加工規則第8条第1項第3号 加工施設の品質保証

- 「核燃料物質の加工の事業に関する規則第7条の2の2から第7条の2の8、使用済燃料の再処理の事業に関する規則第8条の3から第8条の9等の要求事項に対する社団法人日本電気協会電気技術規程「原子力発電所における安全のための品質保証規程（J E A C 4 1 1 1 - 2 0 0 9）」の取扱いについて（内規）」（平成22・03・03原院第1号（平成22年3月17日原子力安全・保安院制定（N I S A - 1 8 1 c - 1 0 - 1、N I S A - 1 9 1 c - 1 0 - 1、N I S A - 3 1 4 c - 1 0 - 1））において認められた J E A C 4 1 1 1 - 2 0 0 9 又はそれと同等の規格に基づく品質保証計画が定められていること。
- 品質保証に関する記載内容については、「原子力発電所の保安規定における品質保証に関する記載について」（平成16・03・04原院第3号（平成16年3月22日原子力安全・保安院制定（N I S A - 1 6 5 a - 0 4 - 3））を参考として記載していること。

可能なものであること。

3. その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。

4. 手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。

5. 内部監査の仕組みについては、許可を受けたところにより、重大事故に至るおそれのある事故（設計基準事故を除く。）又は重大事故（以下「重大事故等」と総称する。）が発生しないと評価された場合においては、品質管理基準規則第46条第1項及び品質管理基準規則解釈第46条1の規定に基づき、内部監査の対象に関与していない要員に実施させることとしてもよい。

加工規則第8条第1項第3号 加工施設の操作及び管理を行う者の職務及び組織

1. 加工施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。

(新設)

○ 作業手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、加工規則第7条の2の8の2に規定された要領書、作業手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といった品質保証に係る文書の階層的な体系の中で、その位置付けが明確にされていること。

(新設)

加工規則第8条第1項第4号 加工施設の操作及び管理を行う者の職務及び組織

○ 事業所における加工施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。

加工規則第8条第1項第4号 核燃料取扱主任者の職務の範囲等

1. 加工施設の核燃料物質の取扱いに関し、保安の監督を行う核燃料取扱主任者の選任について定められていること。
2. 核燃料取扱主任者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、原子炉等規制法第22条の4第1項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容（加工設備の操作に従事する者は、核燃料取扱主任者が保安のために行う指示に従うことを含む。）について適切に定められていること。また、核燃料取扱主任者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。
3. 特に、核燃料取扱主任者が保安の監督に支障を来すことがないよう、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも加工施設の保安組織から核燃料取扱主任者が独立していることが求められるものではない。

加工規則第8条第1項第5号 保安教育

1. 加工施設の操作及び管理を行う者（役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。）について、保安教育実施方針が定められていること。
2. 従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。

加工規則第8条第1項第5号 核燃料取扱主任者の職務の範囲等

- 加工施設の核燃料物質の取扱いに関し、保安の監督を行う核燃料取扱主任者の選任について定められていること。なお、核燃料物質の取扱いに関し、実務の経験が3年以上であること。
- 核燃料取扱主任者が保安の監督の責務を十全に果たすことができるようにするため、原子炉等規制法第22条の4第1項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容（加工施設の操作に従事する者は、核燃料取扱主任者が保安のために行う指示に従うことを含む。）について適切に定められていること。また、核燃料取扱主任者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。
- 特に、核燃料取扱主任者が保安の監督に支障をきたすことがないよう、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも加工施設の保安組織から核燃料取扱主任者が、独立していることが当然に求められるものではない。

加工規則第8条第1項第6号 放射線業務従事者に対する保安教育

- 従業員及び協力企業の従業員について、保安教育実施方針が定められていること。
- 従業員及び協力企業の従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。

3. 従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。

4. 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起こさないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。

加工規則第8条第1項第6号 加工施設の操作を行う体制、確認すべき事項、異状があった場合の措置等

1. (略)

2. 加工施設の操作及び管理に係る組織内規程類を作成することが定められていること。

3. 核燃料物質の臨界管理について定められていること。

4. 操作員の引継時に実施すべき事項について定められていること。

5. 加工設備の操作前及び操作後に確認すべき事項並びに操作に必要な事項について定められていること。

6. 地震、火災等の発生時に講ずべき措置について定められていること。

7. (略)

加工規則第8条第1項第7号 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等

○ 従業員及び協力企業の従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。

○ 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起こさないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容とその見直しの頻度等について明確に定められていること。

加工規則第8条第1項第7号 保安上特に管理を必要とする設備の操作

○ (略)

○ 加工施設の操作及び管理に係る社内規程類を作成することが定められていること。

(新設)

○ 操作員の引継時に実施すべき事項、設備操作前に確認すべき事項及び地震・火災等発生時に講ずべき措置について定められていること (手順等への記載を含む)。

(新設)

(新設)

○ (略)

加工規則第8条第1項第8号 管理区域及び周辺監視区域の設定等

<p>1. (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 管理区域内において特別措置が必要な区域について<u>講ずべき措置</u>を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁<u>その他人</u>の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。</p> <p>4. (略)</p> <p>5. (略)</p> <p>6. 管理区域へ出入りする<u>者</u>に遵守させるべき事項及び<u>これを遵守</u>させる措置が定められていること。</p> <p>7. 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に<u>講ずべき事項</u>が定められていること。</p> <p>8. 保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められていること。</p> <p>9. (略)</p> <p>10. 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及び<u>これを遵守</u>させる措置が定められていること。</p>	<p>○ (略)</p> <p>○ (略)</p> <p>○ 管理区域内において特別措置が必要な区域について<u>採るべき措置</u>を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁、<u>その他人</u>の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。</p> <p>○ (略)</p> <p>○ (略)</p> <p>○ 管理区域へ出入りする<u>所員</u>に遵守させるべき事項及び<u>それを遵守</u>させる措置が定められていること。</p> <p>○ 管理区域から物品又は核燃料物質等を搬出及び運搬する際に<u>講ずべき事項</u>が定められていること。</p> <p>(新設)</p> <p>○ (略)</p> <p>○ <u>協力企業</u>に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及び<u>それを遵守</u>させる措置が定められていること。</p>
<p><u>加工規則第8条第1項第8号</u> 排気監視設備及び排水監視設備</p> <p>1. 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。</p> <p>2. これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方</p>	<p>(新設)</p>



法の一部として、第16号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものの使用方法については、施設全体の管理方法の一部として、第10号における放射線測定器の管理及び放射線測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。

加工規則第8条第1項第9号 線量、線量当量、汚染の除去等

1. 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置（個人線量計の管理の方法を含む。）が定められていること。
2. 国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（as low as reasonably achievable。以下「ALARA」という。）の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。
3. 加工規則第7条の2の9に基づく床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。
4. (略)
5. (略)
6. 核燃料物質等（新燃料及び放射性固体廃棄物を除く。）の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）が定められていること。なお、この事項は、第11号又は第12号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。

加工規則第8条第1項第9号 線量、線量当量、汚染の除去等

- 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置が定められていること。

(新設)

- 加工規則第7条の2の9に基づく、床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。
- (略)
- (略)
- 核燃料物質等の事業所外への運搬に関する事業所内の行為が定められていること。

7. 原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第12号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。

(削る)

8. 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて(指示)」(平成20・04・21原院第1号(平成20年5月27日原子力安全・保安院制定(NISA-111a-08-1)))を参考として定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第12号における放射性廃棄物の管

○ 原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、同法第61条の2第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行うことが定められていること。

○ 原子炉等規制法第61条の2第1項の確認を受けようとする物の取扱いに関することについては、「放射能濃度の測定及び評価の方法の認可について(内規)」(平成17・11・30原院第6号(平成18年1月30日原子力安全・保安院制定)及び平成23・06・20原院第4号(平成23年7月1日同院改正))を参考として記載していること。

なお、原子炉等規制法第61条の2第2項による放射能濃度の測定及び評価方法の認可において記載された内容を満足するよう定められていること。

○ 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて(指示)」(平成20・04・21原院第1号(平成20年5月27日原子力安全・保安院制定(NISA-111a-08-1)))を参考として記載していること。

理に関する事項と併せて定められていてもよい。

9. (略)

加工規則第8条第1項第10号 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法

1. 放射線測定器（放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。）の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法（測定及び評価の方法を含む。）が定められていること。

(削る)

2. 放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部等として、第16号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。

(削る)

(削る)

○ (略)

加工規則第8条第1項第10号 放射線測定器の管理等

○ 放出管理用計測器について、計測器の種類、所管箇所及び数量が定められていること。

○ 放射線計測器について、計測器の種類、所管箇所及び数量が定められていること。

(新設)

加工規則第8条第1項第11号 加工施設の巡視及び点検

○ 日常の保安活動の評価を踏まえ、加工施設の点検対象施設並びに設備の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置に関すること（巡視及び点検の頻度を含む。）について、適切な内容が定められていること。

加工規則第8条第1項第12号 加工施設の施設定期自主検査

○ 実施計画を定めて施設定期自主検査を行うことを定めていること。

加工規則第8条第1項第11号 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵等

1. 工場又は事業所内における核燃料物質の運搬及び貯蔵に際して、  
臨界に達しないようにする措置その他保安のために講ずべき措置  
を講ずること、貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められている  
こと。
2. 核燃料物質の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又  
は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に関することが定  
められていること。なお、この事項は、第9号又は第12号におけ  
る運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。

加工規則第8条第1項第12号 放射性廃棄物の廃棄

1. (略)
2. 放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の工場又は  
事業所の外への廃棄（放射性廃棄物の輸入を含む。）に関する行為の  
実施体制が定められていること。
3. 放射性固体廃棄物の工場又は事業所の外への運搬に関する行為  
（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に係る体  
制が構築されていることが明記されていること。なお、この事項は、  
第9号及び第11号における運搬に関する事項と併せて定められ  
ていてもよい。
4. (略)
5. (略)

加工規則第8条第1項第13号 核燃料物質の受渡し、運搬、貯蔵等

- 事業所構内における核燃料物質の運搬及び貯蔵に際して保安の  
ために講ずべき措置として、運搬する場合に臨界に達しない措置  
を講ずること及び貯蔵施設等が定められていること。

(新設)

加工規則第8条第1項第14号 放射性廃棄物の廃棄

- (略)

(新設)

(新設)

- (略)

- (略)

<p>6. <u>平常時の環境放射線モニタリングの実施体制（計画、実施、評価等）について定められていること。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>7. <u>ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(削る)</p>	<p>○ <u>原子炉等規制法第61条の2第1項の確認を受けようとする物の取扱いに関することについては、「放射能濃度の測定及び評価の方法の認可について（内規）」（平成17・11・30原院第6号（平成18年1月30日原子力安全・保安院制定）及び平成23・06・20原院第4号（平成23年7月1日同院改正）を参考として記載していること。</u></p> <p><u>なお、原子炉等規制法第61条の2第2項による放射能濃度の測定及び評価方法の認可において記載された内容を満足するように定められていること。</u></p>
<p>(削る)</p>	<p>○ <u>放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1））を参考として記載していること。</u></p>
<p><u>加工規則第8条第1項第13号</u> 非常の場合に<u>講ずべき</u>処置</p>	<p><u>加工規則第8条第1項第15号</u> 非常の場合に<u>採るべき</u>処置</p>
<p>1. (略)</p>	<p>○ (略)</p>
<p>2. 緊急時における<u>操作</u>に関する<u>組織内規程類</u>を作成することが定められていること。</p>	<p>○ 緊急時における<u>運転操作</u>に関する<u>社内規程類</u>を作成することが定められていること。</p>

3. (略)

4. 緊急事態の発生をもってその後の措置は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第7条第1項の原子力事業者防災業務計画によることが定められていること。

5. 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。

6. 次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。

(1) 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を加工事業者に書面で申し出た者であること。

(2) (略)

(3) 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。

7. 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）、緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。

○ (略)

○ 緊急事態の発生をもってその後の措置は防災業務計画によることが定められていること。緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。

(新設)

○ 次の各号に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。

1. 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を加工事業者に書面で申し出た者であること。

2. (略)

3. 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員及び協力企業の従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。

○ 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）及び緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に採るべき処置に関し、適切な内容が定められているこ

8. 事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。

9. (略)

加工規則第8条第1項第14号 設計想定事象等に係る加工施設の保全に関する措置

1. 許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。

(1) 加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項を含めること。

イ 火災

可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。

ロ 重大事故等

① 重大事故等発生時における臨界事故を防止するための対策に関すること。

② 重大事故等発生時における核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するための対策に関すること。

ハ 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他

と。

○ 事象が収束した場合は、緊急時体制を解除することが定められていること。

○ (略)

加工規則第8条第1項第16号 初期消火活動のための体制の整備

○ 火災の発生を消防吏員に確実に通報するために必要な設備、初期消火活動を行うために必要な可搬消防ポンプ又は化学消防自動車、泡消火薬剤その他資機材の備え付け、初期消火活動のための体制の整備及びこれらの定期的な評価並びに評価結果に基づく必要な措置について、適切な内容が定められていること。

○ 初期消火活動のための体制の整備に関する記載内容については、「原子炉施設等を設置した工場又は事業所における初期消火活動のための体制の整備に関する規定の解釈(内規)」(平成20・06・11原院第2号(平成20年6月20日原子力安全・保安院制定(NISA-131c-08-28)))のうち、加工規則第7条の4の3及び第8条第1項第16号に係る事項に基づいていること。

のテロリズムによる加工施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）

① 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。

② 大規模損壊発生時における臨界事故の影響を緩和するための対策に関すること。

③ 大規模損壊発生時における核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の影響を緩和するための対策に関すること。

④ 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。

（2）必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。特に重大事故等又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、それぞれ毎年1回以上定期に実施すること。

（3）必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ又は化学消防自動車、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。

（4）その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。

(削る)

加工規則第8条第1項第17号

重大事故等発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制



の整備

- 重大事故が発生した場合（以下「重大事故等発生時」という。）における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備に関しては、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。
1. 重大事故等発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。
  2. 重大事故等発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な要員（以下「対策要員」という。）を配置すること。
  3. 対策要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的に実施すること。
  4. 重大事故等発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な電源その他の資機材を備え付けること。
  5. 重大事故等発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項に関する社内規程類を定め、これを対策要員に守らせること。
    - 一 重大事故等発生時における臨界事故を防止するための対策に関すること。
    - 二 重大事故等発生時における核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するための対策に関すること。
  6. 前各号に掲げるもののほか、重大事故等発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。
  7. 前各号の措置の内容について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずること。

(削る)	<p>○ <u>重大事故等発生時におけるそれぞれの措置について、法第13条第1項に基づく事業許可申請書及び同添付書類又は法第16条第1項に基づく事業変更許可申請書及び同添付書類に記載された有効性評価の前提条件その他の措置に関する基本的内容を満足するよう定められていること。</u></p> <p><u>加工規則第8条第1項第18号</u> <u>大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備</u></p> <p>○ <u>大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる加工施設の大規模な損壊が発生した場合（以下「大規模損壊発生時」という。）における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li><u>1. 大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。</u></li> <li><u>2. 大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。</u></li> <li><u>3. 大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行う要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的に実施すること。</u></li> <li><u>4. 大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な電源その他の資機材を備え付けること。</u></li> </ol>
------	--

	<p><u>5. 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関する社内規程類を定め、これを要員に守らせること。</u></p> <p><u>6. プルトニウムを取り扱う加工施設にあっては、大規模損壊発生時における当該加工施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項に関する社内規程類を定め、これを要員に守らせること。</u></p> <p>一 <u>大規模損壊発生時における臨界事故の影響を緩和するための対策に関すること。</u></p> <p>二 <u>大規模損壊発生時における核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の影響を緩和するための対策に関すること。</u></p> <p>三 <u>大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。</u></p> <p><u>7. 前各号に掲げるもののほか、大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。</u></p> <p><u>8. 前各号（プルトニウムを取り扱う加工施設以外の加工施設にあっては、6.を除く。）の措置の内容について、定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずること。</u></p> <p>○ <u>大規模損壊発生時におけるそれぞれの措置について、法第13条第1項に基づく事業許可申請書及び同添付書類又は法第16条第1項に基づく事業変更許可申請書及び同添付書類に記載された有効性評価の前提条件その他の措置に関する基本的内容を満足するよう定められていること。</u></p>
--	--

加工規則第8条第1項第15号 記録及び報告

1. 加工施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。

2. 加工規則第7条に定める記録について、その記録の管理に関すること（計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。）が定められていること。

3. (略)

4. (略)

5. (略)

(削る)

加工規則第8条第1項第19号 記録及び報告

○ 加工施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適切に作成し、管理するための措置が定められていることが求められる。

○ 加工規則第7条に定める記録について、その記録の管理が定められていること（計量管理規定で定めるものを除く。）。

○ (略)

○ (略)

○ (略)

加工規則第8条第1項第20号 加工施設の定期的な評価

○ 加工施設の定期的な評価（経年劣化に係る技術的な評価）に関しては、「加工施設及び再処理施設の高経年化対策に関する基本的考え方について」（平成20・05・14原院第2号（平成20年5月19日原子力安全・保安院制定（NISA-181a-08-1）））及び「加工施設及び再処理施設における高経年化対策の評価の手引き（内規）」（平成20・05・14原院第3号（平成20年5月19日原子力安全・保安院制定））を参考とし、加工規則第7条の8の2第1項に規定された加工施設の経年劣化に関する技術的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的実施する

加工規則第8条第1項第16号 加工施設の施設管理

1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」（原規規発第1912257号-7（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を参考として定められていること。
2. 加工施設の経年劣化に係る技術的な評価に関することについては、「加工施設及び再処理施設の高経年化対策に関する基本的考え方」（平成20・05・14原院第2号（平成20年5月19日原子力安全・保安院制定））等を参考とし、加工規則第7条の4の2に規定された加工施設の経年劣化に関する技術的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的実施することが定められていること。
3. 事業を開始した日以後20年を経過した加工施設については、長期施設管理方針が定められていること。
4. 加工規則第8条第1項第16号に掲げる加工施設の施設管理に関することを変更しようとする場合（加工規則第7条の4の2第1項若しくは第2項の規定により長期施設管理方針を策定し、又は同条第3項の規定により長期施設管理方針を変更しようとする場合に限る。）は、申請書に加工規則第7条の4の2第1項若しくは第2項の評価の結果又は第3項の見直しの結果を記載した書類（以下「技

ことが定められていること。

(新設)

術評価書」という。)が添付されていること。

5. 長期施設管理方針及び技術評価書の内容は、「加工施設及び再処理施設の高経年化対策に関する基本的考え方」等を参考として記載されていること。

6. 使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。

なお、許可を受けたところにより、重大事故等が発生しないと評価された場合においては、品質管理基準規則第48条第5項及び品質管理基準規則解釈第48条2の規定に基づき、当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に関与していない要員に検査を実施させる体制でもよい。

加工規則第8条第1項第17号 技術情報の共有

1. (略)

加工規則第8条第1項第18号 不適合発生時の情報の公開

1. (略)

2. 情報の公開に関し、原子力施設情報公開ライブラリーへの登録等に必要な事項が定められていること。

加工規則第8条第1項第19号 その他必要な事項

1. 日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、加工施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。

加工規則第8条第1項第21号 技術情報の共有

(略)

加工規則第8条第1項第22号 不適合発生時の情報の公開

(略)

情報の公開に関し、原子力施設情報公開ライブラリーへの登録などに必要な事項が定められていること。

加工規則第8条第1項第23号 その他必要な事項

日常の品質保証活動の結果を踏まえ、必要に応じ、加工施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。

<p>2. 保安規定を定める「目的」が、核燃料物質による災害の防止を図るものとして定められていること。</p> <p>(削る)</p>	<p>○ <u>加工事業者が、核燃料物質による災害を防止するため、保安活動を原子炉等規制法第22条第1項の規定に基づき保安規定として定めることが「目的」として定められていること。</u></p> <p>○ <u>安全文化を基礎とし、国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（ALARA: as low as reasonably achievable）の精神にのっとり、核燃料物質の加工による災害防止のために適切な品質保証活動のもと保安活動を実施することが「基本方針」として定められていること。</u></p>
---	--

別表第5 使用済燃料貯蔵施設における保安規定の審査基準 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>使用済燃料貯蔵事業者は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）<u>第43条の20第1項の規定に基づき、事業所ごとに保安規定を定め、使用済燃料貯蔵施設の設置の工事に着手する前に原子力規制委員会の認可を受けることが義務付けられている。</u></p> <p>これを受け、認可を受けようとする使用済燃料貯蔵事業者は、<u>使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成12年通商産業省令第112号。以下「貯蔵規則」という。）第37条第1項各号において規定されている事項</u>について定め、申請書を提出することが求められている。</p> <p>申請書を受理した原子力規制委員会は、使用済燃料貯蔵事業者から申請された保安規定について、原子炉等規制法第43条の20第2項に定める認可要件である</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>原子炉等規制法第43条の4第1項若しくは第43条の7第1項の許可を受けたところ又は同条第2項の規定により届け出たところによるものでないと認められないこと</u></li> <li>・<u>使用済燃料又は使用済燃料によって汚染された物による災害の防止上十分でないと認められないこと</u></li> </ul> <p>を確認するための審査を行うこととしている。</p>	<p>使用済燃料貯蔵事業者は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）<u>第43条の20第1項及び使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成12年通商産業省令第112号。以下「貯蔵規則」という。）第37条第1項の規定に基づき、事業所ごとに保安規定を定め、原子力規制委員会の認可を受けることが義務付けられている。</u></p> <p>これを受け、認可を受けようとする使用済燃料貯蔵事業者は、<u>貯蔵規則第37条第1項において規定されている各項目</u>について定め、申請書を提出することが求められている。</p> <p>申請書を受理した原子力規制委員会は、使用済燃料貯蔵事業者から申請された保安規定について、原子炉等規制法第43条の20第2項に定める認可要件である「<u>使用済燃料又は使用済燃料によって汚染された物による災害の防止上十分でないと認められない</u>」ことを確認するための審査を行うこととしている。</p>



したがって、保安規定の審査における基準を明確にする観点から、保安規定の認可の審査に当たって確認すべき事項を次のとおり定める。

ただし、貯蔵規則第37条第1項各号において定められている事項の中には、設置の工事に着手する段階で定めることが困難であり、かつ、これらをその段階で定めていなくても災害の防止上支障がない事項が存在することから、使用済燃料を初めて事業所に搬入するまでの間において適用される保安規定の審査に当たっては、これらの事項を定める時期が設定されていること及びその時期までにこれらの事項を定めることにより、災害の防止上支障がないものと認められることを審査において確認することとする。

**貯蔵規則第37条第1項第1号** 関係法令及び保安規定の遵守のための体制

1. 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。

2. (略)

(削る)

したがって、保安規定の審査における基準を明確にする観点から、保安規定の認可の審査に当たって確認すべき事項を次のとおり定める。

(新設)

**貯蔵規則第37条第1項第1号** 関係法令及び保安規定の遵守のための体制

○ 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき要領書、作業手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守し、その位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。

○ (略)

**貯蔵規則第37条第1項第2号** 安全文化醸成のための体制

貯蔵規則第37条第1項第2号 品質マネジメントシステム

1. 品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）については、原子炉等規制法第43条の4第1項又は第43条の7第1項の許可（以下単に「許可」という。）を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。）及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈（原規規発第1912257号-2（令和元年12月25日原子力規制委員会決定）を踏まえて定められていること。

2. 具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、使用済燃料貯蔵施設の保安活動に関する管理の程

○ 安全文化を醸成するための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき要領書、作業手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、その位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。

○ 保安の確保を最優先する価値観を組織の中で形成し、維持し、強化していく当該組織としての文化を継続的に醸成するための体制を確実に構築することが明確となっていること。

貯蔵規則第37条第1項第3号 使用済燃料貯蔵施設の品質保証

○ 「核燃料物質の加工の事業に関する規則第7条の2の2から第7条の2の8、使用済燃料の再処理の事業に関する規則第8条の3から第8条の9等の要求事項に対する社団法人日本電気協会電気技術規程「原子力発電所における安全のための品質保証規程（JEAC4111-2009）」の取扱いについて（内規）」（平成22・03・03原院第1号（平成22年3月17日原子力安全・保安院制定（NISA-181c-10-1、NISA-191c-10-1、NISA-314c-10-1））において認められたJEAC4111-2009又はそれと同等の規格に基づく品質保証計画が定められていること。

○ 品質保証に関する記載内容については、「廃棄物管理施設の保安規定における品質保証に関する記載について」（平成21・02・12原院第7号（平成21年3月2日原子力安全・保安院制定（N

度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。

3. その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。

4. 手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。

5. 内部監査の仕組みについては、品質管理基準規則第46条第1項及び品質管理基準規則解釈第46条1の規定に基づき、内部監査の対象に該当していない要員に実施させることとしてもよい。

貯蔵規則第37条第1項第3号 使用済燃料貯蔵施設の操作及び管理を行う者の職務及び組織

1. (略)

貯蔵規則第37条第1項第4号 使用済燃料取扱主任者の職務の範

ISA-193a-09-1)))を参考として記載していること。

(新設)

○ 作業手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、貯蔵規則第28条の8に規定された要領書、作業手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といった品質保証に係る文書の階層的な体系の中で、その位置付けが明確にされていること。

(新設)

貯蔵規則第37条第1項第4号 使用済燃料貯蔵施設の操作及び管理を行う者の職務及び組織

○ (略)

貯蔵規則第37条第1項第5号 使用済燃料取扱主任者の職務の範

<p style="text-align: center;">囲等</p>	<p style="text-align: center;">囲等</p>
<p>1. <u>使用済燃料の取扱いに</u>関し、保安の監督を行う使用済燃料取扱主任者の選任について定められていること。</p> <p>2. <u>使用済燃料取扱主任者が保安の監督の責務を十分に</u>果たすことができるようにするため、原子炉等規制法第43条の23第1項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容（<u>使用済燃料貯蔵設備の操作</u>に従事する者は、使用済燃料取扱主任者が保安のために行う指示に従うことを含む。）について適切に定められていること。また、使用済燃料取扱主任者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。</p> <p>3. 特に、使用済燃料取扱主任者が保安の監督に支障を来すことがないよう、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも使用済燃料貯蔵施設の保安組織から使用済燃料取扱主任者が<u>独立</u>していることが<u>求められる</u>ものではない。</p>	<p>○ <u>使用済燃料の取扱いに</u>関して、保安の監督を行う使用済燃料取扱主任者の選任について定められていること。</p> <p>○ <u>使用済燃料取扱主任者が保安の監督の責務を十全に</u>果たすことができるようにするため、原子炉等規制法第43条の23第1項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容（<u>使用済燃料の取扱い</u>に従事する者は、使用済燃料取扱主任者が保安のために行う指示に従うことを含む。）について適切に定められていること。また、使用済燃料取扱主任者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。</p> <p>○ 特に、使用済燃料取扱主任者が保安の監督に支障をきたすことがないよう、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも使用済燃料貯蔵施設の保安組織から使用済燃料取扱主任者が、<u>独立</u>していることが<u>当然に求められる</u>ものではない。</p>
<p><u>貯蔵規則第37条第1項第5号</u> 保安教育</p> <p>1. <u>使用済燃料貯蔵施設の操作及び管理を行う者（役務を供給する事業者</u>に属する者を含む。以下「従業員」という。）について、保安教育実施方針が定められていること。</p> <p>2. <u>従業員</u>について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。</p>	<p><u>貯蔵規則第37条第1項第6号</u> 保安教育</p> <p>○ <u>従業員（従業者のうち、放射線業務従事者をいう。以下同じ。）及び協力企業の従業員</u>について、保安教育実施方針が定められていること。</p> <p>○ <u>従業員及び協力企業の従業員</u>について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施すること</p>

<p>3. <u>従業員</u>について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。</p> <p>4. <u>使用済燃料の取扱いに関する業務を行う従業員</u>については、<u>当該業務に係る</u>保安教育を実施することが定められていること。</p> <p>5. <u>保安教育の内容</u>について、関係法令及び保安規定への抵触を起さないことを徹底する観点から、<u>具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等</u>について明確に定められていること。</p>	<p>が定められていること。</p> <p>○ <u>従業員及び協力企業の従業員</u>について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。</p> <p>○ <u>協力企業の従業員のうち、使用済燃料の取扱いに関する業務の補助を行う協力企業従業員</u>については、<u>従業員に準じて</u>保安教育を実施することが定められていること。</p> <p>○ 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起さないことを徹底する観点から、<u>具体的な保安教育の内容とその見直しの頻度等</u>について明確に定められていること。</p>
<p><u>貯蔵規則第37条第1項第6号</u> 使用済燃料貯蔵施設の操作</p> <p>1. <u>使用済燃料貯蔵施設の操作及び管理</u>に必要な操作員の確保について定められていること。</p> <p>2. <u>使用済燃料貯蔵施設の操作及び管理</u>に係る<u>組織内規程類</u>を作成することが定められていること。</p> <p>3. (略)</p> <p>4. <u>使用済燃料貯蔵設備の操作前及び操作後に確認すべき事項並びに操作に必要な事項</u>について定められていること。</p> <p>5. <u>地震、火災等の発生時に講ずべき措置</u>について定められていること。</p>	<p><u>貯蔵規則第37条第1項第7号</u> 使用済燃料貯蔵施設の操作</p> <p>○ <u>使用済燃料貯蔵施設の操作</u>に必要な操作員の確保について定められていること。</p> <p>○ <u>使用済燃料貯蔵施設の操作管理</u>に係る<u>社内規程類</u>を作成することが定められていること。</p> <p>○ (略)</p> <p>○ <u>設備操作前に確認すべき事項</u>について定められていること。</p> <p>○ <u>地震・火災等発生時に講ずべき措置</u>について定められていること。</p>
<p><u>貯蔵規則第37条第1項第7号</u> 管理区域及び周辺監視区域の設定等</p>	<p><u>貯蔵規則第37条第1項第8号</u> 管理区域及び周辺監視区域の設定等</p>

- 1. (略)
- 2. (略)
- 3. 管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。
- 4. (略)
- 5. (略)
- 6. 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。
- 7. 管理区域から物品又は使用済燃料等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。
- 8. (略)
- 9. 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。

貯蔵規則第37条第1項第8号 排気監視設備及び排水監視設備

1. 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。

2. これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、第16号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係

- (略)
- (略)
- 管理区域内において特別措置が必要な区域について採るべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁、その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。
- (略)
- (略)
- 管理区域へ出入りする従業員に遵守させるべき事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。
- 管理区域から物品又は核燃料物質等を搬出及び運搬する際に講ずべき事項が定められていること。
- (略)
- 協力企業に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。

貯蔵規則第37条第1項第9号 排気監視設備及び排水監視設備

放射性気体廃棄物が発生する場合には、その放出箇所、放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。

(新設)

るものの使用方法については、施設全体の管理方法の一部として、第10号における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。

(削る)

貯蔵規則第37条第1項第9号 線量、線量当量、汚染の除去等

1. 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置（個人線量計の管理の方法を含む。）が定められていること。
2. 国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（as low as reasonably achievable。以下「ALARA」という。）の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。
3. 貯蔵規則第29条に基づく床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。
4. (略)
5. (略)
6. 使用済燃料等（使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。）の事業所の外への運搬に関する行為（事業所の外での運搬中に関するものを除く。）が定められていること。なお、この事項は、第11号又は第12号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよ

- 放射性液体廃棄物が発生する場合には、その放出箇所、放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。

貯蔵規則第37条第1項第10号 線量、線量当量、汚染の除去等

- 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置が定められていること。

(新設)

- 貯蔵規則第29条に基づく、床・壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。

○ (略)

○ (略)

(新設)

い。  
7. 原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第12号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。

8. 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1））を参考として定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第12号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。

9. (略)

貯蔵規則第37条第1項第10号 放射線測定器の管理及び放射線測定の方法

1. 放射線測定器（放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。）の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法（測定及び評価の方法を含む。）が定められていること。

(新設)

○ 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1））を参考として記載していること。

○ (略)

貯蔵規則第37条第1項第11号 放射線測定器の管理等

○ 放出管理用計測器について、計測器の種類、所管箇所及び数量が定められていること。



<p>2. 放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部等として、第16号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(削る)</p>	<p>○ <u>放射線計測器について、計測器の種類、所管箇所及び数量が定められていること。</u></p>
<p>(削る)</p>	<p><u>貯蔵規則第37条第1項第12号</u> <u>使用済燃料貯蔵施設の巡視及び点検</u></p> <p>○ <u>日常の保安活動の評価を踏まえ、使用済燃料貯蔵施設の点検対象施設並びに設備の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置に関すること(巡視及び点検の頻度を含む。)について、適切な内容が定められていること。</u></p>
<p>(削る)</p>	<p><u>貯蔵規則第37条第1項第13号</u> <u>使用済燃料貯蔵施設の施設定期自主検査</u></p> <p>○ <u>実施計画を定めて施設定期自主検査を行うことを定めていること。</u></p>
<p><u>貯蔵規則第37条第1項第11号</u> 使用済燃料の受払い、運搬等</p> <p>1. <u>受入れの際の使用済燃料及び金属キャスクに関する条件、その適合性確認の内容、適合性確認の結果が不適合であった場合の措置その他保安のために講ずべき措置が定められていること。</u></p> <p>2. (略)</p>	<p><u>貯蔵規則第37条第1項第14号</u> 使用済燃料の受払い、運搬等</p> <p>○ <u>受入れの際の使用済燃料及び金属キャスクに関する条件、その適合性確認の内容、適合性確認の結果が不適合であった場合の措置が定められていること。</u></p> <p>○ (略)</p>

3. (略)  
4. 使用済燃料を収納した金属キャスクの事業所の外への運搬に関する事業所内の措置が定められていること。

貯蔵規則第37条第1項第12号 放射性廃棄物の廃棄

- 1. 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。
- 2. 放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の事業所の外への廃棄(放射性廃棄物の輸入を含む。)に関する行為の実施体制が定められていること。
- 3. 放射性固体廃棄物の事業所の外への運搬に関する行為(事業所の外での運搬中に関するものを除く。)に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、この事項は、第9号及び第11号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。
- 4. 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。
- 5. 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。

○ (略)  
○ 使用済燃料を収納した金属キャスクの事業所外への運搬に関する事業所内の措置が定められていること。

貯蔵規則第37条第1項第15号 放射性廃棄物の廃棄

- 放射性固体廃棄物が発生する場合には、その貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。
- 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて(指示)」(平成20・04・21原院第1号(平成20年5月27日原子力安全・保安院制定(NISA-111a-08-1)))を参考として記載していること。

(新設)  
  
(新設)  
  
(新設)

<p>6. 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制（計画、実施、評価等）について定められていること。</p>	<p>（新設）</p>
<p>7. ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。</p>	<p>（新設）</p>
<p><u>貯蔵規則第37条第1項第13号</u> 非常の場合に講ずべき処置</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 緊急時における操作に関する<u>組織内</u>規程類を作成することが定められていること。</p> <p>3. (略)</p> <p>4. 緊急事態の発生をもってその後の措置は、<u>原子力災害対策特別措置法</u>（平成11年法律第156号）第7条第1項の原子力事業者<u>防災業務計画</u>によることが定められていること。</p> <p>5. (略)</p> <p>6. 次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する<u>従業員</u>は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。</p>	<p><u>貯蔵規則第37条第1項第16号</u> 非常の場合に採るべき処置</p> <p>○ (略)</p> <p>○ 緊急時における操作に関する<u>社内</u>規程類を作成することが定められていること。</p> <p>○ (略)</p> <p>○ 緊急事態の発生をもってその後の措置は<u>防災業務計画</u>によることが定められていること。</p> <p>○ (略)</p> <p>○ <u>次の各号</u>に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。</p> <p>1.・2. (略)</p> <p>3. 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する<u>従業員及び協力企業の従業員</u>は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。</p>

7. 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）、緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。

8. 事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。

9. (略)

貯蔵規則第37条第1項第14号 設計想定事象に係る使用済燃料貯蔵施設の保全に関する措置

1. 許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。

(1) 使用済燃料貯蔵施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、火災が発生した場合に対しては、可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含めて計画していること。

(2) 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。

(3) 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な照明器

○ 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）及び緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に採るべき処置に関し、適切な内容が定められていること。

○ 事象が収束した場合は、緊急時体制を解除することが定められていること。

○ (略)

(新設)

具、無線機器その他の資機材を備え付けること。

(4) その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。

**貯蔵規則第37条第1項第15号** 記録及び報告

1. 使用済燃料貯蔵施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。

2. 貯蔵規則第27条に定める記録について、その記録の管理に関すること(計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。)が定められていること。

3. (略)

4. 特に、貯蔵規則第43条の13各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。

5. 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。

**貯蔵規則第37条第1項第16号** 使用済燃料貯蔵施設の施設管理

1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前

**貯蔵規則第37条第1項第17号** 記録及び報告

○ 使用済燃料貯蔵施設に係る保安に関し、必要な記録を適切に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適切に作成し、管理するための措置が定められていることが求められる。

○ 貯蔵規則第27条に定める記録について、その記録の管理が定められていること。

○ (略)

○ 特に、貯蔵規則第43条の13各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること

(新設)

(新設)

事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」（原規規発第1912257号-7（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を参考として定められていること。

2. 使用済燃料貯蔵施設の経年劣化に係る技術的な評価に関することについては、「使用済燃料貯蔵施設の定期的な評価に関する運用ガイド」（原管廃発第1311275号（平成25年11月27日原子力規制委員会決定））を参考とし、貯蔵規則第31条の2に規定された使用済燃料貯蔵施設の経年劣化に関する技術的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的実施することが定められていること。

3. 事業を開始した日以後20年を経過した使用済燃料貯蔵施設については、長期施設管理方針が定められていること。

4. 貯蔵規則第37条第1項第16号に掲げる使用済燃料貯蔵施設の施設管理に関することを変更しようとする場合（貯蔵規則第31条の2第1項若しくは第2項の規定により長期施設管理方針を策定し、又は同条第3項の規定により長期施設管理方針を変更しようとする場合に限る。）は、申請書に貯蔵規則第31条の2第1項若しくは第2項の評価の結果又は第3項の見直しの結果を記載した書類（以下「技術評価書」という。）が添付されていること。

5. 長期施設管理方針及び技術評価書の内容は、「使用済燃料貯蔵施設の定期的な評価に関する運用ガイド」を参考として記載されていること。

6. 使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定め

られていること。

なお、品質管理基準規則第48条第5項及び品質管理基準規則解  
積第48条2の規定に基づき、当該使用前事業者検査等の対象とな  
る機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に関与していな  
い要員に検査を実施させる体制でもよい。

貯蔵規則第37条第1項第17号 使用済燃料貯蔵施設の定期的な  
評価

1. 使用済燃料貯蔵施設の定期的な評価に関することについては、「使  
用済燃料貯蔵施設の定期的な評価に関する運用ガイド」を参考に、  
貯蔵規則第35条の2に規定された使用済燃料貯蔵施設の定期的  
な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的に  
実施することが定められていること。

2. 使用済燃料貯蔵施設の定期的な評価に関することについては、貯  
蔵規則第35条の2の規定に基づく措置を講じたときは、同条各項  
に掲げる評価の結果を踏まえて、保安活動の計画、実施、評価及び  
改善並びにQMSの改善を行うことが定められていること。

貯蔵規則第37条第1項第18号 技術情報の共有

1. (略)

貯蔵規則第37条第1項第18号 使用済燃料貯蔵施設の定期的な  
評価

○ 使用済燃料貯蔵施設の定期的な評価に関することについては、  
「使用済燃料貯蔵施設の定期的な評価に関する運用ガイド」(原  
管廃発第1311275号(平成25年11月27日原子力規制  
委員会決定))を参考に、貯蔵規則第35条の2に規定された使用  
済燃料貯蔵施設の定期的な評価を実施するための手順及び体制  
を定め、当該評価を定期的に実施することが定められているこ  
と。

○ 使用済燃料貯蔵施設の定期的な評価に関することについては、貯  
蔵規則第35条の2の規定に基づく措置を講じたときは、同条各  
項に掲げる評価の結果を踏まえて、保安活動の計画、実施、評価  
及び改善並びに品質保証計画の改善を行うことが定められてい  
ること。

貯蔵規則第37条第1項第19号 技術情報の共有

○ (略)

貯蔵規則第37条第1項第19号 不適合発生時の情報の公開

1. (略)
2. 情報の公開に関し、自ら管理するウェブサイトへの登録等に必要な事項が定められていること。

貯蔵規則第37条第1項第20号 その他必要な事項

1. 日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、使用済燃料貯蔵施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。
2. 保安規定を定める「目的」が、使用済燃料又は使用済燃料によって汚染された物による災害の防止を図るものとして定められていること。

(削る)

貯蔵規則第37条第1項第20号 不適合発生時の情報の公開

- (略)
- 情報の公開に関し、原子力施設情報公開ライブラリーへの登録などに必要な事項が定められていること。

貯蔵規則第37条第1項第21号 その他必要な事項

- 日常の品質保証活動の結果を踏まえ、必要に応じ、使用済燃料貯蔵施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。
- 使用済燃料貯蔵事業者が、使用済燃料又は使用済燃料によって汚染された物による災害を防止するため、保安活動を原子炉等規制法第43条の20第1項の規定に基づき保安規定として定めることが「目的」として定められていること。
- 安全文化を基礎とし、国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（ALARA：as low as reasonably achievable）の精神にのっとり、使用済燃料又は使用済燃料によって汚染された物による災害防止のために適切な品質保証活動のもと保安活動を実施することが「基本方針」として定められていること。



別表第6 使用施設等における保安規定の審査基準 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>核燃料物質の使用者は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）<u>第57条第1項</u>の規定に基づき、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和32年政令第324号。以下「令」という。）第41条に規定する核燃料物質を使用しようとする場合は、工場又は事業所ごとに保安規定を定め、<u>核燃料物質の使用施設等の設置の工事に着手する前に原子力規制委員会の認可を受けることが義務付けられている。</u></p> <p>これを受け、認可を受けようとする核燃料物質の使用者は、核燃料物質の使用等に関する規則（昭和32年総理府令第84号。以下「使用規則」という。）第2条の12<u>第1項各号</u>において規定されている<u>事項</u>について定め、<u>申請書</u>を提出することが求められている。</p> <p><u>申請書</u>を受理した原子力規制委員会は、核燃料物質の使用者から申請された保安規定について、原子炉等規制法第57条第2項に定める認可要件である</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>原子炉等規制法第52条第1項若しくは第55条第1項の許可を受けたところ又は同条第2項の規定により届け出たところによるものでないと認められないこと</u></li> <li>・<u>核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防</u></li> </ul>	<p>核燃料物質の使用者は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）<u>57条第1項</u>の規定に基づき、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和32年政令第324号。以下「令」という。）第41条に規定する核燃料物質を使用しようとする場合、工場又は事業所ごとに保安規定を定め、<u>原子力規制委員会の認可</u>を受けることが義務付けられている。</p> <p>これを受け、認可を受けようとする核燃料物質の使用者は、核燃料物質の使用等に関する規則（昭和32年総理府令第84号。以下「使用規則」という。）第2条の12<u>第1項</u>において規定されている<u>各項目</u>について<u>保安規定に定め、認可申請書</u>を提出することが求められている。</p> <p><u>保安規定の認可申請書</u>を受理した原子力規制委員会は、核燃料物質の使用者から申請された保安規定について、原子炉等規制法第57条第2項に定める認可要件である<u>「核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止上十分でない」と認められない</u>ことを確認するための審査を行うこととしている。</p>

止上十分でないものであると認められないこと

を確認するための審査を行うこととしている。

したがって、保安規定の審査における基準を明確にする観点から、保安規定の認可の審査に当たって確認すべき事項を次のとおり定める。

ただし、使用規則第2条の12第1項各号において定められている事項の中には、設置の工事に着手する段階で定めることが困難であり、かつ、これらをその段階で定めていなくても災害の防止上支障がない事項が存在することから、核燃料物質を初めて工場又は事業所に搬入するまでの間において適用される保安規定の審査に当たっては、これらの事項を定める時期が設定されていること及びその時期までにこれらの事項を定めることにより、災害の防止上支障がないものと認められることを審査において確認することとする。

(削る)

したがって、保安規定の審査における基準を明確にする観点から、保安規定の認可の審査に当たって確認すべき事項を次のとおり定める。

(新設)

各号共通事項

○ 使用規則第2条の12第1項第1号（使用施設等の管理を行う者の職務及び組織に関すること。）に定められたところにより、保安規定に明記された職務及び組織に従ってそれぞれの事項に関する責任者が明記されていること。

○ 使用規則第2条の12第1項第14号（品質保証（保安のために必要な措置を体系的に実施することにより、原子力の安全を確保することをいう。）に関すること。）に定められたところにより、保安規定に明記された品質保証を行う者の職務及び組織に従ってそれ

	<p><u>それぞれの事項に関する責任者が明記されていること及び品質保証計画に基づき品質保証活動を実施することが明記されていること。</u></p>
<p><u>使用規則第2条の12第1項第1号</u> <u>関係法令及び保安規定の遵守のための体制</u></p> <p>1. <u>関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。</u></p> <p>2. <u>保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実にを行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>使用規則第2条の12第1項第2号</u> <u>品質マネジメントシステム</u></p> <p>1. <u>品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）については、原子炉等規制法第52条第1項又は第55条第1項の許可（以下単に「許可」という。）を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。）及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈（原規規発第191</u></p>	<p>(新設)</p>

2257号-2(令和元年12月25日原子力規制委員会決定))を踏まえて定められていること。

2. 具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、使用施設等の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。

3. その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。

4. 手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。

5. 内部監査の仕組みについては、品質管理基準規則第46条第1項及び品質管理基準規則解釈第46条1の規定に基づき、内部監査の対象に關与していない要員に実施させることとしてもよい。

使用規則第2条の12第1項第3号 使用施設等の管理を行う者の

使用規則第2条の12第1項第1号 使用施設等の管理を行う者の

職務及び組織	職務及び組織
<p>1. <u>使用施設等に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。</u></p>	<p>○ <u>本事項については、核燃料物質の使用等は、核燃料物質の使用許可申請書若しくは核燃料物質の使用変更許可申請書（以下「申請書等」という。）の記載内容及び使用、貯蔵及び廃棄の技術上の基準等の関係法令を遵守することはもとより、核燃料物質の使用等に係る災害を防止するため、保安規定を定め、自らの保安活動を確実に実施する旨が明記された上で、以下について明記されていること。</u></p> <p><u>1. 使用に係る保安のための職務（工場又は事業所内の保安の監督に関する責任者及び各職務）及び責任範囲並びに組織に関すること。</u></p> <p><u>ここで、本項において明記された各職務等については、使用規則第2条の12第1項第2号から第15号に掲げる各事項において、その関わりが明記されていること。</u></p> <p><u>また、使用規則第2条の12第1項第14号（品質保証（保安のために必要な措置を体系的に実施することにより、原子力の安全を確保することをいう。）に関することをいう。）に定められたところにより、保安規定に明記された品質保証を行う者の職務及び組織に従って本事項に関する責任者が明記されていること及び品質保証計画に基づき品質保証活動を実施することが明記されていること。</u></p> <p><u>2. 会議体に関すること。</u></p> <p><u>会議体を設ける場合、その役割、位置付け、審議事項及び構成員に関すること。</u></p>

ここで、使用者においては、加工事業者や再処理事業者のように、核燃料物質の取扱いに関して保安の監督を行わせる責任者として、核燃料取扱主任者免状を有する者を選任する義務は課せられていない。

しかしながら、令第41条が、周辺監視区域外における一般公衆の放射線被ばくの観点から核燃料物質の数量及び組成を規定したものであることに鑑みれば、同条に定める核燃料物質の使用者においては、自らの保安活動をより確実に遂行していくため、核燃料物質の取扱いに関して指導・助言を行うに足りる知識及び経験等を有する者を保安の監督に関する責任者に選任すること並びにその職務及び責任範囲が保安規定に明記されていることが望ましい。これを踏まえ、以下の事項が明記されていること。

(1) (略)

(2) (略)

ここで、職務については、以下の事項が明記されていること。

①～⑦ (略)

(削る)

### 3. 保安の監督に関する責任者の配置に関すること。

ここで、使用者については、加工事業者や再処理事業者のように、核燃料物質の取扱いに関して保安の監督を行わせるための責任者として、国家試験により十分な知識を有すると認められ核燃料取扱主任者免状を交付され同免状を有する者を核燃料取扱主任者として選任する義務は課せられていない。

しかしながら、令第41条が、周辺監視区域外における一般公衆の放射線被ばくの観点からの一定の潜在的危険性及び使用する核燃料物質が臨界に達する可能性を、使用する核燃料物質の数量として規定されたものであることに鑑みれば、同条に該当する核燃料物質の使用者については、自らの保安活動をより確実に遂行していく観点から、核燃料物質の取扱いに関する指導・助言を行い得る相当な知識及び経験等を有する者を保安の監督に関する責任者として配置することが、その職務及び責任範囲と併せて保安規定に明記されていることが望ましいことから、以下の事項が明記されていること。

(1) (略)

(2) (略)

ここで、職務については、以下の事項が明記されていること。

①～⑦ (略)

⑧ 国の実施する検査(施設検査、保安検査)に立ち会う

(3) ~ (5) (略)

使用規則第2条の12第1項第4号 保安教育

1. 使用施設等の管理を行う者（役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。）について、保安教育実施方針が定められていること。
2. 従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。
3. 従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。
4. 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起さないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。

こと。

(3) ~ (5) (略)

使用規則第2条の12第1項第2号 放射線業務従事者の保安教育

○ 本事項については、以下の事項が明記されていること。

1. 保安教育の内容に関すること。

ここで、保安教育の内容については、以下の事項が明記されていること。

- (1) 関係法令及び保安規定に関すること。
- (2) 使用施設等の構造、性能及び操作に関すること。
- (3) 放射線管理に関すること。
- (4) 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること。
- (5) 非常時の場合に採るべき処置に関すること。
- (6) その他使用施設等に係る保安教育に関し必要な事項

2. 臨界に関すること。

ただし、臨界量以上の核燃料物質の使用者のみに適用される。

(1) 保安教育の教育時間に関すること。

ここで、教育時間の設定に関しては、核燃料物質等取扱業務特別教育規程（平成12年1月20日労働省告示第1号）の時間数が参考の一つとなる。

(2) 使用者の従業者以外の者（協力企業の従業者等）に対する保安教育に関すること。

	<p><u>ここで、保安教育は、原則として、使用者自らが実施することが明記されていること。また、協力企業に保安教育を実施させる場合は、協力企業に必要な教育内容を提示するとともに、その実施検査の報告、評価を行うことが明記されていること。</u></p> <p>(3) <u>放射線業務従事者以外の従業者（工場又は事業所に勤務する役員、事務職員を含む。）に対する保安教育に関すること。</u></p> <p><u>ここで、役員への保安教育は、他産業分野における事故・トラブル等の分析等を教材として、安全文化の啓蒙活動や役員自身の安全に係る自己啓発的なものが望ましい。</u></p> <p>(4) <u>非常時の訓練に関すること。</u></p> <p><u>ここで、非常時の訓練は年1回以上行うことが明記されていること。</u></p> <p>(5) <u>教育実施計画及び実施結果の記録の作成に関すること。</u></p> <p><u>ここで、教育実施計画の策定に当たっては、保安の監督に関する責任者が、その内容を精査することが明記されていること。</u></p>
<p><u>使用規則第2条の12第1項第5号</u> 使用施設等の操作</p> <p><u>1. 核燃料物質の使用等に必要な従業員の確保について定められていること。</u></p> <p><u>2. 使用施設等の管理に係る組織内規程類を作成することが定められていること。</u></p>	<p><u>使用規則第2条の12第1項第3号</u> 災害の防止上特に管理を必要とする機器の操作</p> <p><u>○ 本事項については、以下の事項が明記されていること。</u></p> <p><u>1. 災害の防止上特に管理を必要とする機器</u></p> <p><u>ここで、災害の防止上特に管理を必要とする機器とは、申請書等に記載されたところにより、核的制限値又は熱的制限値等を担</u></p>



- 3. 核燃料物質の臨界管理について定められていること。
- 4. 従業員の引継時に実施すべき事項について定められていること。
- 5. 核燃料物質等の使用前及び使用後に確認すべき取扱いに必要な事項について定められていること。
- 6. 地震、火災等の発生時に講ずべき措置について定められていること。

使用規則第2条の12第1項第6号 管理区域及び周辺監視区域の設定等

- 1. 管理区域の設定及び措置並びに立入制限等に関すること。
- 2. 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びこれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。
- 3. 管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁その他の人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。
- 4. 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。
- 5. 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。
- 6. 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びこれを遵守さ

保する必要がある機器、閉じ込め機能を担保する必要がある機器、非常用装置、施設の保安のための計器及び放射線測定器等をいう。

- 2. 災害の防止上特に管理を必要とする機器の操作に関すること。

ここで、災害の防止上特に管理を必要とする機器の操作は、代表者又は工場若しくは事業所の長が、当該機器を安全に操作する技術的能力を有すると認めた放射線業務従事者の中から指定された者が行うことが明記されていること。

使用規則第2条の12第1項第4号 管理区域及び周辺監視区域の設定等

○ 本事項については、以下の事項が明記されていること。

- 1. 管理区域の設定及び措置並びに立入制限等に関すること。

ここで、措置とは、使用規則第2条の11の3第1号及び第2条の11の5第1号に掲げられた措置をいう。

- 2. 周辺監視区域の設定及び措置並びに立入制限等に関すること。

ここで、措置とは、使用規則第2条の11の3第2号及び第2条の11の5第1号に掲げられた措置をいう。

- せる措置が定められていること。
7. 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。
8. 周辺監視区域の設定及び措置並びに立入制限等に関すること。
9. 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。

使用規則第2条の12第1項第7号 排気監視設備及び排水監視設備

1. 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。
2. これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、第15号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものの使用方法については、施設全体の管理方法の一部として、第9号における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。

使用規則第2条の12第1項第8号 線量、線量当量、汚染の除去等

1. 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置（個人線量計の管理の方法を含む。）が定められていること。

使用規則第2条の12第1項第6号 排気監視設備及び排水監視設備

- 本事項については、以下の事項が明記されていること。
1. 排気監視設備及び排水監視設備の管理に関すること。  
ここで、排気監視設備及び排水監視設備とは、申請書等に記載されたものをいう。また、管理とは、点検内容及び点検頻度をいう。
2. 排気監視設備及び排水監視設備の点検により異常を認めた場合の処置に関すること。

使用規則第2条の12第1項第5号 線量、線量当量、汚染の除去等

- 本事項については、以下の事項が明記されていること。
1. 放射線業務従事者の線量及び放射線業務従事者が呼吸する空気中の放射性物質の濃度の監視に関すること。

2. 国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（as low as reasonably achievable。以下「ALARA」という。）の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。

3. 使用規則第2条の11の4第1号ハに基づく床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。

4. 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。

5. 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。

6. 核燃料物質等（核燃料物質及び放射性固体廃棄物を除く。）の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）が定められていること。なお、この事項は、第10号又は第11号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。

7. 原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第11号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。

2. 管理区域内の放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度、管理区域からの人の退去、又は持ち出し物品等の表面の放射性物質の密度の監視に関すること。

3. 管理区域内の床、壁、その他人の触れるおそれのある物であって放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度が原子力規制委員会の定めた密度を超えた場合等の措置に関すること。

8. 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1））を参考として定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物の仕分け等を明確にするため、第11号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。

9. 汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。

使用規則第2条の12第1項第9号 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法

1. 放射線測定器（放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。）の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法（測定及び評価の方法を含む。）が定められていること。
2. 放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部等として、第15号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。

(削る)

使用規則第2条の12第1項第7号 放射線測定器の管理

- 本事項については、以下の事項が明記されていること。
1. 放射線測定機器の管理に関すること。  
ここで、管理とは、点検内容及び点検頻度をいう。
  2. 測定器の種類、測定頻度、測定箇所等に関すること。

使用規則第2条の12第1項第8号 使用施設等の巡視及び点検

- 本事項については、以下の事項が明記されていること。
1. 巡視及び点検の頻度並びに対象とする使用施設等に関すること。

<p><u>使用規則第2条の12第1項第10号</u> 核燃料物質の<u>受払い</u>、<u>運搬</u>、<u>貯蔵等</u></p> <p><u>1. 工場又は事業所内における核燃料物質の運搬及び貯蔵に際して、 臨界に達しないようにする措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること、貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。</u></p> <p><u>2. 核燃料物質の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に関することが定められていること。なお、この事項は、第8号又は第11号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</u></p>	<p><u>2. 使用施設等の巡視及び点検の状況並びにその担当者の氏名の記録に関すること。</u></p> <p><u>3. 巡視及び点検の結果の記録並びに異常を認めた場合の処置に関すること。</u></p> <p><u>使用規則第2条の12第1項第9号</u> 核燃料物質の<u>受渡し</u>、<u>運搬</u>、<u>貯蔵等</u></p> <p><u>○ 本事項については、以下の事項が明記されていること。</u></p> <p><u>1. 核燃料物質の受渡し及びその措置に関すること。</u></p> <p><u>2. 核燃料物質の工場又は事業所内及び工場又は事業所の外における運搬に関すること。</u></p> <p><u>3. 貯蔵する核燃料物質の種類及び数量並びに貯蔵施設の管理その他の取扱いに関すること。</u></p> <p><u>ここで、貯蔵する核燃料物質の種類及び数量については、許可又は届出された年間予定使用量を超えないようにすることが明記されていること。</u></p>
<p><u>使用規則第2条の12第1項第11号</u> 放射性廃棄物の<u>廃棄</u></p> <p><u>1. 放射性固体廃棄物の保管廃棄に係る具体的な管理措置及び運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。</u></p> <p><u>2. 放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の工場又は事業所の外への廃棄（放射性廃棄物の輸入を含む。）に関する行為の実施体制が定められていること。</u></p>	<p><u>使用規則第2条の12第1項第10号</u> 放射性廃棄物の<u>廃棄</u></p> <p><u>○ 本事項については、以下の事項が明記されていること。</u></p> <p><u>1. 放射性気体廃棄物を廃棄する場合の排気中の放射性物質の濃度の監視に関すること。</u></p> <p><u>2. 放射性液体廃棄物を廃棄する場合の排水中の放射性物質の濃度の監視に関すること。</u></p>

<p>3. <u>放射性固体廃棄物の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、この事項は、第8号又は第10号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</u></p> <p>4. <u>放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</u></p> <p>5. <u>放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</u></p> <p>6. <u>平常時の環境放射線モニタリングの実施体制（計画、実施、評価等）について定められていること。</u></p> <p>7. <u>ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。</u></p>	<p>3. <u>放射性固体廃棄物を廃棄する場合の放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量等に関すること。</u></p>
<p><u>使用規則第2条の12第1項第12号</u> 非常の場合に<u>講ずべき</u>処置</p> <p>1. <u>緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。</u></p> <p>2. <u>緊急時における核燃料物質の使用に関する組織内規程類を作成することが定められていること。</u></p> <p>3. <u>緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報すること（工場等内の見学者、外部研究者等に対する避難指示等を含むこと）</u></p>	<p><u>使用規則第2条の12第1項第11号</u> 非常の場合に<u>採るべき</u>処置</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

む。)が定められていること。

4. 緊急事態の発生をもってその後の措置は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第7条第1項の原子力事業者防災業務計画によることが定められていること。

5. 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。

6. 次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。  
 (削る)

(1)・(2) (略)

(3) 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。  
 (削る)  
 (削る)  
 (削る)

7. 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射

(新設)  
 (新設)  
 (新設)

○ 本事項については、以下の事項が明記されていること。

1. 非常時の組織及び要員に関すること。なお、緊急作業に係る要員については、次の各号に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定すること。  
(1)・(2) (略)

(3) 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員及び協力企業の従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。

2. 非常時対応資機材の整備及び管理に関すること。

3. 非常時の通報連絡システムに関すること（工場等内の見学者、外部研究者等に対する避難指示等を含む。）。

4. 非常時の措置（発令、活動及び解除を含む。）に関すること。

5. 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放

線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。) 緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。

(削る)

8. 事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。

9. 防災訓練の実施頻度について定められていること。

使用規則第2条の12第1項第13号 設計想定事象等に係る使用施設等の保全に関する措置

1. 許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。

(1) 使用施設等の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項を含めること。

イ 火災

可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。

射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。) 及び緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に採るべき処置に関すること。

6. 発生頻度が設計評価事故より低い事故であって、多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合における処置に関すること。

(新設)

(新設)

(新設)



ロ 発生頻度が設計評価事故より低い事故であって、使用施設等から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるもの(以下「多量の放射性物質等を放出する事故」という。)当該事故の拡大を防止するために必要な措置に関すること。

(2) 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。特に多量の放射性物質等を放出する事故の発生時における使用施設等の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、毎年1回以上定期に実施すること。

(3) 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。

(4) その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。

使用規則第2条の12第1項第14号 記録及び報告

1. 使用施設等に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。

2. 使用規則第2条の11に定める記録について、その記録の管理に

使用規則第2条の12第1項第12号 使用施設等に係る保安(保安規定の遵守状況を含む。)に関する記録

○ 本事項については、以下の事項が明記されていること。

1. 記録事項、記録すべき場合及び記録の保存期間に関すること。
2. 記録に当たっての留意事項

関すること（計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。）が定められていること。

3. 工場又は事業所の長及び保安の監督に関する責任者に報告すべき事項が定められていること。

4. 特に、使用規則第6条の10各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。

5. 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。

使用規則第2条の12第1項第15号 使用施設等の施設管理

1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」（原規規発第1912257号-7（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を参考として定められていること。

2. 使用前検査の実施に関することが定められていること。

なお、品質管理基準規則第48条第5項及び品質管理基準規則解釈第48条2の規定に基づき、当該使用前検査等の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に関与していない要員に検査を実施させることとしてもよい。

(新設)

使用規則第2条の12第1項第16号 技術情報の共有  
1. メーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報を事業者の情報共有の場を活用し、他の使用者等と共有し、自らの使用施設等の保安を向上させるための措置が記載されていること。

使用規則第2条の12第1項第17号 不適合発生時の情報の公開  
1. 使用施設等の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること。  
2. 情報の公開に関し、自ら管理するウェブサイトへの登録等に必要な事項が定められていること。

(削る)

(新設)

(新設)

使用規則第2条の12第1項第13号 使用施設等の定期的な自主検査  
○ 本事項については、以下の事項が明記されていること。  
1. 使用施設等の保安上特に管理を必要とする設備の性能が維持されているかどうかについての検査に関すること。  
ここで、検査とは、検査内容及び検査頻度を含む。  
2. 使用施設等の保安のために直接関連する計器及び放射線測定器の校正に関すること。  
3. 1. の検査及び2. の校正の結果、異常を認めた場合の処理に関すること。

<p>(削る)</p>	<p><u>使用規則第2条の12第1項第14号</u> <u>品質保証（保安のために必要な措置を体系的に実施することにより、原子力の安全を確保することをいう。）</u></p> <p>○ <u>本事項については、品質保証を導入して保安のために必要な措置を体系的に実施する旨を明記した上で、以下の事項が明記されていること。</u></p> <p><u>1. 品質保証計画の策定に関すること。</u></p> <p>(1) <u>品質保証を行うため、トップマネジメントが、品質保証計画（品質保証計画に定める事項を含む。）を策定すること。</u></p> <p>(2) <u>品質保証計画は、品質保証活動を実施するために必要な文書の発行、レビュー等に関して定める手続きに従って管理を行うこと。</u></p> <p><u>2. 品質保証を行う者の組織及び職務に関すること。</u></p> <p><u>品質保証に係る組織及び職務に関することについては、使用規則第2条の12第1項第1号（使用施設等の管理を行う者の職務及び組織に関すること。）と関連づけて明記されていること。</u></p> <p>(1) <u>組織の範囲</u></p> <p><u>保安管理組織のうち、品質保証に係る組織（品質保証を行う者（監査に係る組織を含む。））に関すること。なお、品質保証に係る組織は、保安管理組織の組織図中において、その範囲が明記されていること。</u></p> <p>(2) <u>トップマネジメント</u></p>
-------------	--

	<p><u>使用者又は工場若しくは事業所の長が、品質保証に係る組織のトップマネジメントとして、品質保証計画の策定、品質保証活動の実施、評価及び継続的な改善を総括することが明記されていること。ここで、総括とは、自ら又は品質保証の総括を行う者を通じて、品質保証に係る事項の全体を見渡し、まとめること等をいう。</u></p> <p>(3) <u>品質保証責任者の選任</u></p> <p><u>品質保証計画の策定、品質保証活動の実施、評価及び品質保証計画の継続的な改善に関し、以下に例示する事項を実施する責任者（以下「品質保証責任者」という。）を、管理層の中から選任すること。</u></p> <p>① <u>品質保証に必要なプロセスを確立すること。</u></p> <p>② <u>実施及び維持を確実に実施すること。</u></p> <p>③ <u>品質保証活動の実施状況及び改善の必要性の有無について、トップマネジメントに報告すること。</u></p> <p>④ <u>組織全体にわたって原子力の安全確保に対する認識を高めることを確実にすること。</u></p> <p>(4) <u>品質保証に係る組織の職務</u></p> <p><u>品質保証に係る組織については、以下に例示する職務が明記されていること。なお、保安に関する組織において明記されているものは除く。</u></p> <p>① <u>保安教育の責任者</u></p> <p>② <u>監査の責任者</u></p>
--	---

	<p>③ <u>不適合管理の責任者</u></p> <p>④ <u>是正処置、予防処置の責任者</u></p> <p>⑤ <u>マネジメントレビューの責任者</u></p> <p>⑥ <u>文書管理、記録管理の責任者</u></p> <p>3. <u>品質保証計画に基づく品質保証活動の実施（保安に関し必要な個々の事項の計画、実施、評価及び継続的な改善を含む。）、評価（監査を含む。）及び品質保証計画の継続的な改善に関すること。</u></p> <p>(1) <u>品質保証活動に係る教育</u></p> <p><u>品質保証活動を実施するに当たっては、以下の事項を含む取り決め、手順の概略を明確にして教育を実施すること。なお、本事項については、使用規則第2条の1第1項第2号（放射線業務従事者に対する保安教育に関すること。）と関連づけて明記されていること。</u></p> <p>① <u>品質保証責任者及び監査員が職務遂行のために必要な教育、品質保証に係る組織に属する者が保安に関し必要な個々の事項の職務遂行のために必要な教育及び継続的な改善の結果必要とされた教育を実施すること。</u></p> <p>② <u>教育・訓練その他の処理の有効性を評価すること。</u></p> <p>③ <u>教育、訓練、技能及び経験に関する記録を維持すること。</u></p> <p>(2) <u>保安に関し必要な個々の事項の計画、実施、評価及び継続的な改善</u></p> <p><u>保安に関し必要な以下の事項の計画、実施、評価及び継続的な改善を実施するに当たり、以下の事項の取り決め及び手順を</u></p>
--	--

	<p><u>定め管理を行うこと。なお、本事項については、各レベル（部課室等）における計画、実施、評価及び継続的な改善並びに組織全体としての品質保証計画の策定、品質保証活動の実施、評価及び継続的な改善とのつながりが明記されていること。</u></p> <p>① <u>保安教育に関すること。</u></p> <p>② <u>災害の防止上特に管理を必要とする機器の操作に関すること。</u></p> <p>③ <u>管理区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関すること。</u></p> <p>④ <u>線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること。</u></p> <p>⑤ <u>排気監視設備及び排水監視設備に関すること。</u></p> <p>⑥ <u>放射線管理測定器の管理及び放射線の測定の方法に関すること。</u></p> <p>⑦ <u>使用施設等の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置に関すること。</u></p> <p>⑧ <u>核燃料物質の受渡し、運搬、貯蔵その他の取扱いに関すること。</u></p> <p>⑨ <u>放射性廃棄物の廃棄に関すること。</u></p> <p>⑩ <u>非常の場合に採るべき処置に関すること。</u></p> <p>⑪ <u>使用施設等に係る保安に関する記録に関すること。</u></p> <p>⑫ <u>使用施設等の定期的な自主検査に関すること。</u></p>
--	---

	<p>⑬ <u>その他使用施設等に係る保安に関し必要な事項に関する</u> <u>こと。</u></p> <p>(3) <u>品質保証活動の評価</u></p> <p>① <u>監査</u> <u>以下の事項を含む取り決め及び手順に関すること。</u></p> <p>ア) <u>監査は、原則、定期的を実施すること。</u></p> <p>イ) <u>監査に先立ち、必要な計画（年度計画、実施計画等）を</u> <u>定めること。</u></p> <p>ウ) <u>監査の結果、明らかになった事項については、不適合管</u> <u>理、是正処置予防処置へ展開すること。</u></p> <p>② <u>不適合管理</u> <u>以下の事項を含む取り決め及び手順に関すること。</u></p> <p>ア) <u>不適合が放置されることを防ぐための管理に関するこ</u> <u>と。</u></p> <p>イ) <u>不適合の性質の記録、不適合に対して採られた特別採用</u> <u>を含む処置の記録の維持に関すること。</u></p> <p>ウ) <u>不適合の修正を施した場合に、要求事項への適合性を実</u> <u>証するための再検証に関すること。</u></p> <p>(4) <u>品質保証計画の継続的な改善</u></p> <p>① <u>是正処置</u> <u>以下の事項を含む取り決め及び手順に関すること。</u></p> <p>ア) <u>不適合の内容確認に関すること。</u></p> <p>イ) <u>不適合の原因特定に関すること。</u></p>
--	---



	<p> <u>ウ) 不適合の再発防止を確実にするための処置の必要性の評価に関すること。</u>  <u>エ) 必要な処置の決定及び実施に関すること。</u>  <u>カ) 採った処置の結果の記録に関すること。</u>  <u>キ) 是正処置において実施した活動のレビューに関すること。</u> </p> <p> <b>② 予防処置</b>  <u>以下の事項を含む取り決め及び手順に関すること。</u>  <u>ア) 起こり得る不適合及びその原因の特定に関すること。</u>  <u>イ) 不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価に関すること。</u>  <u>ウ) 必要な処置の決定及び実施に関すること。</u>  <u>エ) 採った処置の結果の記録に関すること。</u>  <u>カ) 予防処置において実施した活動のレビューに関すること。</u>  <u>キ) 他の組織から得られた核燃料物質の使用等に係る技術情報について、自らの使用施設等の保安の向上にいかすための措置が定められていること。</u> </p> <p> <b>③ マネジメントレビュー</b>  <u>以下の事項を含む取り決め及び手順に関すること。</u>  <u>ア) トップマネジメントによるマネジメントレビューに関すること。</u>  <u>イ) マネジメントレビューは、原則、定期的実施すること。</u> </p>
--	---

<p><u>使用規則第2条の12第1項第18号</u> その他必要な事項</p> <p>1. <u>日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、使用施設等に係る保安に関し必要な事項を定めていること。</u></p> <p>2. <u>保安規定を定める「目的」が、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止を図るものとして定められていること。</u></p>	<p>ウ) <u>マネジメントレビューの結果、明らかになった事項については、不適合の管理、是正処置、予防処置へと展開すること。</u></p> <p>4. <u>品質保証活動に関する文書及び記録に関すること。</u></p> <p>(1) <u>品質保証活動に関する文書の管理</u></p> <p>① <u>品質保証活動を実施するために必要な文書の発行、レビュー、改定、識別、配布（提供）及び外部文書、廃止文書に関して必要な管理に関すること。</u></p> <p>② <u>品質保証活動を実施するために必要な文書の明確化に関すること。</u></p> <p>(2) <u>品質保証活動に関する記録の管理</u></p> <p>① <u>品質保証活動を実施するために必要な記録の識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄に関して必要な管理に関すること。</u></p> <p>② <u>品質保証計画における品質保証活動を実施するために必要な記録の明確化に関すること。</u></p> <p><u>使用規則第2条の12第1項第15号</u> その他必要な事項</p> <p>○ <u>施設の特徴及び日常の品質保証活動の結果を踏まえ、必要に応じ、使用施設等に係る保安に関し必要な事項を定めていること。</u></p> <p>○ <u>核燃料物質の使用者が、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物による災害を防止するため、保安活動を原子炉等規制法第57条第1項の規定に基づき保安規定として定めることが「目的」と</u></p>
--	--

(削る)	して定められていること。 <u>○ 安全文化を基礎とし、国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（ALARA：as low as reasonably achievable）の精神にのっとり、核燃料物質の使用等による災害防止のために適切な品質保証活動のもと保安活動を実施することが「基本方針」として定められていること。</u>
------	---

別表第7 再処理施設における保安規定の審査基準 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>再処理事業者は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第50条第1項の規定に基づき、<u>工場又は事業所ごとに保安規定を定め、再処理施設の設置の工事に着手する前に原子力規制委員会の認可を受けることが義務付けられている。</u></p> <p>これを受け、認可を受けようとする再処理事業者は、使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和46年総理府令第10号。以下「再処理規則」という。）第17条第1項各号において規定されている<u>事項</u>について定め、申請書を提出することが求められている。</p> <p>申請書を受理した原子力規制委員会は、再処理事業者から申請された保安規定について、原子炉等規制法第50条第2項に定める認可要件である</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>原子炉等規制法第44条第1項の指定を受けたところ、第44条の4第1項の許可を受けたところ又は同条第2項の規定により届け出たところによるものでないと認められないこと</u></li> <li>・<u>使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによつて汚染された物による災害の防止上十分でないことと認められないこと</u></li> </ul> <p>を確認するための審査を行うこととしている。</p> <p>したがって、保安規定の審査における基準を明確にする観点から、保安規定の認可の審査に当たって確認すべき事項を次のとおり定め</p>	<p>再処理事業者は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第50条第1項の規定に基づき、<u>事業所ごとに保安規定を定め、原子力規制委員会の認可を受けることが義務付けられている。</u></p> <p>これを受け、認可を受けようとする再処理事業者は、使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和46年総理府令第10号。以下「再処理規則」という。）第17条第1項において規定されている<u>各項目</u>について定め、申請書を提出することが求められている。</p> <p>申請書を受理した原子力規制委員会は、再処理事業者から申請された保安規定について、原子炉等規制法第50条第2項に定める認可要件である「<u>使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによつて汚染された物による災害の防止上十分でないことと認められない</u>」ことを確認するための審査を行うこととしている。</p> <p>したがって、保安規定の審査における基準を明確にする観点から、保安規定の認可の審査に当たって確認すべき事項を次のとおり定め</p>

る。

ただし、再処理規則第17条第1項各号において定められている事項の中には、設置の工事に着手する段階で定めることが困難であり、かつ、これらをその段階で定めていなくても災害の防止上支障がない事項が存在することから、核燃料物質を初めて工場又は事業所に搬入するまでの間において適用される保安規定の審査に当たっては、これらの事項を定める時期が設定されていること及びその時期までにこれらの事項を定めることにより、災害の防止上支障がないものと認められることを審査において確認することとする。

再処理規則第17条第1項第1号 関係法令及び保安規定の遵守のための体制

1. 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。

2. (略)

(削る)

る。

(新設)

再処理規則第17号第1項第1号 関係法令及び保安規定の遵守のための体制

○ 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき要領書、作業手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守し、その位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。

○ (略)

再処理規則第17条第1項第2号 安全文化醸成のための体制

○ 安全文化を醸成するための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき要領書、作業手順書その他

<p><u>再処理規則第17条第1項第2号</u> <u>品質マネジメントシステム</u></p> <p>1. <u>品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）については、原子炉等規制法第44条第1項の指定（以下単に「指定」という。）を受けたところ又は第44条の4第1項の許可（以下単に「許可」という。）を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号）及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈（原規規発第1912257号-2（令和元年12月25日原子力規制委員会決定）を踏まえて定められていること。</u></p> <p>2. <u>具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、再処理施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模</u></p>	<p><u>保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、その位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。</u></p> <p>○ <u>保安の確保を最優先する価値観を組織の中で形成し、維持し、強化していく当該組織としての文化を継続的に醸成するための体制を確実に構築することが明確となっていること。</u></p> <p><u>再処理規則第17条第1項第3号</u> <u>再処理施設の品質保証</u></p> <p>○ <u>「核燃料物質の加工の事業に関する規則第7条の2の2から第7条の2の8、使用済燃料の再処理の事業に関する規則第8条の3から第8条の9等の要求事項に対する社団法人日本電気協会電気技術規程「原子力発電所における安全のための品質保証規程（JEA C4111-2009）」の取扱いについて（内規）」（平成22・03・03原院第1号（平成22年3月17日原子力安全・保安院制定（NISA-181c-10-1、NISA-191c-10-1、NISA-314c-10-1））において認められたJEA C4111-2009又はそれと同等の規格に基づく品質保証計画が定められていること。</u></p> <p>○ <u>品質保証に関する記載内容については、「原子力発電所の保安規定における品質保証に関する記載について」（平成16・03・04原院第3号（平成16年3月22日原子力安全・保安院制定（NISA-165a-04-3））を参考として記載していること。</u></p>
---	--

に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。

3. その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。

4. 手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。

再処理規則第17条第1項第3号 再処理施設の操作及び管理を行う者の職務及び組織

1. 再処理施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。

再処理規則第17条第1項第4号 核燃料取扱主任者の職務の範囲等

1. 再処理施設における核燃料物質の取扱いに関し、保安の監督を行う核燃料取扱主任者の選任について定められていること。

(新設)

○ 作業手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、再処理規則第8条の10に規定された要領書、作業手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といった品質保証に係る文書の階層的な体系の中で、その位置付けが明確にされていること。

再処理規則第17条第1項第4号 再処理施設の操作及び管理を行う者の職務及び組織

○ 事業所における再処理施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。

再処理規則第17条第1号第5号 核燃料取扱主任者の職務の範囲等

○ 再処理施設における核燃料物質の取扱いに関し、保安の監督を行う核燃料取扱主任者の選任について定められていること。なお、核燃料物質の取扱いに関し、実務の経験が3年以上であること。

2. 核燃料取扱主任者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、原子炉等規制法第50条の2第2項において準用する第22条の4第1項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容（再処理設備の操作に従事する者は、核燃料取扱主任者が核燃料物質の取扱いに関して保安のために行う指示に従うことを含む。）について適切に定められていること。また、核燃料取扱主任者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。

3. 特に、核燃料取扱主任者が保安の監督に支障を来すことがないよう、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも再処理施設の保安組織から核燃料取扱主任者が独立していることが求められるものではない。

再処理規則第17条第1項第5号 保安教育

1. 再処理施設の操作及び管理を行う者（役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。）について、保安教育実施方針が定められていること。

2. 従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。

3. 従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。

○ 核燃料取扱主任者が保安の監督の責務を十全に果たすことができるようにするため、原子炉等規制法第50条の2第2項において準用する第22条の4第1項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容（再処理の事業において核燃料物質の取扱いに従事する者は、核燃料取扱主任者がその取扱いに関して保安のために行う指示に従うことを含む。）について適切に定められていること。また、核燃料取扱主任者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。

○ 特に、核燃料取扱主任者が保安の監督に支障をきたすことがないよう、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも再処理施設の保安組織から核燃料取扱主任者が、独立していることが当然に求められるものではない。

再処理規則第17条第1項第6号 放射線業務従事者に対する保安教育

○ 従業員及び協力企業の従業員について、保安教育実施方針が定められていること。

○ 従業員及び協力企業の従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。

○ 従業員及び協力企業の従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。



<p>4. <u>保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起こさないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直し</u>の頻度等について明確に定められていること。</p>	<p>○ <u>保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起こさないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容とその見直し</u>の頻度等について明確に定められていること。</p>
<p><u>再処理規則第17条第1項第6号</u> <u>再処理施設の操作</u></p> <p>1. <u>再処理施設の操作に必要な操作員の確保について定められていること。</u></p> <p>2. <u>再処理施設の操作及び管理に係る組織内規程類を作成することが定められていること。</u></p> <p>3. <u>核燃料物質の臨界管理について定められていること。</u></p> <p>4. <u>操作員の引継時に実施すべき事項について定められていること。</u></p> <p>5. <u>再処理設備の操作前及び操作後に確認すべき事項並びに操作に必要な事項について定められていること。</u></p> <p>6. <u>地震、火災、有毒ガス（予期せず発生するものを含む。）等の発生時に講ずべき措置について定められていること。</u></p> <p>7. <u>再処理施設の保安に関する重要事項及び再処理施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められていること。</u></p>	<p><u>再処理規則第17条第1項第7号</u> <u>保安上特に管理を必要とする設備の操作</u></p> <p>○ <u>再処理施設の操作及び管理に必要な操作員の確保について定められていること。</u></p> <p>○ <u>再処理施設の操作及び管理に係る社内規程類を作成することが定められていること。</u> (新設)</p> <p>○ <u>操作員の引継時に実施すべき事項、設備操作前に確認すべき事項及び地震・火災・有毒ガス（予期せず発生するものを含む。）等発生時に講ずべき措置について定められていること（手順等への記載を含む）。</u> (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

(削る)

再処理規則第17条第1項第7号 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等

1. (略)

2. (略)

3. 管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。

4. (略)

5. (略)

6. 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。

7. 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。

8. (略)

9. (略)

10. 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。

再処理規則第17条第1項第8号 再処理施設の操作の安全審査

再処理施設の保安に関する重要事項及び再処理施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められていること。

再処理規則第17条第1項第9号 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等

○ (略)

○ (略)

○ 管理区域内において特別措置が必要な区域について採るべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁、その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。

○ (略)

○ (略)

○ 管理区域へ出入りする所員に遵守させるべき事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。

○ 管理区域から物品又は核燃料物質等を搬出及び運搬する際に講ずべき事項が定められていること。

○ (略)

○ (略)

○ 協力企業に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。

再処理規則第17条第1項第8号 排気監視設備及び海洋放出監視設備

1. 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。
2. これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、第17号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものの使用方法については、施設全体の管理方法の一部として、第10号における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。

(削る)

再処理規則第17条第1項第9号 線量、線量当量、汚染の除去等

1. 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置(個人線量計の管理の方法を含む。)が定められていること。
2. 国際放射線防護委員会(ICRP)が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念(as low as reasonably achievable。以下「ALARA」という。)の精神にのっとり、放射

再処理規則第17条第1項第10号 排気監視設備及び海洋放出監視設備

- 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値を満たすための設備の保守管理、放出量管理方法並びに排気中の放射性物質の濃度の測定項目及び頻度が定められていること。

(新設)

- 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値を満たすための設備の保守管理、放出管理方法並びに海洋放出水中の放射性物質の量、濃度の測定項目及び頻度が定められていること。

再処理規則第17条第1項第11号 線量、線量当量、汚染の除去等

- 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置が定められていること。

(新設)

線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。

3. 再処理規則第9条に基づく床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。

4. (略)

5. (略)

6. 核燃料物質等(核燃料物質及び放射性固体廃棄物を除く。)の工場又は事業所の外への運搬に関する行為(工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。)が定められていること。なお、この事項は、第11号又は第12号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。

7. 原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第12号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。

(削る)

○ 再処理規則第9条に基づく、床・壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。

○ (略)

○ (略)

○ 核燃料物質等の事業所外への運搬に関する事業所内の行為が定められていること。

○ 原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、同法第61条の2第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行うことが定められていること。

○ 原子炉等規制法第61条の2第1項の確認を受けようとする物の取扱いに関することについては、「放射能濃度の測定及び評価の方法の認可について(内規)」(平成17・11・30原院第6号(平成18年1月30日原子力安全・保安院制定))及び平成23・06・20原院第4号(平成23年7月1日同院改正))を参考として記載

<p>8. <u>放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関する</u>ことについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1）））を参考として定められていること。なお、この事項は、<u>放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第12号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</u></p> <p>9. （略）</p> <p><u>再処理規則第17条第1項第10号</u> <u>放射線測定器の管理及び放射線測定の方法</u></p> <p>1. <u>放射線測定器（放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。）の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法（測定及び評価の方法を含む。）</u>が定められていること。</p> <p>2. <u>放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部等として、第17号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</u></p> <p>（削る）</p>	<p><u>していること。なお、原子炉等規制法第61条の2第2項による放射能濃度の測定及び評価方法の認可において記載された内容を満足するように定められていること。</u></p> <p>○ <u>放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関する</u>ことについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1）））を参考として記載していること。</p> <p>○ （略）</p> <p><u>再処理規則第17条第1項第12号</u> <u>放射線測定器の管理等</u></p> <p>○ <u>放出管理用計測器について、計測器の種類、所管箇所、数量及び点検頻度が定められていること。</u></p> <p>（新設）</p> <p>○ <u>放射線計測器について、計測器の種類、所管箇所、数量及び点検頻度が定められていること。</u></p>
---	--

<p>(削る)</p>	<p><u>再処理規則第17条第1項第13号</u> 再処理施設の巡視及び点検</p> <p>○ <u>日常の保安活動の評価を踏まえ、再処理施設の点検対象施設並びに設備の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置に関すること（巡視及び点検の頻度を含む。）について、適切な内容が定められていること。</u></p>
<p>(削る)</p>	<p><u>再処理規則第17条第1項第14号</u> 再処理施設の施設定期自主検査</p> <p>○ <u>実施計画を定めて施設定期自主検査を行うことを定めていること。</u></p>
<p><u>再処理規則第17条第1項第11号</u> 核燃料物質の<u>受払い</u>、運搬、貯蔵等</p> <p>1. <u>工場又は事業所内における核燃料物質の運搬及び貯蔵（使用済燃料に係るものを含む。以下同じ。）に際して臨界に達しないようにする措置その他保安のために講ずべき措置を講ずること、貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。</u></p> <p>2. <u>核燃料物質の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に関することが定められていること。なお、この事項は、第9号又は第12号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</u></p>	<p><u>再処理規則第17条第1項第15号</u> 核燃料物質の<u>受渡し</u>、運搬、貯蔵等</p> <p>○ <u>事業所構内における核燃料物質の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して保安のために講ずべき措置として、運搬する場合に臨界に達しない措置を講ずること及び貯蔵施設等が定められていること。</u></p> <p>(新設)</p>
<p><u>再処理規則第17条第1項第12号</u> 放射性廃棄物の廃棄</p>	<p><u>再処理規則第17条第1項第16号</u> 放射性廃棄物の廃棄</p>

<p>1. (略)</p> <p>2. <u>放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の工場又は事業所の外への廃棄(放射性廃棄物の輸入を含む。)に関する行為の実施体制が定められていること。</u></p> <p>3. <u>放射性固体廃棄物の工場又は事業所の外への運搬に関する行為(工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。)に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、この事項は、第9号及び第11号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</u></p> <p>4. (略) (削る)</p> <p>5. <u>平常時の環境放射線モニタリングの実施体制(計画、実施、評価等。ただし、海洋放出口周辺海域等に係るものを除く。)について定められていること。なお、第13号における環境放射線モニタリングに関する事項と併せて定められていてもよい。</u></p> <p>6. <u>ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。</u> (削る)</p>	<p>○ (略) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>○ (略)</p> <p>○ <u>放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値を満たすための放出管理方法並びに海洋放出水中の放射性物質の量、濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</u> (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>○ <u>原子炉等規制法第61条の2第1項の確認を受けようとする物の取扱いに関することについては、「放射能濃度の測定及び評価の方法の認可について(内規)」(平成17・11・30原院第6号(平成18年1月30日原子力安全・保安院制定)及び平成23・06・</u></p>
---	---

<p>(削る)</p>	<p><u>20原院第4号(平成23年7月1日同院改正))を参考として記載していること。</u>  <u>なお、原子炉等規制法第61条の2第2項による放射能濃度の測定及び評価方法の認可において記載された内容を満足するように定められていること。</u>  ○ <u>放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて(指示)」(平成20・04・21原院第1号(平成20年5月27日原子力安全・保安院制定(NISA-111a-08-1)))を参考として記載していること。</u></p>
<p><u>再処理規則第17条第1項第13号</u> 海洋放出口周辺海域等の放射線管理</p> <p>1. (略)</p> <p>2. <u>海洋放出口周辺海域等に係る平常時の環境放射線モニタリングの実施体制(計画、実施、評価等)について定められていること。なお、第12号における環境放射線モニタリングに関する事項と併せて定められていてもよい。</u></p>	<p><u>再処理規則第17条第1項第17号</u> 海洋放出口周辺海域等の放射線管理</p> <p>○ (略) (新設)</p>
<p><u>再処理規則第17条第1項第14号</u> 非常の場合に講ずべき処置</p> <p>1. (略)</p> <p>2. <u>緊急時における操作に関する組織内規程類を作成することが定められていること。</u></p>	<p><u>再処理規則第17条第1項第18号</u> 非常の場合に採るべき処置</p> <p>○ (略)</p> <p>○ <u>緊急時における運転操作に関する社内規程類を作成することが定められていること。</u></p>



<p>3. (略)</p> <p>4. 緊急事態の発生をもってその後の措置は、<u>原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第7条第1項の原子力事業者防災業務計画</u>による<u>ことが定められていること。</u></p> <p>5. 緊急事態が発生した場合は、<u>緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。</u></p> <p>6. <u>次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。</u></p> <p><u>(1)・(2)</u> (略)</p> <p><u>(3)</u> 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する<u>従業員</u>は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は<u>同条第3項に規定する副原子力防災管理者</u>であること。</p> <p>7. 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）、<u>緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置</u>に関し、適切な内容が定められていること。</p> <p>8. 事象が収束した<u>場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。</u></p>	<p>○ (略)</p> <p>○ 緊急事態の発生をもってその後の措置は<u>防災業務計画</u>による<u>ことが定められていること。緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。</u></p> <p>(新設)</p> <p>○ <u>次の各号に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。</u></p> <p><u>1.・2.</u> (略)</p> <p><u>3.</u> 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する<u>従業員及び協力企業の従業員</u>は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は<u>同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者</u>であること。</p> <p>○ 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）<u>及び緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に採るべき処置</u>に関し、適切な内容が定められていること。</p> <p>○ 事象が収束した<u>場合は、緊急時体制を解除することが定められていること。</u></p>
---	--

9. (略)

再処理規則第17条第1項第15号 設計想定事象等に係る再処理施設の保全に関する措置

1. 指定又は許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。

(1) 再処理施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項を含めること。

イ 火災

可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。

ロ 重大事故に至るおそれのある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）又は重大事故（以下「重大事故等」という。）

① 重大事故等発生時におけるセル内において発生する臨界事故を防止するための対策に関すること。

② 重大事故等発生時における使用済燃料から分離された物であって液体状のもの又は液体状の放射性廃棄物を冷却する機能が喪失した場合にセル内において発生する蒸

○ (略)

再処理規則第17条第1項第19号 初期消火活動のための体制の整備

○ 火災の発生を消防吏員に確実に通報するために必要な設備、初期消火活動を行うために必要な化学消防自動車、泡消火薬剤その他資機材の備え付け、初期消火活動のための体制の整備及びこれらの定期的な評価並びに評価結果に基づく必要な措置について、適切な内容が定められていること。

○ 初期消火活動のための体制の整備に関する記載内容については、「原子炉施設等を設置した工場又は事業所における初期消火活動のための体制の整備に関する規定の解釈（内規）」（平成20・06・11原院第2号（平成20年6月20日原子力安全・保安院制定（NISA-131c-08-28））のうち、再処理規則第12条の3及び第17条第1項第19号に係る事項に基づいていること。

発乾固を防止するための対策に関すること。

③ 重大事故等発生時における放射線分解によって発生する水素が再処理設備の内部に滞留することを防止する機能が喪失した場合にセル内において発生する水素による爆発を防止するための対策に関すること。

④ ③に掲げるもののほか、重大事故等発生時におけるセル内において発生する有機溶媒その他の物質による火災又は爆発を防止するための対策に関すること。

⑤ 重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する使用済燃料の著しい損傷を防止するための対策に関すること。

⑥ ①から⑤までに掲げるもののほか、重大事故等発生時における放射性物質の漏えいを防止するための対策に関すること。

⑦ 発生する有毒ガスからの操作員等の防護に関すること。

ハ 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる再処理施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）

① 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。

② 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵設備の水位を確保するための対策及び使用済燃料の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。

③ 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。

(2) 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。特に重大事故等又は大規模損壊の発生時における再処理施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、それぞれ毎年1回以上定期的に実施すること。

(3) 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、化学消防自動車、泡消火薬剤、消火ホースその他の資機材を備え付けること。

(4) その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。

(削る)

再処理規則第17条第1項第20号 重大事故発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備

○ 重大事故が発生した場合（以下「重大事故等発生時」という。）における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備に関しては、次に掲げる措置を講じることが定められていること。

1. 重大事故等発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。

2. 重大事故等発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な要員（以下「対策要員」という。）を配置すること。

	<p><u>3. 対策要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的に実施すること。</u></p> <p><u>4. 重大事故等発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、消火ホースその他の資機材を備え付けること。</u></p> <p><u>5. 重大事故等発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項に関する社内規程類を定め、これを対策要員に守らせること。</u></p> <p>二 <u>重大事故等発生時におけるセル内において発生する臨界事故を防止するための対策に関すること。</u></p> <p>二 <u>重大事故等発生時における使用済燃料から分離された物であって液体状のもの又は液体状の放射性廃棄物を冷却する機能が喪失した場合にセル内において発生する蒸発乾固を防止するための対策に関すること。</u></p> <p>三 <u>重大事故等発生時における放射線分解によって発生する水素が再処理設備の内部に滞留することを防止する機能が喪失した場合にセル内において発生する水素による爆発を防止するための対策に関すること。</u></p> <p>四 <u>重大事故等発生時におけるセル内において発生する有機溶媒その他の物質による火災又は爆発を防止するための対策に関すること（前号に掲げるものを除く。）。</u></p> <p>五 <u>重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する使用済燃料の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</u></p>
--	--

(削る)	<p>六 <u>重大事故等発生時における放射性物質の漏えいを防止するための対策に関すること（前各号に掲げるものを除く。）。</u></p> <p>七 <u>発生する有毒ガスからの運転員等の防護に関すること。</u></p> <p>6. <u>前各号に掲げるもののほか、重大事故等発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。</u></p> <p>7. <u>前各号の措置について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずること。</u></p> <p>○ <u>重大事故等発生時におけるそれぞれの措置について、法第44条第1項に基づく事業指定申請書及び同添付書類又は法第44条の4第1項に基づく事業指定変更許可申請書及び同添付書類に記載された有効性評価の前提条件その他の措置に関する基本的内容を満足するよう定められていること。</u></p> <p><u>再処理規則第17条第1項第21号</u> <u>大規模損壊発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備</u></p> <p>○ <u>大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる再処理施設の大規模な損壊が発生した場合（以下「大規模損壊発生時」という。）における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じることが定められていること。</u></p> <p>1. <u>大規模損壊発生時における再処理施設の保全のための活動を行</u></p>
------	---

	<p><u>うために必要な計画を策定すること。</u></p> <p>2. <u>大規模損壊発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。</u></p> <p>3. <u>大規模損壊発生時における再処理施設の保全のための活動を行う要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的実施すること。</u></p> <p>4. <u>大規模損壊発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、消火ホースその他の資機材を備え付けること。</u></p> <p>5. <u>大規模損壊発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項に関する社内規程類を定め、これを要員に守らせること。</u></p> <p>二 <u>大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。</u></p> <p>二 <u>大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵設備の水位を確保するための対策及び使用済燃料の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。</u></p> <p>三 <u>大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。</u></p> <p>6. <u>前各号に掲げるもののほか、大規模損壊発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。</u></p> <p>7. <u>前各号の措置について定期的に評価を行うとともに、評価の結</u></p>
--	--

<p><u>再処理規則第17条第1項第16号</u> 記録及び報告</p> <p>1. <u>再処理施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。</u></p> <p>2. <u>再処理規則第8条に定める記録について、その記録の管理に関すること（計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。）が定められていること。</u></p> <p>3. (略)</p> <p>4. (略)</p> <p>5. (略)</p> <p><u>再処理規則第17条第1項第17号</u> 再処理施設の施設管理</p> <p>1. <u>施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」（原規規発第1912257号-7（令和元年12月25日原子力</u></p>	<p><u>果に基づき必要な措置を講ずること。</u></p> <p>○ <u>大規模損壊発生時におけるそれぞれの措置について、法第44条第1項に基づく事業指定申請書及び同添付書類又は法第44条の4第1項に基づく事業指定変更許可申請書及び同添付書類に記載された措置に関する内容を満足するよう定められていること。</u></p> <p><u>再処理規則第17条第1項第22号</u> 記録及び報告</p> <p>○ <u>再処理施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適切に作成し、管理するための措置が定められていることが求められる。</u></p> <p>○ <u>再処理規則第8条に定める記録について、その記録の管理が定められていること。（計量管理規定で定めるものを除く。）</u></p> <p>○ (略)</p> <p>○ (略)</p> <p>○ (略)</p> <p>(新設)</p>
--	---



規制委員会決定) )を参考として定められていること。

2. 再処理施設の経年劣化に係る技術的な評価に関することについては、「加工施設及び再処理施設の高経年化対策に関する基本的考え方について」(平成20・05・14 原院第2号(平成20年5月19日原子力安全・保安院制定))等を参考とし、再処理規則第11条の2に規定された再処理施設の経年劣化に関する技術的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的実施することが定められていること。

3. 事業を開始した日以後20年を経過した再処理施設については、長期施設管理方針が定められていること。

4. 再処理規則第17条第1項第17号に掲げる再処理施設の施設管理に関することを変更しようとする場合(再処理規則第11条の2第1項若しくは第2項の規定により長期施設管理方針を策定し、又は同条第3項の規定により長期施設管理方針を変更しようとする場合に限る。)は、申請書に再処理規則第11条の2第1項若しくは第2項の評価の結果又は第3項の見直しの結果を記載した書類(以下「技術評価書」という。)が添付されていること。

5. 長期施設管理方針及び技術評価書の内容は、「加工施設及び再処理施設の高経年化対策に関する基本的考え方について」等を参考として記載されていること。

6. 使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。

(削る)

再処理規則第17条第1項第18号 技術情報の共有

1. (略)

再処理規則第17条第1項第19号 不適合発生時の情報の公開

1. (略)

2. 情報の公開に関し、原子力施設情報公開ライブラリーへの登録等に  
必要な事項が定められていること。

再処理規則第17条第1項第20号 その他必要な事項

1. 日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、再処理施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。

再処理規則第17条第1項第23号 再処理施設の定期的な評価

○ 再処理施設の定期的な評価(経年劣化に係る技術的な評価)に関しては、「加工施設及び再処理施設の高経年化対策に関する基本的考え方について」(平成20・05・14原院第2号(平成20年5月19日原子力安全・保安院制定(NISA-181a-08-1)))及び「加工施設及び再処理施設における高経年化対策の評価の手引き(内規)」(平成20・05・14原院第3号(平成20年5月19日原子力安全・保安院制定))を参考とし、再処理規則第16条の2第1項に規定された再処理施設の経年劣化に関する技術的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的に実施することが定められていること。

再処理規則第17条第1項第24号 技術情報の共有

○ (略)

再処理規則第17条第1項第25号 不適合発生時の情報の公開

○ (略)

○ 情報の公開に関し、原子力施設情報公開ライブラリーへの登録などに必要な事項が定められていること。

再処理規則第17条第1項第26号 その他必要な事項

○ 日常の品質保証活動の結果を踏まえ、必要に応じ、再処理施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。

<p>2. 保安規定を定める「目的」が、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止を図るものとして定められていること。</p> <p>(削る)</p>	<p>○ <u>再処理事業者が、使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによって汚染された物による災害を防止するため、保安活動を原子炉等規制法第50条第1項の規定に基づき保安規定として定めることが「目的」として定められていること。</u></p> <p>○ <u>安全文化を基礎とし、国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（ALARA：as low as reasonably achievable）の精神にのっとり、使用済燃料の再処理による災害防止のために適切な品質保証活動のもと保安活動を実施することが「基本方針」として定められていること。</u></p>
--	--

別表第8 第二種廃棄物埋設事業に係る廃棄物埋設施設における保安規定の審査基準 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第二種廃棄物埋設事業者は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）<u>第51条の18第1項の規定に基づき、事業所ごとに保安規定を定め、第二種廃棄物埋設事業に係る廃棄物埋設施設（以下単に「廃棄物埋設施設」という。）の設置の工事に着手する前に原子力規制委員会の認可を受けることが義務付けられている。</u></p> <p>これを受け、認可を受けようとする第二種廃棄物埋設事業者は、<u>核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和63年総理府令第1号。以下「第二種埋設規則」という。）第20条第1項各号において規定されている事項について定め、申請書を提出することが求められている。</u></p> <p>申請書を受理した原子力規制委員会は、第二種廃棄物埋設事業者から申請された保安規定について、原子炉等規制法第51条の18第2項に定める認可要件である</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>原子炉等規制法第51条の2第1項若しくは第51条の5第1項の許可を受けたところ又は同条第2項の規定により届け出たところによるものでないと認められないこと</u></li> <li>・<u>核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止上十分でないものであると認められないこと</u></li> </ul>	<p>第二種廃棄物埋設事業者は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）<u>第51条の18第1項及び核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和63年総理府令第1号。以下「第二種埋設規則」という。）第20条第1項の規定に基づき、事業所ごとに保安規定を定め、原子力規制委員会の認可を受けることが義務付けられている。</u></p> <p>これを受け、認可を受けようとする第二種廃棄物埋設事業者は、<u>第二種埋設規則第20条第1項において規定されている各項目について定め、申請書を提出することが求められている。</u></p> <p>申請書を受理した原子力規制委員会は、第二種廃棄物埋設事業者から申請された保安規定について、原子炉等規制法第51条の18第2項に定める認可要件である「<u>核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止上十分でないと認められない</u>」ことを確認するための審査を行うこととしている。</p>

を確認するための審査を行うこととしている。

したがって、保安規定の審査における基準を明確にする観点から、保安規定の認可の審査に当たって確認すべき事項を次のとおり定める。

ただし、第二種埋設規則第20条第1項各号において定められている事項の中には、設置の工事に着手する段階で定めることが困難であり、かつ、これらをその段階で定めていなくても災害の防止上支障がない事項が存在することから、放射性廃棄物を初めて事業所に搬入するまでの間において適用される保安規定の審査に当たっては、これらの事項を定める時期が設定されていること及びその時期までにこれらの事項を定めることにより、災害の防止上支障がないものと認められることを審査において確認することとする。

**第二種埋設規則第20条第1項第1号** 関係法令及び保安規定の遵守のための体制

1. 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。

2. (略)

したがって、保安規定の審査における基準を明確にする観点から、保安規定の認可の審査に当たって確認すべき事項を次のとおり定める。

(新設)

**第二種埋設規則第20条第1項第1号** 関係法令及び保安規定の遵守のための体制

○関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき要領書、作業手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守し、その位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。

○ (略)

<p>(削る)</p>	<p><u>第二種埋設規則第20条第1項第2号</u> <u>安全文化醸成のための体制</u>  ○安全文化を醸成するための体制（経営責任者の関与を含む。）に関する<u>ことについては、保安規定に基づき要領書、作業手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、その位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。</u>  ○保安の確保を最優先する価値観を組織の中で形成し、維持し、強化していく当該組織としての文化を継続的に醸成するための体制を<u>確実に構築することが明確となっていること。</u></p>
<p><u>第二種埋設規則第20条第1項第2号</u> <u>品質マネジメントシステム</u>  1. <u>品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）については、原子炉等規制法第51条の2第1項又は第51条の5第1項の許可（以下単に「許可」という。）を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。）及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈（原規規発第1912257号-2（令和元年12月25日原子力規制委員会決定）を踏まえて定められていること。</u>  2. <u>具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位</u></p>	<p><u>第二種埋設規則第20条第1項第3号</u> <u>廃棄物埋設施設の品質保証</u>  ○「<u>核燃料物質の加工の事業に関する規則第7条の2の2から第7条の2の8、使用済燃料の再処理の事業に関する規則第8条の3から第8条の9等の要求事項に対する社団法人日本電気協会電気技術規程「原子力発電所における安全のための品質保証規程（JEAC4111-2009）」の取扱いについて（内規）」（平成22・03・03原院第1号（平成22年3月17日原子力安全・保安院制定（NISA-181c-10-1、NISA-191c-10-1、NISA-314c-10-1））において認められたJEAC4111-2009又はそれと同等の規格に基づく品質保証計画が定められていること。</u>  ○品質保証に関する記載内容については、「<u>第二種廃棄物埋設事業に係る廃棄物埋設施設の保安規定における品質保証に関する記載に</u></p>

位置付けを含めて、廃棄物埋設施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。

3. その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。

4. 手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。

5. 内部監査の仕組みについては、品質管理基準規則第46条第1項及び品質管理基準規則解釈第46条1の規定に基づき、内部監査の対象に関与していない要員に実施させることとしてもよい。

第二種埋設規則第20条第1項第3号 廃棄物埋設施設の管理を行う者の職務及び組織

1. (略)

について」(平成21・02・12原院第6号(平成21年3月2日原子力安全・保安院制定(NISA-192a-09-1)))を参考として記載していること。

(新設)

○作業手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、第二種埋設規則第13条の10に規定された要領書、作業手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といった品質保証に係る文書の階層的な体系の中で、その位置付けが明確にされていること。

(新設)

第二種埋設規則第20条第1項第4号 廃棄物埋設施設の管理を行う者の職務及び組織

○ (略)

**第二種埋設規則第20条第1項第4号** 廃棄物取扱主任者の職務の範囲等

1. 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）の取扱いに関し、保安の監督を行う廃棄物取扱主任者の選任について定められていること。
2. 廃棄物取扱主任者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、原子炉等規制法第51条の21第1項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容について適切に定められていること。また、廃棄物取扱主任者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。
3. 特に、廃棄物取扱主任者が保安の監督に支障を来すことがないよう、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも廃棄物埋設施設の保安組織から廃棄物取扱主任者が独立していることが求められるものではない。

**第二種埋設規則第20条第1項第5号** 保安教育

1. 廃棄物埋設施設の管理を行う者（役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。）について、保安教育実施方針が定められていること。
2. 従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。
3. 従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況

**第二種埋設規則第20条第1項第5号** 廃棄物取扱主任者の職務の範囲等

- 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）の取扱いに関して、保安の監督を行う廃棄物取扱主任者の選任について定められていること。
- 廃棄物取扱主任者が保安の監督の責務を十全に果たすことができるようにするため、原子炉等規制法第51条の21に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容について適切に定められていること。また、廃棄物取扱主任者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。
- 特に、廃棄物取扱主任者が保安の監督に支障をきたすことがないよう、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも廃棄物埋設施設の保安組織から廃棄物取扱主任者が、独立していることが当然に求められるものではない。

**第二種埋設規則第20条第1項第6号** 保安教育

- 放射線業務従事者（協力企業に属する者を含む。以下「従事者」という。）について、保安教育実施方針が定められていること。
- 従事者について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。
- 従事者について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を



を確認することが定められていること。  
4. 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起こさないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。

**第二種埋設規則第20条第1項第6号** 放射能の減衰に応じた第二種廃棄物埋設についての保安のために講ずべき措置

1. 周辺監視区域及び埋設保全区域の設定及び廃止を含め、放射能の減衰に応じた第二種廃棄物埋設についての保安のために講ずべき措置の内容が、許可を受けたところによるもの又は廃棄物埋設施設の定期的な評価等の結果に基づくものとして定められていること。

**第二種埋設規則第20条第1項第7号** 管理区域、周辺監視区域及び埋設保全区域の設定等

- 1. (略)
- 2. (略)
- 3. 管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁、その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。
- 4. (略)
- 5. (略)

を確認することが定められていること。  
○保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起こさないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容とその見直しの頻度等について明確に定められていること。

**第二種埋設規則第20条第1項第7号** 放射能の減衰に応じた第二種廃棄物埋設についての保安のために講ずべき措置

○ 周辺監視区域及び埋設保全区域の設定及び廃止を含め、放射能の減衰に応じた第二種廃棄物埋設についての保安のために講ずべき措置の内容が、許可申請書又は廃棄物埋設施設の定期的な評価等の結果に基づき定められていること。

**第二種埋設規則第20条第1項第8号** 管理区域、周辺監視区域及び埋設保全区域の設定等

- (略)
- (略)
- 管理区域内において特別措置が必要な区域について採るべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁、その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。
- (略)
- (略)

6. (略)

7. 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。

8. (略)

9. (略)

10. 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。

**第二種埋設規則第20条第1項第8号** 排気監視設備及び排水監視設備

1. 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。

(削る)

2. これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、第17号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものの使用方法については、施設全体の管理方法の一部として、第11号における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。

○ (略)

○ 管理区域から物品又は核燃料物質等を搬出及び運搬する際に講ずべき事項が定められていること。

○ (略)

○ (略)

○ 協力企業に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。

**第二種埋設規則第20条第1項第9号** 排気監視設備及び排水監視設備

○ 放射性気体廃棄物が発生する場合は、その放出箇所、放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。

○ 放射性液体廃棄物が発生する場合は、その放出箇所、放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。

(新設)

<p><u>第二種埋設規則第20条第1項第9号</u> 線量、線量当量、汚染の除去等</p> <p>1. <u>放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置（個人線量計の管理の方法を含む。）が定められていること。</u></p> <p>2. <u>国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（as low as reasonably achievable。以下「ALARA」という。）の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。</u></p> <p>3. <u>第二種埋設規則第14条に基づく床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。</u></p> <p>4. (略)</p> <p>5. (略)</p> <p>6. (略)</p> <p>7. <u>核燃料物質等の事業所の外への運搬に関する行為（事業所の外での運搬中に関するものを除く。）が定められていること。なお、この事項は、第13号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</u></p> <p>8. <u>原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが</u></p>	<p><u>第二種埋設規則第20条第1項第10号</u> 線量、線量当量、汚染の除去等</p> <p><input type="checkbox"/> <u>放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置が定められていること。</u></p> <p>(新設)</p> <p><input type="checkbox"/> <u>第二種埋設規則第14条に基づく、床・壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。</u></p> <p><input type="checkbox"/> (略)</p> <p><input type="checkbox"/> (略)</p> <p><input type="checkbox"/> (略)</p> <p><input type="checkbox"/> <u>核燃料物質等の事業所外への運搬に関する事業所内の措置が定められていること。</u></p> <p>(新設)</p>
---	--

定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第13号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。

9. 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1））を参考として定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第13号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。

10. (略)

第二種埋設規則第20条第1項第10号 廃棄物埋設地及びその周辺の状況の監視

1. (略)

第二種埋設規則第20条第1項第11号 放射線測定器の管理及び放射線測定の方法

1. 放射線測定器（放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。）の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法（測定及び評価の方法を含む。）が定められていること。  
(削る)

○放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1））を参考として記載していること。

○ (略)

第二種埋設規則第20条第1項第11号 廃棄物埋設地及びその周辺の状況の監視

○ (略)

第二種埋設規則第20条第1項第12号 放射線測定器の管理等

○放出管理用計測器について、計測器の種類、所管箇所及び数量が定められていること。

○放射線計測器について、計測器の種類、所管箇所及び数量が定められていること。

<p>2. <u>放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部等として、第17号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</u></p> <p>(削る)</p>	<p>(新設)</p> <p><u>第二種埋設規則第20条第1項第13号</u> 廃棄物埋設施設の<u>巡視及び点検</u></p> <p>○<u>日常の保安活動の評価を踏まえ、廃棄物埋設施設の点検対象施設及び設備並びに廃棄物埋設地の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置に関すること(巡視及び点検の頻度を含む。)</u>について、<u>適切な内容が定められていること。</u></p>
<p><u>第二種埋設規則第20条第1項第12号</u> 放射性廃棄物の受入れの基準</p> <p>1. <u>廃棄物埋設施設に受け入れる放射性廃棄物が、第二種埋設規則第8条に規定する埋設しようとする放射性廃棄物等の技術上の基準に適合していることについて確認するための受入れの基準(以下「廃棄物受入基準」という。)に関する事項が定められていること。</u></p> <p>2. <u>廃棄体に係る廃棄物受入基準は、少なくとも以下の事項を含むこと。</u></p> <p><u>(1) 放射性廃棄物を封入し、又は固型化した容器に関すること</u></p> <p><u>(2) 第二種埋設規則第8条第2項第1号に定める放射性廃棄物にあつては、容器に固型化した方法</u></p> <p><u>(3) 第二種埋設規則第8条第2項第2号に定める放射性廃棄物に</u></p>	<p><u>第二種埋設規則第20条第1項第14号</u> 放射性廃棄物の受入れの基準</p> <p>○<u>廃棄物埋設施設に受け入れる放射性廃棄物が、第二種埋設規則第8条に規定する埋設しようとする放射性廃棄物等の技術上の基準に適合していることについて確認するための受入れの基準(以下「廃棄物受入基準」という。)に関する事項が定められていること。</u></p> <p>○<u>廃棄体に係る廃棄物受入基準は、少なくとも以下の事項を含むこと。</u></p> <p>1. <u>放射性廃棄物を封入し、又は固型化した容器に関すること</u></p> <p>2. <u>第二種埋設規則第8条第2項第1号に定める放射性廃棄物にあつては、容器に固型化した方法</u></p> <p>3. <u>第二種埋設規則第8条第2項第2号に定める放射性廃棄物にあ</u></p>

<p>あつては、容器に封入し、又は固型化した方法</p> <p><u>(4)</u> 容器に固型化した放射性廃棄物にあつては、固型化材料に関すること</p> <p><u>(5)</u> 廃棄物の種類に関すること</p> <p><u>(6)</u> 放射能濃度</p> <p><u>(7)</u> 表面の放射性物質の密度</p> <p><u>(8)</u> 廃棄体の健全性又は廃棄物埋設地の安全機能を損なうおそれのある物質の性質及び量に関すること</p> <p><u>(9)</u> 廃棄体の耐荷重強度に関すること</p> <p><u>(10)</u> 廃棄物埋設地に定置するまでの間に想定される最大の高さからの落下による衝撃により飛散又は漏えいする放射性物質の量</p> <p><u>(11)</u> 放射性廃棄物を示す標識を付ける方法</p> <p><u>(12)</u> 第二種埋設規則第7条第1項の申請書に記載された事項と照合できるような整理番号の表示その他の措置の方法</p> <p><u>(13)</u> (1) から (12) までに定めるもののほか、許可申請書等に記載した廃棄体に係る事項を満足するものであること</p> <p><u>3.</u> コンクリート等廃棄物に係る廃棄物受入基準は、少なくとも以下の事項を含むこと。</p> <p><u>(1)</u> 放射性廃棄物の種類に関すること</p> <p><u>(2)</u> 放射能濃度</p> <p><u>(3)</u> 廃棄物埋設地の安全機能を損なうおそれのある物質の性質及び量に関すること</p>	<p>つては、容器に封入し、又は固型化した方法</p> <p><u>4.</u> 容器に固型化した放射性廃棄物にあつては、固型化材料に関すること</p> <p><u>5.</u> 廃棄物の種類に関すること</p> <p><u>6.</u> 放射能濃度</p> <p><u>7.</u> 表面の放射性物質の密度</p> <p><u>8.</u> 廃棄体の健全性又は廃棄物埋設地の安全機能を損なうおそれのある物質の性質及び量に関すること</p> <p><u>9.</u> 廃棄体の耐荷重強度に関すること</p> <p><u>10.</u> 廃棄物埋設地に定置するまでの間に想定される最大の高さからの落下による衝撃により飛散又は漏えいする放射性物質の量</p> <p><u>11.</u> 放射性廃棄物を示す標識を付ける方法</p> <p><u>12.</u> 第二種埋設規則第7条第1項の申請書に記載された事項と照合できるような整理番号の表示その他の措置の方法</p> <p><u>13.</u> 1. から 12. までに定めるもののほか、許可申請書等に記載した廃棄体に係る事項を満足するものであること</p> <p><u>○</u>コンクリート等廃棄物に係る廃棄物受入基準は、少なくとも以下の事項を含むこと。</p> <p><u>1.</u> 放射性廃棄物の種類に関すること</p> <p><u>2.</u> 放射能濃度</p> <p><u>3.</u> 廃棄物埋設地の安全機能を損なうおそれのある物質の性質及び量に関すること</p>
---	---

<p>(4) 第二種埋設規則第7条第1項の申請書に記載された事項と照合できるような整理番号の表示その他の措置の方法</p> <p>(5) (1) から (4) までに定めるもののほか、許可申請書等に記載したコンクリート等廃棄物に係る事項を満足すること</p>	<p>4. 第二種埋設規則第7条第1項の申請書に記載された事項と照合できるような整理番号の表示その他の措置の方法</p> <p>5. 1. から 4. までに定めるもののほか、許可申請書等に記載したコンクリート等廃棄物に係る事項を満足すること</p>
<p><b>第二種埋設規則第20条第1項第13号</b> 放射性廃棄物の受入れ、運搬、廃棄等</p> <p>1. 事業所内における放射性廃棄物の受入れ、運搬及び廃棄に際して、保安のために講ずべき措置を講ずること及び廃棄施設における廃棄の条件等が定められていること。</p> <p>2. 放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の事業所の外への廃棄(放射性廃棄物の輸入を含む。)に関する行為の実施体制が定められていること。</p> <p>3. 放射性廃棄物の事業所の外への運搬に関する行為(事業所の外での運搬中に関するものを除く。)に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、第9号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>4. 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</p> <p>5. 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出</p>	<p><b>第二種埋設規則第20条第1項第15号</b> 放射性廃棄物の受入れ、運搬、廃棄等</p> <p>○事業所内における放射性廃棄物の運搬、廃棄等に際して保安のために講ずべき措置として、放射性物質の飛散又は漏えいを防止する措置を講ずることが定められていること。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

<p><u>物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</u></p> <p>6. <u>平常時の環境放射線モニタリングの実施体制（計画、実施、評価等）について定められていること。</u></p> <p>7. <u>ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p><b>第二種埋設規則第20条第1項第14号</b> 非常の場合に<u>講ずべき処置</u></p> <p>1. (略)</p> <p>2. 緊急時における操作に関する<u>組織内</u>規程類を作成することが定められていること。</p> <p>3. (略)</p> <p>4. 緊急事態の発生をもってその後の措置は、<u>原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第7条第1項の原子力事業者防災業務計画</u>によることが定められていること。</p> <p>5. (略)</p> <p>6. <u>次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。</u></p> <p><u>(1)・(2)</u> (略)</p> <p><u>(3) 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員</u>は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は<u>同条第3項に規定する副原子力防災管理者</u>で</p>	<p><b>第二種埋設規則第20条第1項第16号</b> 非常の場合に<u>採るべき処置</u></p> <p>○ (略)</p> <p>○緊急時における操作に関する<u>社内</u>規程類を作成することが定められていること。</p> <p>○ (略)</p> <p>○緊急事態の発生をもってその後の措置は<u>防災業務計画</u>によることが定められていること。</p> <p>○ (略)</p> <p>○<u>次の各号に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。</u></p> <p><u>1.・2.</u> (略)</p> <p><u>3. 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員及び協力企業の従業員</u>は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は<u>同法同条第3項に規定す</u></p>



<p>あること。</p> <p>7. <u>放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）</u>、<u>緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置</u>に関し、適切な内容が定められていること。</p> <p>8. <u>事象が収束した場合</u>には、緊急時体制を解除することが定められていること。</p> <p>9. （略）</p> <p><u>第二種埋設規則第20条第1項第15号</u> <u>設計想定事象に係る廃棄物埋設施設の保全に関する措置</u></p> <p>1. <u>許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。</u></p> <p><u>（1）廃棄物埋設施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に火災が発生した場合に対しては、可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含めて計画していること。</u></p> <p><u>（2）必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及</u></p>	<p>る副原子力防災管理者であること。</p> <p>○<u>放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）及び緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に採るべき処置</u>に関し、適切な内容が定められていること。</p> <p>○<u>事象が収束した場合は、緊急時体制を解除することが定められていること。</u></p> <p>○ （略）</p> <p>（新設）</p>
--	---

び訓練に関すること。

(3) 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。

(4) その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。

**第二種埋設規則第20条第1項第16号** 記録及び報告

1. 廃棄物埋設施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。

2. 第二種埋設規則第13条に定める記録について、その記録の管理に関すること（計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。）が定められていること。

3. (略)

4. (略)

5. (略)

**第二種埋設規則第20条第1項第17号** 廃棄物埋設施設の施設管理

1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイ

**第二種埋設規則第20条第1項第17号** 記録及び報告

○廃棄物埋設施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていることが求められる。

○第二種埋設規則第13条に定める記録について、その記録の管理が定められていること。

○ (略)

○ (略)

○ (略)

(新設)

ド」(原規規発第1912257号-7(令和元年12月25日原子力規制委員会決定))を参考として定められていること。

第二種埋設規則第20条第1項第18号 廃棄物埋設施設の定期的な評価等

1. 廃棄物埋設施設の定期的な評価等に関することについては、「第二種廃棄物埋設施設の定期的な評価等に関する運用ガイド」(原管廃発第1311279号(平成25年11月27日原子力規制委員会決定))を参考に、第二種埋設規則第19条の2に規定された廃棄物埋設施設の定期的な評価等を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的及び放射能の減衰に応じた第二種廃棄物埋設についての保安のために講ずべき措置を変更しようとするときに実施することが定められていること。

2. 廃棄物埋設施設の定期的な評価等に関することについては、第二種埋設規則第19条の2第1項又は第2項の規定に基づく措置を講じたときは、これらの項の各号に掲げる評価の結果を踏まえて、保安活動の計画、実施、評価及び改善並びにQMSの改善を行うことが定められていること。

3. (略)

第二種埋設規則第20条第1項第19号 技術情報の共有

1. (略)

第二種埋設規則第20条第1項第18号 廃棄物埋設施設の定期的な評価等

○廃棄物埋設施設の定期的な評価等に関することについては、「第二種廃棄物埋設施設の定期的な評価等に関する運用ガイド」(原管廃発第1311279号(平成25年11月27日原子力規制委員会決定))を参考に、第二種埋設規則第19条の2に規定された廃棄物埋設施設の定期的な評価等を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的及び放射能の減衰に応じた第二種廃棄物埋設についての保安のために講ずべき措置を変更しようとするときに実施することが定められていること。

○廃棄物埋設施設の定期的な評価等に関することについては、第二種埋設規則第19条の2第1項又は第2項の規定に基づく措置を講じたときは、これらの項の各号に掲げる評価の結果を踏まえて、保安活動の計画、実施、評価及び改善並びに品質保証計画の改善を行うことが定められていること。

○ (略)

第二種埋設規則第20条第1項第19号 技術情報の共有

○ (略)

<p><b>第二種埋設規則第20条第1項第20号</b> 不適合発生時の情報の公開</p> <p>1. (略)</p> <p>2. <u>情報の公開に関し、自ら管理するウェブサイトへの登録等に必要な事項が定められていること。</u></p>	<p><b>第二種埋設規則第20条第1項第20号</b> 不適合発生時の情報の公開</p> <p>○ (略)</p> <p>(新設)</p>
<p><b>第二種埋設規則第20条第1項第21号</b> その他必要な事項</p> <p>1. <u>日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、廃棄物埋設施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。</u></p> <p>2. <u>保安規定を定める「目的」が、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止を図るものとして定められていること。</u></p> <p>(削る)</p>	<p><b>第二種埋設規則第20条第1項第21号</b> その他必要な事項</p> <p>○ <u>日常の品質保証活動の結果を踏まえ、必要に応じ、廃棄物埋設施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。</u></p> <p>○ <u>廃棄物埋設事業者が、核燃料物質等による災害を防止するため、保安活動を原子炉等規制法第51条の18第1項の規定に基づき保安規定として定めることが「目的」として定められていること。</u></p> <p>○ <u>安全文化を基礎とし、国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（ALARA：as low as reasonably achievable）の精神にのっとり、核燃料物質等による災害防止のために適切な品質保証活動のもと保安活動を実施することが「基本方針」として定められていること。</u></p>

別表第9 廃棄物管理施設における保安規定の審査基準 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>廃棄物管理事業者は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）<u>第51条の18第1項の規定に基づき、事業所ごとに保安規定を定め、廃棄物管理施設の設置の工事に着手する前に原子力規制委員会の認可を受けることが義務付けられている。</u></p> <p>これを受け、認可を受けようとする廃棄物管理事業者は、<u>核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和63年総理府令第47号。以下「廃棄物管理規則」という。）第34条第1項各号において規定されている事項について定め、申請書を提出することが求められている。</u></p> <p>申請書を受理した原子力規制委員会は、廃棄物管理事業者から申請された保安規定について、原子炉等規制法第51条の18第2項に定める認可要件である</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>原子炉等規制法第51条の2第1項若しくは第51条の5第1項の許可を受けたところ又は同条第2項の規定により届け出たところによるものでないと認められないこと</u></li> <li>・<u>核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止上十分でないものであると認められないこと</u></li> </ul>	<p>廃棄物管理事業者は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）<u>第51条の18第1項及び核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和63年総理府令第47号。以下「廃棄物管理規則」という。）第34条第1項の規定に基づき、事業所ごとに保安規定を定め、原子力規制委員会の認可を受けることが義務付けられている。</u></p> <p>これを受け、認可を受けようとする廃棄物管理事業者は、<u>廃棄物管理規則第34条第1項において規定されている各項目について定め、申請書を提出することが求められている。</u></p> <p>申請書を受理した原子力規制委員会は、廃棄物管理事業者から申請された保安規定について、原子炉等規制法第51条の18第2項に定める認可要件である「<u>核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染されたものによる災害の防止上十分でないと認められない</u>」ことを確認するための審査を行うこととしている。</p>

を確認するための審査を行うこととしている。

したがって、保安規定の審査における基準を明確にする観点から、保安規定の認可の審査に当たって確認すべき事項を次のとおり定める。

ただし、廃棄物管理規則第34条第1項各号において定められている事項の中には、設置の工事に着手する段階で定めることが困難であり、かつ、これらをその段階で定めていなくても災害の防止上支障がない事項が存在することから、放射性廃棄物を初めて事業所に搬入するまでの間において適用される保安規定の審査に当たっては、これらの事項を定める時期が設定されていること及びその時期までにこれらの事項を定めることにより、災害の防止上支障がないものと認められることを審査において確認することとする。

廃棄物管理規則第34条第1項第1号 関係法令及び保安規定の遵守のための体制

1. 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。

2. (略)

したがって、保安規定の審査における基準を明確にする観点から、保安規定の認可の審査に当たって確認すべき事項を次のとおり定める。

(新設)

廃棄物管理規則第34条第1項第1号 関係法令及び保安規定の遵守のための体制

○ 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき要領書、作業手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守し、その位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。

○ (略)

<p>(削る)</p>	<p><u>廃棄物管理規則第34条第1項第2号</u> <u>安全文化醸成のための体制</u></p> <p>○ <u>安全文化を醸成するための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき要領書、作業手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、その位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。</u></p> <p>○ <u>保安の確保を最優先する価値観を組織の中で形成し、維持し、強化していく当該組織としての文化を継続的に醸成するための体制を確実に構築することが明確となっていること。</u></p>
<p><u>廃棄物管理規則第34条第1項第2号</u> <u>品質マネジメントシステム</u></p> <p>1. <u>品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）については、原子炉等規制法第51条の2第1項又は第51条の5第1項の許可（以下単に「許可」という。）を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。）及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈（原規規発第1912257号-2（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を踏まえて定められていること。</u></p> <p>2. <u>具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位</u></p>	<p><u>廃棄物管理規則第37条第1項第3号</u> <u>廃棄物管理施設の品質保証</u></p> <p>○ <u>「核燃料物質の加工の事業に関する規則第7条の2の2から第7条の2の8、使用済燃料の再処理の事業に関する規則第8条の3から第8条の9等の要求事項に対する社団法人日本電気協会電気技術規格「原子力発電所における安全のための品質保証規格（JEAC4111-2009）」の取扱いについて（内規）」（平成22・03・03原院第1号（平成22年3月17日原子力安全・保安院制定（NISA-181c-10-1、NISA-191c-10-1、NISA-314c-10-1））において認められたJEAC4111-2009又はそれと同等の規格に基づく品質保証計画が定められていること。</u></p> <p>○ <u>品質保証に関する記載内容については、「廃棄物管理施設の保安規定における品質保証に関する記載について」（平成21・02・1</u></p>

位置付けを含めて、廃棄物管理施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。

3. その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。

4. 手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。

5. 内部監査の仕組みについては、品質管理基準規則第46条第1項及び品質管理基準規則解釈第46条1の規定に基づき、内部監査の対象に關与していない要員に実施させることとしてもよい。

廃棄物管理規則第34条第1項第3号 操作及び管理を行う者の職務及び組織

1. (略)

2原院第7号(平成21年3月2日原子力安全・保安院制定(NISA-193a-09-1))を参考として記載していること。

(新設)

○ 作業手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、廃棄物管理規則第26条の10に規定された要領書、作業手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といった品質保証に係る文書の階層的な体系の中で、その位置付けが明確にされていること。

(新設)

廃棄物管理規則第34条第1項第4号 廃棄物管理施設の操作及び管理を行う者の職務及び組織

○ (略)



**廃棄物管理規則第34条第1項第4号** 廃棄物取扱主任者の職務の範囲等

1. 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）の取扱いに関し、保安の監督を行う廃棄物取扱主任者の選任について定められていること。
2. 廃棄物取扱主任者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、原子炉等規制法第51条の21に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容（廃棄物管理設備の操作に従事する者は、廃棄物取扱主任者が保安のために行う指示に従うことを含む。）について適切に定められていること。また、廃棄物取扱主任者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。
3. 特に、廃棄物取扱主任者が保安の監督に支障を来すことがないよう、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも廃棄物管理施設の保安組織から廃棄物取扱主任者が独立していることが求められるものではない。

**廃棄物管理規則第34条第1項第5号** 保安教育

1. 廃棄物管理施設の操作及び管理を行う者（役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。）について、保安教育実施方針が定められていること。
2. 従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画

**廃棄物管理規則第34条第1項第5号** 廃棄物取扱主任者の職務の範囲等

- 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）の取扱いに関して、保安の監督を行う廃棄物取扱主任者の選任について定められていること。
- 廃棄物取扱主任者が保安の監督の責務を十全に果たすことができるようにするため、原子炉等規制法第51条の21に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容について適切に定められていること。また、廃棄物取扱主任者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。
- 特に、廃棄物取扱主任者が保安の監督に支障をきたすことがないよう、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも廃棄物管理施設の保安組織から廃棄物取扱主任者が、独立していることが当然に求められるものではない。

**廃棄物管理規則第34条第1項第6号** 保安教育

- 放射線業務従事者（協力企業に属する者を含む。以下「従業者」という。）について、保安教育実施方針が定められていること。
- 従業者について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画

<p>を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。</p> <p>3. <u>従業員</u>について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。</p> <p>4. 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起さないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、<u>その見直しの頻度等</u>について明確に定められていること。</p>	<p>を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。</p> <p>○ <u>従業者</u>について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。</p> <p>○ 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起さないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容と<u>その見直しの頻度等</u>について明確に定められていること。</p>
<p><u>廃棄物管理規則第34条第1項第6号</u> 廃棄物管理施設の操作</p> <p>1. <u>廃棄物管理施設の操作に必要な操作員の確保</u>について定められていること。</p> <p>2. <u>廃棄物管理施設の操作及び管理に係る組織内規程類</u>を作成することが定められていること。</p> <p>3. <u>操作員の引継時に実施すべき事項</u>について定められていること。</p> <p>4. <u>廃棄物管理設備の操作に当たって確認すべき事項</u>について定められていること。</p> <p>5. <u>地震、火災等の発生時等に講ずべき措置</u>について定められていること。</p>	<p><u>廃棄物管理規則第34条第1項第7号</u> 保安上特に管理を必要とする設備の操作</p> <p>(新設)</p> <p>○ 廃棄物管理施設の<u>操作管理</u>に係る<u>社内規程類</u>を作成することが定められていること。</p> <p>○ <u>操作員の引継時に実施すべき事項、設備操作前に確認すべき事項、地震・火災等発生時に講ずべき措置</u>について定められていること。 (手順書等への記載を含む。)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p><u>廃棄物管理規則第34条第1項第7号</u> 管理区域及び周辺監視区域の設定等</p>	<p><u>廃棄物管理規則第34条第1項第8号</u> 管理区域及び周辺監視区域の設定等</p>

<p>1. (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 管理区域内において特別措置が必要な区域について<u>講ずべき措置</u>を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、<u>壁その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。</u></p> <p>4. (略)</p> <p>5. (略)</p> <p>6. (略)</p> <p>7. 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に<u>講ずべき事項が定められていること。</u></p> <p>8. (略)</p> <p>9. 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。</p>	<p>○ (略)</p> <p>○ (略)</p> <p>○ 管理区域内において特別措置が必要な区域について<u>採るべき措置</u>を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、<u>壁、その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。</u></p> <p>○ (略)</p> <p>○ (略)</p> <p>○ (略)</p> <p>○ 管理区域から物品又は核燃料物質等を搬出及び運搬する際に<u>講ずべき事項が定められていること。</u></p> <p>○ (略)</p> <p>○ <u>協力企業</u>に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。</p>
<p><u>廃棄物管理規則第34条第1項第8号</u> 排気監視設備及び排水監視設備</p> <p>1. <u>放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。</u></p> <p>2. <u>これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、第15号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係</u></p>	<p><u>廃棄物管理規則第34条第1項第9号</u> 排気監視設備及び排水監視設備</p> <p>○ <u>放射性気体廃棄物が発生する場合は、その放出箇所、放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</u></p> <p>(新設)</p>

るものの使用方法については、施設全体の管理方法の一部として、第10号における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。

(削る)

廃棄物管理規則第34条第1項第9号 線量、線量当量、汚染の除去等

1. 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置(個人線量計の管理の方法を含む。)が定められていること。
2. 国際放射線防護委員会 (ICRP) が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念 (as low as reasonably achievable。以下「ALARA」という。)の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。
3. 廃棄物管理規則第27条第1号ハに基づく床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。
4. (略)
5. (略)
6. 核燃料物質等(放射性固体廃棄物を除く。)の事業所の外への運搬に関する行為(事業所の外での運搬中に関するものを除く。)が定められていること。なお、この事項は、第11号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。

- 放射性液体廃棄物が発生する場合は、その放出箇所、放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。

廃棄物管理規則第20条第1項第10号 線量、線量当量、汚染の除去等

- 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置が定められていること。  
(新設)
- 廃棄物管理規則第27条に基づく、床・壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。
- (略)
- (略)
- 核燃料物質等の事業所外への運搬に関する事業所内の措置が定められていること。

<p>7. <u>原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第11号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</u></p> <p>8. <u>放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1））を参考として定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第11号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</u></p> <p>9. (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>○ <u>放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1））を参考として記載していること。</u></p> <p>○ (略)</p>
<p><u>廃棄物管理規則第34条第1項第10号</u> <u>放射線測定器の管理及び放射線測定の方法</u></p> <p>1. <u>放射線測定器（放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。）の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法（測定及び評価の方法を含む。）が定められていること。</u></p> <p>2. <u>放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方</u></p>	<p><u>廃棄物管理規則第34条第1項第11号</u> <u>放射線測定器の管理等</u></p> <p>○ <u>放出管理用計測器について、計測器の種類、所管箇所及び数量が定められていること。</u></p> <p>(新設)</p>

<p>法の一部等として、第15号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	
<p>(削る)</p>	<p>○ <u>放射線計測器について、計測器の種類、所管箇所及び数量が定められていること。</u></p>
<p>(削る)</p>	<p><u>廃棄物管理規則第34条第1項第12号</u> <u>廃棄物管理施設の巡視及び点検</u></p>
<p>(削る)</p>	<p>○ <u>日常の保安活動の評価を踏まえ、廃棄物管理施設の点検対象施設並びに設備の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置に関すること(巡視及び点検の頻度を含む。)について、適切な内容が定められていること。</u></p>
<p>(削る)</p>	<p><u>廃棄物管理規則第34条第1項第13号</u> <u>廃棄物管理施設の施設定期自主検査</u></p>
<p>(削る)</p>	<p>○ <u>実施計画を定めて施設定期自主検査を行うことを定めていること。</u></p>
<p><u>廃棄物管理規則第34条第1項第11号</u> <u>放射性廃棄物の受払い、運搬、廃棄等</u></p>	<p><u>廃棄物管理規則第34条第1項第14号</u> <u>放射性廃棄物の受入れ、運搬、廃棄等</u></p>
<p>1. <u>事業所内における放射性廃棄物の運搬に際して、臨界に達しないようにする措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること及び廃棄施設における廃棄の条件等が定められていること。</u></p>	<p>○ <u>事業所内における放射性廃棄物の受入れ、運搬、廃棄等に際して保安のために講ずべき措置として、放射性物質の飛散又は漏えいを防止する措置を講ずることが定められていること。</u></p>
<p>2. <u>放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の事業所の</u></p>	<p>○ <u>核燃料物質が臨界に達するおそれがある場合は、臨界防止のため</u></p>

<p><u>外への廃棄（放射性廃棄物の輸入を含む。）に関する行為の実施体制が定められていること。</u></p>	<p><u>の措置が定められていること。</u></p>
<p>3. <u>放射性廃棄物の事業所の外への運搬に関する行為（事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、この事項は、第9号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>4. <u>放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>5. <u>放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>6. <u>平常時の環境放射線モニタリングの実施体制（計画、実施、評価等）について定められていること。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>7. <u>ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>廃棄物管理規則第34条第1項第12号</u> 非常の場合に講ずべき処 置</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 緊急時における操作に関する<u>組織内</u>規程類を作成することが定められていること。</p> <p>3. (略)</p>	<p><u>廃棄物管理規則第34条第1項第15号</u> 非常の場合に採るべき処 置</p> <p><input type="radio"/> (略)</p> <p><input type="radio"/> 緊急時における操作に関する<u>社内</u>規程類を作成することが定められていること。</p> <p><input type="radio"/> (略)</p>

<p>4. 緊急事態の発生をもってその後の措置は、<u>原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第7条第1項の原子力事業者防災業務計画</u>によることが定められていること。</p> <p>5. (略)</p> <p>6. 次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する<u>従業員</u>は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。</p> <p>7. 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）、<u>緊急作業</u>を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に<u>講ずべき</u>処置に関し、適切な内容が定められていること。</p> <p>8. 事象が収束した<u>場合には</u>、緊急時体制を解除することが定められていること。</p> <p>9. (略)</p> <p><u>廃棄物管理規則第34条第1項第13号</u> 設計想定事象に係る廃棄</p>	<p>○ 緊急事態の発生をもってその後の措置は<u>防災業務計画</u>によることが定められていること。</p> <p>○ (略)</p> <p>○ <u>次の各号</u>に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。</p> <p><u>1.・2.</u> (略)</p> <p>3. 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する<u>従業員及び協力企業の従業員</u>は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は<u>同法同条第3項</u>に規定する副原子力防災管理者であること。</p> <p>○ 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）<u>及び緊急作業</u>を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に<u>採るべき</u>処置に関し、適切な内容が定められていること。</p> <p>○ 事象が収束した<u>場合は</u>、緊急時体制を解除することが定められていること。</p> <p>○ (略)</p> <p>(新設)</p>
--	--



物管理施設の保全に関する措置

1. 許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。

(1) 廃棄物管理施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、火災が発生した場合に対しては、可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含めて計画していること。

(2) 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。

(3) 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。

(4) その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。

廃棄物管理規則第34条第1項第14号 記録及び報告

1. 廃棄物管理施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。

廃棄物管理規則第34条第1項第16号 記録及び報告

○ 廃棄物管理施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていることが求められる。

<p>2. <u>廃棄物管理規則第26条に定める記録について、その記録の管理に関すること（計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。）</u>が定められていること。</p> <p>3. (略)</p> <p>4. (略)</p> <p>5. (略)</p>	<p><input type="radio"/> 廃棄物管理規則第26条に定める記録について、その記録の管理が定められていること。</p> <p><input type="radio"/> (略)</p> <p><input type="radio"/> (略)</p> <p><input type="radio"/> (略)</p>
<p><u>廃棄物管理規則第34条第1項第15号</u> <u>廃棄物管理施設の施設管理</u></p> <p>1. <u>施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」(原規規発第1912257号-7(令和元年12月25日原子力規制委員会決定))を参考として定められていること。</u></p> <p>2. <u>廃棄物管理施設の経年劣化に係る技術的な評価に関することについては、「廃棄物管理施設の定期的な評価に関する運用ガイド」(原管廃発第13112713号(平成25年11月27日原子力規制委員会決定))等を参考とし、廃棄物管理規則第29条の2に規定された廃棄物管理施設の経年劣化に関する技術的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的実施することが定められていること。</u></p> <p>3. <u>事業を開始した日以後20年を経過した廃棄物管理施設については、長期施設管理方針が定められていること。</u></p>	<p>(新設)</p>

4. 廃棄物管理規則第34条第1項第15号に掲げる廃棄物管理施設の施設管理に関することを変更しようとする場合（廃棄物管理規則第29条の2第1項若しくは第2項の規定により長期施設管理方針を策定し、又は第3項の規定により長期施設管理方針を変更しようとする場合に限る。）は、申請書に廃棄物管理規則第29条の2第1項若しくは第2項の評価の結果又は第3項の見直しの結果を記載した書類（以下「技術評価書」という。）が添付されていること。
5. 長期施設管理方針及び技術評価書の内容は、「廃棄物管理施設の定期的な評価に関するガイド」を参考として記載されていること。
6. 使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。

なお、品質管理基準規則第48条第5項及び品質管理基準規則解釈第48条2の規定に基づき、当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に関与していない要員に検査を実施させる体制でもよい。

廃棄物管理規則第34条第1項第16号 廃棄物管理施設の定期的な評価

1. 廃棄物管理施設の定期的な評価に関することについては、「廃棄物管理施設の定期的な評価に関するガイド」を参考に、廃棄物管理規則第33条の2に規定された廃棄物管理施設の定期的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的実施することが定められていること。

廃棄物管理規則第34条第1項第17号 廃棄物管理施設の定期的な評価

- 廃棄物管理施設の定期的な評価に関することについては、「廃棄物管理施設の定期的な評価に関するガイド」(原管廃発第13112713号（平成25年11月27日原子力規制委員会決定）を参考に、廃棄物管理規則第33条の3に規定された廃棄物管理施設の定期的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価

<p>2. 廃棄物管理施設の定期的な評価に関することについては、廃棄物管理規則第33条の2の規定に基づく措置を講じたときは、同条各項に掲げる評価の結果を踏まえて、保安活動の計画、実施、評価及び改善並びに<u>QMS</u>の改善を行うことが定められていること。</p>	<p>を定期的実施することが定められていること。</p> <p><input type="radio"/> 廃棄物管理施設の定期的な評価に関することについては、廃棄物管理規則第33条の3の規定に基づく措置を講じたときは、同条各項に掲げる評価の結果を踏まえて、保安活動の計画、実施、評価及び改善並びに<u>品質保証計画</u>の改善を行うことが定められていること。</p>
<p><u>廃棄物管理規則第34条第1項第17号</u> 技術情報の共有</p> <p>1. (略)</p>	<p><u>廃棄物管理規則第34条第1項第18号</u> 技術情報の共有</p> <p><input type="radio"/> (略)</p>
<p><u>廃棄物管理規則第34条第1項第18号</u> 不適合発生時の情報の公開</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 情報の公開に関し、自ら管理するウェブサイトへの登録等に必要な事項が定められていること。</p>	<p><u>廃棄物管理規則第34条第1項第19号</u> 不適合発生時の情報の公開</p> <p><input type="radio"/> (略)</p> <p>(新設)</p>
<p><u>廃棄物管理規則第34条第1項第19号</u> その他必要な事項</p> <p>1. 日常の<u>QMS</u>に係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、廃棄物管理施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。</p> <p>2. 保安規定を定める「目的」が、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止を図るものとして定められていること。</p> <p>(削る)</p>	<p><u>廃棄物管理規則第34条第1項第20号</u> その他必要な事項</p> <p><input type="radio"/> 日常の<u>品質保証活動</u>の結果を踏まえ、必要に応じ、廃棄物管理施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。</p> <p><input type="radio"/> 廃棄物管理事業者が、核燃料物質等による災害を防止するため、<u>保安活動を原子炉等規制法第51条の18第1項の規定に基づき保安規定として定めることが「目的」として定められていること。</u></p> <p><input type="radio"/> <u>安全文化を基礎とし、国際放射線防護委員会（ICRP）が19</u></p>

77年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（ALARA : as low as reasonably achievable）の精神にのっとり、核燃料物質等による災害防止のために適切な品質保証活動のもと保安活動を実施することが「基本方針」として定められていること。

別表第10 廃止措置段階の試験研究用等原子炉施設における保安規定の審査基準 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>本審査基準は、廃止措置計画の認可を受けようとする試験研究用等原子炉設置者及び廃止措置計画の認可を受けた試験研究用等原子炉設置者（以下「原子炉設置者」という。）から申請された<u>廃止措置計画</u>に係る保安規定認可申請書又は保安規定変更認可申請書（以下「申請書」という。）の審査に適用する。</p> <p>原子炉設置者は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第37条第1項の規定に基づき、<u>工場又は事業所（船舶にあっては、その船舶。以下「事業所」という。）</u>ごとに保安規定を定め、原子力規制委員会の認可を受けることが義務付けられている。</p> <p>これを受け、原子炉設置者は</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法第43条の3の2第2項</li> <li>・試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和32年総理府令第83号。以下「試験炉規則」という。）第15条第2項</li> </ul> <p>において規定されている各項目について、<u>追加</u>又は変更した保安規定の認可を受けるため、申請書を提出することが求められている。</p>	<p>本審査基準は、廃止措置計画の認可を受けようとする試験研究用等原子炉設置者及び廃止措置計画の認可を受けた試験研究用等原子炉設置者（以下「原子炉設置者」という。）から申請された<u>廃止措置計画の認可を受けようとする試験研究用等原子炉施設及び廃止措置計画の認可を受けた試験研究用等原子炉施設（以下「原子炉施設」という。）</u>に係る保安規定認可申請書又は保安規定変更認可申請書（以下「申請書」という。）の審査に適用する。</p> <p>原子炉設置者は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第37条第1項の規定に基づき、<u>保安規定</u>を定め、原子力規制委員会の認可を受けることが義務付けられている。</p> <p>これを受け、原子炉設置者は</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法第43条の3の2第2項</li> <li>・試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和32年総理府令第83号。以下「試験炉規則」という。）第15条第1項</li> </ul> <p>において規定されている各項目について<u>追加</u>又は変更した保安規定の認可を受けるため、申請書を提出することが求められている。</p>

申請書を受理した原子力規制委員会は、原子炉設置者から申請された保安規定について、法第37条第2項に定める認可要件である

・法第23条第1項若しくは第26条第1項の許可を受けたところ又は同条第2項の規定により届け出たところによるものでないと認められないこと

・核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害の防止上十分でないものであると認められないこと

を確認するための審査を行う。

(削る)

したがって、原子炉設置者から申請された廃止措置段階の保安規定の審査における基準を明確にする観点から、廃止措置段階の保安規定の審査に当たって確認すべき事項等を次のとおり定める。

注) 試験炉規則第15条第2項柱書きに「法第43条の3の2第2項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第37条第1項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。」と規定していることから、廃止措置計画(変更)の

申請書を受理した原子力規制委員会は、原子炉設置者から申請された保安規定について、法第37条第2項に定める認可要件である「核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害の防止上十分でない」と認められないことを確認するための審査を行う。

試験炉規則第15条では、廃止措置中の要求事項を特に設けていないが、廃止措置の進捗に伴い、安全に対する要求事項が変化してゆくことが想定されることから、廃止措置の段階に応じて各項目の要求の程度を勘案する。

したがって、原子炉設置者から申請された保安規定の審査における基準を明確にする観点から、当該保安規定の認可の審査に当たって確認すべき事項等を下記のとおり定める。

(新設)

認可の日までに認可を受ける必要がある。

2. 個々の事項に対する審査

個々の記載事項に対する審査における基準は、以下のとおりとする。

(削る)

(1) 関係法令及び保安規定の遵守のための体制

- ・ 試験炉規則第15条第2項第1号

1) 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき、要領

2. 個々の事項に対する審査

個々の記載事項に対する審査における基準は以下のとおりとする。

○各号共通事項

- ・ 試験炉規則第15条第1項第1号（原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織に関すること。）に定められたところにより、保安規定に明記された職務及び組織にしたがって本事項に関する責任者が明記されていること。
- ・ 試験炉規則第15条第1項第18号（品質保証（保安のために必要な措置を体系的に実施することにより、原子力の安全を確保することをいう。）に関すること。）に定められたところにより、保安規定に明記された品質保証を行う者の職務及び組織にしたがって本事項に関する責任者が明記されていること及び品質保証計画に基づき品質保証活動を実施することが明記されていること。

(新設)



書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。

2) 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実に行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。

## (2) 品質マネジメントシステム

### ・試験炉規則第15条第2項第2号

本事項については、以下のような事項が明記されていること。

1) 品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）については、法第23条第1項若しくは第26条第1項の許可（以下単に「許可」という。）又は法第43条の3の2第2項の認可を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。）及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈（原規規発第1912257号-2（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を踏まえて定められていること。

具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順

(新設)

書等の位置付けを含めて、試験研究用等原子炉施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように記載されていること。

また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしており、とともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。

その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。

2) 手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。

3) 内部監査の仕組みについては、品質管理基準規則第46条第1項及び品質管理基準規則解釈第46条1の規定に基づき、内部監査の対象に関与していない要員に実施させることとしてもよい。

(3) 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

・試験炉規則第15条第2項第3号

(2) に加え、廃止措置の実施に係る組織、文書規定等を定める

(新設)

こと。廃止措置の段階に応じて、保安の方法等が明確に示されていること。

(4) 廃止措置を行う者の職務及び組織

- ・ 試験炉規則第15条第2項第4号

(削る)

(削る)

- 1) 廃止措置段階の試験研究用等原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。

(1) 廃止措置を行う者の職務及び組織

- ・ 試験炉規則第15条第1項第1号

原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。

本事項の記載においては、原子炉施設の管理は、申請書等の記載内容及び試験炉規則に定める措置義務を確実に履行することはもとより、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害を防止するため、保安規定を定め、自らの保安活動を確実に実施する旨が明記された上で、以下について明記されていること。

- 1) 原子炉施設の管理に係る保安のための職務（発電所又は事業所内の保安の監督に関する責任者及び各職務）及び責任範囲並びに組織に関すること

ここで、本項において明記された各職務等については、試験炉規則第15条第1項第1号から第19号に掲げる各事項において、その関わりが明記されていること。

また、試験炉規則第15条第1項第18号に定められたところにより、保安規定に明記された品質保証を行う者の職務及び組織に従って本事項に関する責任者が明記されていること及び品質保証計画に基づき品質保証活動を実施することが明記されてい

(削る)

2) 廃止措置主任者の選任に関すること

廃止措置に係る保安の監督に関する責任者（以下「廃止措置主任者」という。）として、核燃料物質や放射性廃棄物の取扱い及び管理に関する専門的知識及び実務経験を有する者を廃止措置の段階に応じて配置することが、その職務及び責任範囲と併せて定められていること。また、廃止措置主任者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。

なお、法第43条の3の2の廃止措置計画の認可を受けるとともに、試験研究用等原子炉の機能停止措置を行った場合は、法第40条第1項の「試験研究用等原子炉の運転」を行うものではないことから、その旨の保安規定の変更認可を受けた原子炉設置者については、同項の規定による当該試験研究用等原子炉に係る試験研究用等原子炉主任技術者の選任を要しない。

ただし、原子炉設置者は、廃止措置を行うに当たっては、一般公衆や放射線業務従事者の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えないよう、その進捗に応じて、核燃料物質や放射性廃棄物の取扱い等に関し、適切に措置を講じる責任がある。

ること。

2) 会議体に関すること

会議体を設ける場合は、その役割、位置付け、審議事項及び構成員に関すること。

3) 廃止措置主任技術者の選任に関すること

(新設)

法第43条の3の2の廃止措置計画の認可を受けるとともに、かつ、試験研究用等原子炉の機能停止措置を行った場合は、法第40条第1項の「試験研究用等原子炉の運転」を行うものではないことから、原子炉設置者については、その旨の保安規定の変更認可を受けた後は同項の規定による試験研究用等原子炉主任技術者の選任を要しないものとする。

ただし、原子炉設置者は、廃止措置を行うに当たっては、一般公衆や放射線業務従事者の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えないよう、その進捗に応じて、核燃料物質や放射性廃棄物の取扱い等に関し、適切に措置を講じる責任がある。

すなわち、原子炉設置者は、施設内に核燃料物質が存在する場合には、核燃料物質の取扱い、放射性廃棄物の取扱い及び解体作業に係る被ばく管理に関する措置を、施設内から全ての核燃料物質を搬出した場合には放射性廃棄物の取扱い及び解体作業に係る被ばく管理に関する措置を講じる責任がある。

(削る)

表1 (略)

(5) 廃止措置を行う者に対する保安教育

- ・試験炉規則第15条第2項第5号

本事項については、以下のような事項が明記されていること。

- 1) 試験研究用等原子炉施設の運転及び管理を行う者（役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。）について、保安教育実施方針が定められていること。
- 2) 保安教育の内容に関して、以下の事項が定められていること。

(削る)

すなわち、原子炉設置者は、施設内に核燃料物質が存在する場合には、核燃料物質の取扱い、放射性廃棄物の取扱い及び解体作業に係る被ばく管理に関する措置を、施設内から全ての核燃料物質を搬出した場合には放射性廃棄物の取扱い及び解体作業に係る被ばく管理に関する措置を講じる責任がある。

こうしたことから、法第43条の3の2の廃止措置計画の認可を受けた原子炉施設に係る保安規定においては、廃止措置に係る保安の監督に関する責任者（以下「廃止措置主任者」という。）として、核燃料物質や放射性廃棄物の取扱い及び管理に関する専門的知識及び実務経験を有する者を廃止措置の段階に応じて配置することが、その職務及び責任範囲と併せて明記されていることが望ましい。

表1 (略)

(2) 廃止措置を行う者に対する保安教育

- ・試験炉規則第15条第1項第2号

本事項については、以下のような事項が明記されていること。

(新設)

- 1) 保安教育の内容に関すること

ここで、保安教育の内容については、以下のような事項が明記されていること。

<p>a) 関係法令及び<u>保安規定の遵守</u>に関すること。</p> <p>b) <u>試験研究用等原子炉施設の構造及び性能</u>に関すること。</p> <p>c) <u>試験研究用等原子炉施設の廃止措置</u>に関すること。</p> <p>d)・e) (略)</p> <p>f) <u>非常時の場合に講ずべき処置</u>に関すること。</p> <p>g) <u>その他試験研究用等原子炉施設に係る保安教育</u>に関し必要な事項</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>	<p>a) 関係法令及び<u>保安規定</u>に関すること。</p> <p>b) <u>原子炉施設の位置、構造及び設備並びに操作</u>に関すること。 (新設)</p> <p>c)・d) (略)</p> <p>e) <u>非常時の場合に採るべき処置</u>に関すること。</p> <p>f) <u>その他原子炉施設に係る保安教育</u>に関し必要な事項</p> <p>2) <u>保安教育の教育時間</u>に関すること  <u>ここで、教育時間の設定に関しては、核燃料物質等取扱業務特別教育規程（平成12年1月20日労働省告示第1号）の時間数が参考の一つとなる。</u></p> <p>3) <u>原子炉設置者の従業者以外の者（協力企業の従業者等）に対する保安教育</u>に関すること  <u>ここで、保安教育は、原則として、原子炉設置者自らが実施することが明記されていること。また、協力企業に保安教育を実施させる場合は、協力企業に必要な教育内容を提示するとともに、その実施検査の報告、評価を行うことが明記されていること。</u></p> <p>4) <u>放射線業務従事者以外の従業者（工場又は事業所に勤務する役員、事務職員を含む。）に対する保安教育</u>に関すること  <u>ここで、役員への保安教育は、従業者から役員に直接行うものでも良いが、他産業分野における事故・トラブル等の分析等を教材として、安全文化の啓蒙活動や役員自身の安全に係る自</u></p>
---	--

<p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p><u>3) 従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。</u></p> <p><u>4) 従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。</u></p> <p><u>5) 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起ささないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。</u></p> <p>(6) <u>試験研究用等原子炉の運転停止に関する恒久的な措置</u></p> <p>・ <u>試験炉規則第15条第2項第6号</u> (略) 1)・2) (略)</p> <p>(7) <u>試験研究用等原子炉施設の運転及び利用の安全審査</u></p>	<p><u>己啓発的なものが望ましい。</u></p> <p><u>5) 非常時の訓練に関すること</u> <u>ここで、非常時の訓練は年1回以上行うことが明記されていること。</u></p> <p><u>6) 教育実施計画及び実施結果の記録の作成に関すること</u> <u>ここで、教育実施計画の策定に当たっては、保安の監督に関する責任者が、その内容を精査することが明記されていること。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(3) <u>原子炉施設の運転に関すること</u></p> <p>・ <u>試験炉規則第15条第1項第3号</u> (略) 1)・2) (略)</p> <p>(4) <u>原子炉施設の運転及び利用の安全審査</u></p>
--	---

<p>・試験炉規則第15条第2項第7号</p> <p>本事項については、以下のような事項が明記されていること。</p> <p>1) <u>試験研究用等原子炉施設の保安に関する重要事項及び試験研究用等原子炉施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められていること。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p><u>(8) 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びに立入制限</u></p> <p>・試験炉規則第15条第2項第8号</p> <p>本事項については、以下のような事項が明記されていること。</p> <p>1) <u>管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。</u></p> <p>2) <u>管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びこれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中</u></p>	<p>・試験炉規則第15条第1項第4号</p> <p>本事項については、以下のような事項が明記されていること。</p> <p>1) <u>原子炉施設の保安に関する重要事項及び原子炉施設の保安運営に関する重要事項を審議する会議体に関すること。ここで、会議体に関することとは、会議体の審議事項、構成員をいう。</u></p> <p>2) <u>会議体の審議結果の尊重に関すること。</u></p> <p><u>(5) 試験研究用等原子炉(臨界実験装置に限る。)内における燃料体、減速材、反射材等の配置及び配置替えの手続き</u></p> <p>・試験炉規則第15条第1項第5号</p> <p>本事項については、<u>運転に伴う配置替え等はないと考えられるが、以下のような事項が明記されていること。</u></p> <p>1) <u>燃料体等の運搬及び仮置きに関すること。</u></p> <p>2) <u>燃料体等の受払い及び検査に関すること。</u></p> <p><u>(6) 管理区域、保全区域及び周辺監視区域</u></p> <p>・試験炉規則第15条第1項第6号</p> <p>本事項については、以下のような事項が明記されていること。</p> <p>1) <u>管理区域の設定及び措置並びに立入制限等に関すること</u></p> <p><u>ここで、措置とは、試験炉規則第7条第1号に掲げられた措置をいう。</u></p> <p>(新設)</p>
---	--



<p><u>の放射性物質濃度の基準値が定められていること。</u></p> <p>3) <u>管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。</u></p> <p>4) <u>管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。</u></p> <p>5) <u>管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。</u></p> <p>6) <u>管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。</u></p> <p>7) <u>管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。</u></p> <p>8) <u>保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められていること。</u></p> <p>9) <u>周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。</u></p> <p>10) <u>役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。</u></p> <p><u>(9) 排気監視設備及び排水監視設備</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2) <u>保全区域の設定及び措置並びに立入制限等に関すること</u>  <u>ここで、措置とは、試験炉規則第7条第2号に掲げられた措置をいう。</u></p> <p>3) <u>周辺監視区域の設定及び措置並びに立入制限等に関すること</u>  <u>ここで、措置とは、試験炉規則第7条第3号に掲げられた措置をいう。</u></p> <p>(新設)</p> <p><u>(7) 排気監視設備及び排水監視設備</u></p>
--	--

<p>・試験炉規則第15条第2項第9号</p> <p>本事項については、以下のような事項が明記されていること。</p> <p>1) <u>放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。</u></p> <p><u>これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、(17)における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものの使用方法については、施設全体の管理方法の一部として、(11)における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。</u></p> <p>(削る)</p>	<p>・試験炉規則第15条第1項第7号</p> <p>本事項については、以下のような事項が明記されていること。</p> <p>1) <u>排気監視設備及び排水監視設備の管理に関すること。</u></p> <p><u>排気監視設備及び排水監視設備とは、申請書等に記載された設備をいい、管理とは、点検内容及び点検頻度をいう。</u></p> <p>2) <u>排気監視設備及び排水監視設備の点検及び点検により異常を認めた場合の処置に関すること。</u></p>
<p>(10) <u>線量、線量当量、汚染の除去等</u></p> <p>・試験炉規則第15条第2項第10号</p> <p>本事項については、以下のような事項が明記されていること。</p> <p>1) <u>放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置(個人線量計の管理の方法を含む。)</u>が定められていること。</p> <p>2) <u>国際放射線防護委員会(ICRP)が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念(as low as</u></p>	<p>(8) <u>汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視及び汚染の除去</u></p> <p>・試験炉規則第15条第1項第8号</p> <p>本事項については、以下のような事項が明記されていること。</p> <p>1) <u>放射線業務従事者の線量及び放射線業務従事者が呼吸する空气中的放射性物質の濃度に関すること。放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置</u>が定められていること。</p> <p>(新設)</p>

reasonably achievable。以下「ALARA」という。）の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。

(削る)

3) 試験炉規則第7条に基づく床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。

4) 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。

5) 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。

6) 核燃料物質等（新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。）の事業所の外への運搬に関する行為（事業所の外での運搬中に関するものを除く。）が定められていること。なお、この事項は、(12)又は(13)における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。

7) 法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に

2) 管理区域内の放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度、管理区域からの人の退去、又は持ち出し物品等の表面の放射性物質の密度の監視に関すること。

3) 管理区域内の床、壁、その他人の触れるおそれのある物であって放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度が原子力規制委員会の定めた密度を超えた場合等の措置に関することとして、試験炉規則第7条に基づく、床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、(13)における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。

8) 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1））を参考として記載していること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、(13)における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。

9) 汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。

(11) 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法

・試験炉規則第15条第2項第1号

本事項については、以下のような事項が明記されていること。

1) 放射線測定器（放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。）の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法（測定及び評価の方法を含む。）が定められてい

(新設)

(新設)

(9) 放射線測定器の管理

・試験炉規則第15条第1項第9号

本事項については、以下のような事項が明記されていること。

1) 放射線測定機器の管理に関すること。  
管理とは、点検内容及び点検頻度をいう。

ること。

2) 放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、(17)における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。

(削る)

(削る)

2) 測定器の種類、測定頻度、測定箇所等に関すること。

(10) 原子炉施設の巡視及び点検

・ 試験炉規則第15条第1項第10号

本事項については、以下のような事項が明記されていること。

1) 巡視及び点検の頻度並びに対象とする原子炉施設に関すること。

2) 原子炉施設の巡視、点検の状況、これらに伴う処置に関すること(巡視の頻度を含む。)及びその担当者の氏名の記録に関すること。

3) 巡視及び点検の結果の記録並びに異常を認めた場合の処置に関すること。

(11) 原子炉施設の施設定期自主検査に関すること(保安上特に管理を必要とする設備の特定を含む。)

・ 試験炉規則第15条第1項第11号

本事項については、以下のような事項が明記されていること。

1) 施設定期自主検査の対象及び検査の頻度に関すること。

2) 施設定期自主検査の実施計画に関すること。

3) 保安上特に管理を必要とする設備の特定に関すること。

<p>(削る)</p> <p><u>(12) 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>試験炉規則第15条第2項第12号</u> 本事項については、以下のような事項が明記されていること。</li> </ul> <p>(削る)</p> <p><u>1) 事業所内における新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して、臨界に達しないようにする措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること及び貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。</u></p> <p><u>2) 新燃料及び使用済燃料の事業所の外への運搬に関する行為(事業所の外での運搬中に関するものを除く。)に関することが定められていること。なお、この事項は、(10)及び(13)における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</u></p> <p><u>(13) 放射性廃棄物の廃棄</u></p>	<p><u>(12) 放射線利用に係る保安に関すること</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>試験炉規則第15条第1項第13号</u> <u>本事項については、記録の保存期間に関することが明記されていること。</u></li> </ul> <p><u>(13) 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>試験炉規則第15条第1項第13号</u> 本事項については、以下のような事項が明記されていること。</li> </ul> <p><u>1) 核燃料物質の受払い及びその措置に関すること。</u></p> <p><u>2) 核燃料物質の工場又は事業所内及び工場又は事業所の外における運搬に関すること。</u> <u>ここでは、工場又は事業所内において行われる新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して講ずべき保安管理措置として、運搬する場合に臨界に達しない措置を講ずること及び貯蔵施設等が定められていること。</u></p> <p><u>3) 貯蔵する核燃料物質の種類及び数量並びに貯蔵施設の管理その他の取扱いに関すること。</u> <u>ここでは、貯蔵する核燃料物質の種類及び数量については、許可された廃止措置計画に記載する種類及び数量を超えないようにすることが明記されていること。</u></p> <p><u>(14) 放射性廃棄物の廃棄</u></p>
---	--

<p>・試験炉規則第15条第2項第13号</p> <p>本事項については、以下のような事項が明記されていること。</p> <p><u>1) 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。</u></p> <p><u>2) 放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の事業所の外への廃棄(放射性廃棄物の輸入を含む。)に関する行為の実施体制が定められていること。</u></p> <p><u>3) 放射性固体廃棄物の事業所の外への運搬に関する行為(事業所の外での運搬中に関するものを除く。)に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、この事項は、(10)及び(12)における運搬に関する事項と併せて定められていること。</u></p> <p><u>4) 放射性液体廃棄物の放出箇所、放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</u></p> <p><u>5) 放射性気体廃棄物の放出箇所及び放出管理目標値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</u></p> <p><u>6) 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制(計画、実施、評価等)について定められていること。</u></p> <p><u>7) ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。</u></p>	<p>・試験炉規則第15条第1項第14号</p> <p>本事項については、以下のような事項が明記されていること。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>1) <u>放射性気体廃棄物を廃棄する場合の排気中の放射性物質の濃度の監視に関すること。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
---	--

<p>(削る)</p>	<p><u>2) 放射性液体廃棄物を廃棄する場合の排水中の放射性物質の濃度の監視に関すること。</u></p>
<p>(削る)</p>	<p><u>3) 放射性固体廃棄物を廃棄する場合の放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量等に関すること。</u></p>
<p><u>(14) 非常の場合に講ずべき処置</u></p> <p>・試験炉規則第15条第2項第14号</p> <p>本事項については、以下のような事項が明記されていること。</p> <p><u>1) 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。</u></p> <p><u>2) 緊急時における運転に関する組織内規程類を作成することが定められていること。</u></p> <p><u>3) 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報すること（事業所内の見学者、外部研究者等に対する避難指示等を含む。）が定められていること。</u></p> <p><u>4) 緊急事態の発生をもってその後の措置は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第7条第1項の原子力事業者防災業務計画によることが定められていること。</u></p> <p><u>5) 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急処置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。</u></p> <p><u>6) 次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。</u></p>	<p><u>(15) 非常の場合に採るべき処置</u></p> <p>・試験炉規則第15条第1項第15号</p> <p>本事項については、以下のような事項が明記されていること。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>1) 非常時の組織及び要員に関すること。なお、緊急作業に係る要員については、次の各号に掲げる要件に該当する放射線</u></p>



と。

- a) 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を試験研究用等原子炉設置者に書面で申し出た者であること。
- b) (略)
- c) 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。

(削る)

(削る)

(削る)

7) 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理 (放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。)、緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。

業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定すること。

- a) 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を試験研究用等原子炉設置者に書面で申し出た者であること。
- b) (略)
- c) 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員及び協力企業の従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。

2) 非常時対応資機材の整備及び管理に関すること。

3) 非常時の通報連絡系統に関すること (工場等内の見学者、外部研究者等に対する避難指示等を含む)。

4) 非常時の措置 (発令、活動及び解除を含む。)に関すること。

5) 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理 (放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。) 及び緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に採るべき処置に関すること。

<p>(削る)</p> <p><u>8) 事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。</u></p> <p><u>9) 防災訓練の実施頻度について定められていること。</u></p> <p><u>(15) 設計想定事象等に係る試験研究用等原子炉施設の保全に関する措置</u></p> <p>・<u>試験炉規則第15条第2項第15号</u></p> <p><u>本事項については、以下のような事項が明記されていること。</u></p> <p><u>1) 許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針又は法第43条の3の2第2項の認可を受けた廃止措置計画に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。</u></p> <p><u>a) 試験研究用等原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項を含めること。</u></p> <p><u>イ 火災</u></p> <p><u>可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関する</u></p>	<p><u>6) 発生頻度が設計基準事故より低く、かつ、多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがある事故の発生が予測される場合において、当該事故の発生及び拡大を防止するために必要な措置に関すること。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
--	---

ること。

ロ 発生頻度が設計基準事故より低い事故であって、試験研究用等原子炉施設から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるもの（以下「多量の放射性物質等を放出する事故」という。）

当該事故の拡大を防止するために必要な措置に関すること。

b) 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。特に多量の放射性物質等を放出する事故の発生時における試験研究用等原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、毎年1回以上定期に実施すること。

c) 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。

d) その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。

(16) 試験研究用等原子炉施設及び廃止措置に係る保安に関する適正な記録及び報告

・ 試験炉規則第15条第2項第16号及び第17号

本事項については、以下のような事項が明記されていること。

1) 試験研究用等原子炉施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが明確に記載されていること。その

(16) 原子炉施設に係る保安に関する記録

・ 試験炉規則第15条第1項第16号

本事項については、以下のような事項が明記されていること。

1) 原子炉施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが明確に記載されていること。記録事項とは、主

<p><u>際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。</u></p> <p><u>2) 試験炉規則第6条に定める記録について、その記録の管理に関すること（計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。）が定められていること。</u></p> <p><u>3) 事業所長及び廃止措置主任者に報告すべき事項が定められていること。</u></p> <p><u>4) 特に、試験炉規則第16条の14各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が定められていること。</u></p> <p><u>5) 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。</u></p> <p><u>(17) 試験研究用等原子炉施設の施設管理</u></p> <p><u>・試験炉規則第15条第2項第18号</u></p> <p><u>本事項については、以下のような事項が明記されていること。</u></p> <p><u>1) 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」（原規規発第1912257号-7（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を参考として定めら</u></p>	<p><u>として原子炉施設の検査記録、燃料体の記録、放射線管理記録、保守記録等試験炉規則第6条に掲げる記録をいう。</u></p> <p>(新設)</p> <p><u>2) 事故故障等の報告に関すること。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
---	---

<p><u>れていること（廃止措置計画の認可後に安全機能を維持する必要のある施設の施設管理を含む。）。</u></p> <p><u>2) 使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。</u></p> <p><u>なお、品質管理基準規則第48条第5項及び品質管理基準規則解釈第48条2の規定に基づき、当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に関与していない要員に検査を実施させることとしてもよい。</u></p>	
<p><u>(18) 保安に関する技術情報についての他の試験研究用等原子炉設置者との共有</u></p> <p><u>・試験炉規則第15条第2項第19号</u></p> <p><u>本事項については、以下のような事項が明記されていること。</u></p> <p><u>1) メーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報を事業者の情報共有の場を活用し、他の試験研究用等原子炉設置者と共有し、自らの試験研究用等原子炉施設の保安を向上させるための措置が記載されていること。</u></p>	(新設)
<p><u>(19) 不適合発生時の情報の公開</u></p> <p><u>・試験炉規則第15条第2項第20号</u></p> <p><u>本事項については、以下のような事項が明記されていること。</u></p> <p><u>1) 試験研究用等原子炉施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること。</u></p>	(新設)

<p><u>2) 情報の公開に関し、自ら管理するウェブサイトへの登録等に 必要な事項が定められていること。</u></p> <p>(20) <u>廃止措置の管理</u></p> <p>・ <u>試験炉規則第15条第2項第21号</u> <u>廃止措置作業の計画、廃棄物の管理、廃止措置の実施の管理につ いて、必要な事項が記録されていること。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>	<p>(新設)</p> <p><u>(17) 原子炉施設の定期的な評価に関すること</u></p> <p>・ <u>試験炉規則第15条第1項第17号</u> <u>本事項については、以下のような事項が明記されていること。</u></p> <p><u>1) 評価の実施に係る措置に関すること。</u> <u>ここで、評価に実施に係る措置とは、試験炉規則第14条の 2各号に定められた事項をいう。</u></p> <p><u>2) 会議体に関すること。</u></p> <p><u>3) 評価実施計画に関すること。</u></p> <p><u>4) 評価の実施と結果の報告に関すること。</u></p> <p><u>5) 経年変化に関する評価結果に基づき策定した保全計画に基づ く保全活動に関すること。</u></p> <p><u>(18) 原子炉施設の品質保証</u></p> <p>・ <u>試験炉規則第15条第1項第18号</u> <u>試験炉規則第15条第1項第1号(原子炉施設の運転及び管理を</u></p>
--	---

行う者の職務及び組織に関すること。)に定められたところにより、保安規定に明記された職務及び組織に従って本事項に関する責任者が明記されていること。

また、本事項については、品質保証を導入して保安のために必要な措置を体系的に実施する旨を明記した上で、以下の事項が明記されていること。

1) 品質保証計画の策定に関すること

① 品質保証を行うため、トップマネジメントが、品質保証計画を策定すること。

② 品質保証計画は、品質保証活動を実施するために必要な文書の発行、レビュー等に関して定める手続きに従って管理を行うこと。

2) 品質保証を行う者の組織及び職務に関すること。

① 組織の範囲

保安管理組織のうち、品質保証に係る組織（品質保証を行う者（監査に係る組織を含む。））に関すること。なお、品質保証に係る組織は、保安管理組織の組織図中において、その範囲が明記されていること。

② トップマネジメント

原子炉設置者（法人においてはその代表者）、工場又は事業所の長（以下「組織の長」という。）が、品質保証に係る組織のトップマネジメントとして、品質保証計画の策定、品質保証活動の実施、評価及び継続的な改善を総括することが明記

	<p><u>されていること。ここで、総括とは、自ら又は品質保証の総括を行う者を通じて、品質保証に係る事項の全体を見渡し、まとめること等をいう。</u></p> <p>③ <u>品質保証責任者の選任</u>  <u>品質保証計画の策定、品質保証活動の実施、評価及び品質保証計画の継続的な改善に関し、以下に例示する事項を実施する責任者（以下「品質保証責任者」という。）を、管理層の中から選任すること。</u></p> <p>①<u>品質保証に必要なプロセスを確立すること。</u>  ②<u>実施及び維持を確実に実施すること。</u>  ③<u>品質保証活動の実施状況及び改善の必要性の有無について、トップマネジメントに報告すること。</u>  ④<u>組織全体にわたって原子力の安全確保に対する認識を高めることを確実にすること。</u></p> <p>④ <u>品質保証に係る組織の職務</u>  <u>品質保証に係る組織については、以下に例示する職務が明記されていること。なお、保安に関する組織において明記されているものは除く。</u></p> <p>①<u>保安教育の責任者</u>  ②<u>監査の責任者</u>  ③<u>不適合管理の責任者</u>  ④<u>是正処置、予防処置の責任者</u>  ⑤<u>マネジメントレビューの責任者</u></p>
--	--



	<p style="text-align: center;"><u>⑥文書管理、記録管理の責任者</u></p> <p><u>3) 品質保証計画に基づく品質保証活動の実施（保安に関し必要な個々の事項の計画、実施、評価及び継続的な改善を含む。）、評価（監査を含む。）及び品質保証計画の継続的な改善に関する事項</u></p> <p><u>㉑ 品質保証活動に係る教育</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>品質保証活動を実施するに当たっては、以下のような事項を含む取り決め及び手順の概略を明確にして教育を実施すること。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>①品質保証責任者及び監査員が職務遂行のために必要な教育、品質保証に係る組織に属する者が保安に関し必要な個々の事項の職務遂行のために必要な教育及び継続的な改善の結果が必要とされた教育を実施すること。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>②教育・訓練その他の処理の有効性を評価すること。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>③教育、訓練、技能及び経験に関する記録を維持すること。</u></p> <p><u>㉒ 保安に関し必要な個々の事項の計画、実施、評価及び継続的な改善</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>保安に関し必要な以下の事項の計画、実施、評価及び継続的な改善を実施するに当たり、以下のような事項の取り決め及び手順を定め管理を行うこと。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>①保安教育に関すること。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>②原子炉施設の運転に関すること。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>③原子炉施設の運転の安全審査に関すること。</u></p>
--	--

	<p>④試験研究用等原子炉（臨界実験装置に限る。）内の燃料体等の配置等の手続きに関する<u>こと。</u></p> <p>⑤管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関する<u>こと。</u></p> <p>⑥排気監視設備及び排水監視設備に関する<u>こと。</u></p> <p>⑦線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関する<u>こと。</u></p> <p>⑧放射線測定器の管理に関する<u>こと。</u></p> <p>⑨原子炉施設の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置に関する<u>こと。</u></p> <p>⑩原子炉施設の施設定期自主検査に関する<u>こと</u>（保安上特に管理を必要とする設備の特定を含む。）。</p> <p>⑪核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱いに関する<u>こと。</u></p> <p>⑫放射性廃棄物の廃棄に関する<u>こと。</u></p> <p>⑬非常の場合に採るべき処置に関する<u>こと。</u></p> <p>⑭原子炉施設に係る保安に関する記録に関する<u>こと。</u></p> <p>⑮原子炉施設の定期的な評価に関する<u>こと。</u></p> <p>⑯その他原子炉施設に係る保安に関し必要な事項に関する<u>こと。</u></p> <p>◎ 品質保証活動の評価</p> <p>①監査</p>
--	--

	<p><u>以下のような事項を含む取り決め及び手順に関すること。</u></p> <p>ア) <u>監査は、原則、定期的を実施すること。</u></p> <p>イ) <u>監査に先立ち、必要な計画（年度計画、実施計画等）を定めること。</u></p> <p>ウ) <u>監査の結果、明らかになった事項については、不適合管理、是正処置及び予防処置へ展開すること。</u></p> <p>②不適合管理</p> <p><u>以下のような事項を含む取り決め及び手順に関すること。</u></p> <p>ア) <u>不適合が放置されることを防ぐための管理に関すること。</u></p> <p>イ) <u>不適合の性質の記録、不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録の維持に関すること。</u></p> <p>ハ) <u>不適合の修正を施した場合に、要求事項への適合性を実証するための再検証に関すること。</u></p> <p>④ 品質保証計画の継続的な改善</p> <p>①是正処置</p> <p><u>以下のような事項を含む取り決め及び手順に関すること。</u></p> <p>ア) <u>不適合の内容確認に関すること。</u></p> <p>イ) <u>不適合の原因特定に関すること。</u></p> <p>ウ) <u>不適合の再発防止を確実にするための処置の必要性の</u></p>
--	--

	<p><u>評価に関すること。</u></p> <p>エ) <u>必要な処置の決定及び実施に関すること。</u></p> <p>カ) <u>採った処置の結果の記録に関すること。</u></p> <p>キ) <u>是正処置において実施した活動のレビューに関すること。</u></p> <p>②<u>予防処置</u></p> <p><u>以下のような事項を含む取り決め及び手順に関すること。</u></p> <p>ア) <u>起こり得る不適合及びその原因の特定に関すること。</u></p> <p>イ) <u>不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価に関すること。</u></p> <p>ウ) <u>必要な処置の決定及び実施に関すること。</u></p> <p>エ) <u>採った処置の結果の記録に関すること。</u></p> <p>カ) <u>予防処置において実施した活動のレビューに関すること。</u></p> <p>③<u>マネジメントレビュー</u></p> <p><u>以下のような事項を含む取り決め及び手順に関すること。</u></p> <p>ア) <u>トップマネジメントによるマネジメントレビューに関すること。</u></p> <p>イ) <u>マネジメントレビューは、原則、定期的実施すること。</u></p> <p>ウ) <u>マネジメントレビューの結果、明らかになった事項に</u></p>
--	---

<p>(21) <u>その他必要な事項</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>試験炉規則第15条第2項第2号</u> <u>前各項に加えて、以下の内容を定めていること。</u></li> <li>1) <u>日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、試験研究用等原子炉施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。</u> (削る)</li> </ul>	<p><u>については、不適合の管理、是正処置、予防処置へと展開すること。</u></p> <p>4) <u>品質保証活動に関する文書及び記録に関すること。</u></p> <p>④ <u>品質保証活動に関する文書の管理</u></p> <p>① <u>品質保証活動を実施するために必要な文書の発行、レビュー、改定、識別、配布（提供）及び外部文書、廃止文書に関して必要な管理に関すること。</u></p> <p>② <u>品質保証活動を実施するために必要な文書の明確化に関すること。</u></p> <p>⑤ <u>品質保証活動に関する記録の管理</u></p> <p>① <u>品質保証活動を実施するために必要な記録の識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄に関して必要な管理に関すること。</u></p> <p>② <u>品質保証計画における品質保証活動を実施するために必要な記録の明確化に関すること。</u></p> <p>(19) <u>その他原子炉施設に係る保安に関し必要な事項</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>試験炉規則第15条第1項第19号</u> (新設)</li> <li>1) <u>日常の品質保証活動の結果を踏まえ、必要に応じ、原子炉施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。</u></li> <li>2) <u>廃止措置計画の認可後に安全機能を維持する必要がある施設</u></li> </ul>
---	--

<p>(削る)</p> <p>2) <u>保安規定を定める「目的」が、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害の防止を図るものとして定められていること。</u></p>	<p><u>の保守管理については、保安規定に必要事項を記載すること。</u></p> <p>3) <u>安全文化を基礎とし、国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（ALARA：as low as reasonably achievable）の精神にのっとり、原子力施設の災害防止のために適切な品質保証活動のもと保安活動を実施することが「基本方針」として定められていること。</u></p> <p>4) <u>原子炉設置者が、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害を防止するため、保安活動を法第43条の3の24第3項の規定に基づき保安規定として定めることが「目的」として定められていること。</u></p>
---	---